第３章 災害応急対策

第１節 災害応急対策の流れ

１ 災害時に優先的に着手すべき業務

災害時の各段階において、優先的に実行又は着手すべき主な業務を次のとおり時系列的に示す。ただし、その災害の状況等により、柔軟に対応を変える必要があることに留意する。

市及び各防災関係機関は災害対応の各段階に応じた災害応急対策作業の優先順位を理解し、行動する。

市は迅速かつ円滑な応急対策を実施するために、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した個別災害対応マニュアル等の整備を推進する。

２ 津波及び気象警報等が発表中〔初動体制を確立し、災害発生に備え警戒〕

(1) 津波、気象等に関する情報（特別警報・警報・注意報）の伝達、避難

(2) 防災関係機関職員の緊急参集（勤務時間外発生の場合）

(3) 必要に応じて市警戒本部又は市対策本部の設置、防災関係機関の指揮体制確立

(4) 被害情報の収集

(5) 水防警報の発令、河川等の警戒監視の強化

(6) 避難情報の発令

1. 高齢者等避難の発令
   - ア 避難所の開設準備（施設の応急危険度判定の優先実施、市対策本部支部員の派遣）
   - イ 要支援者の所在確認、避難所等への避難
   - ウ 一般市民の自主避難
   - エ 児童生徒等の安全確保
2. 避難指示
   - ア 一般市民の立退き避難又は屋内安全確保、避難所への収容
   - イ 避難所備蓄物資による対応
   - ウ 避難者の状況把握（避難者リスト作成準備）
3. 市民の緊急安全確保

３ 地震、津波、台風等による災害発生から１時間以内〔人命優先に活動しつつ、情報収集〕

(1) 防災関係機関職員の緊急参集

(2) 市対策本部の設置、防災関係機関の指揮体制確立

(3) 水防活動等被害拡大防止活動を実施する。

(4) 被災状況により自衛隊等の出動準備要請、派遣要請

(5) 公的救助機関による被災者の救出、負傷者の搬送

４ 災害発生から 24 時間以内〔人命救助を本格化するとともに、被災者支援を開始〕

(1) 被害情報の収集報告

(2) 国、県、自衛隊、他府県等応援要員の受援体制の確立

(3) 交通規制の実施

(4) 被害状況の把握

(5) 被災地への救護所の設置

(6) ライフライン、公共土木施設等の被害状況調査と応急措置

(7) 帰宅困難者対策
(8) 災害救助法の適用
(9) 通信途絶地域への仮設通信設備設置
(10) 避難所の開設（施設の応急危険度判定の優先実施、市対策本部支部員の派遣）
(11) 避難所への避難者リスト作成及び食料等必要量の把握
(12) 各種施設の被災状況の把握
(13) 避難所等への仮設トイレの設置（参考：徳島県避難所快適トイレ・実践マニュアル）
(14) 避難所等への食料・生活必需品の輸送
(15) 避難所での要配慮者の支援対策の実施
(16) 避難場所等から自宅に戻ろうとする市民の安全確保のため、津波警報等の情報提供
(17) 遺体の一時安置場所の確保
(18) 避難所外避難者の状況の把握
(19) 被災建築物応急危険度判定

５ 災害発生から 72 時間以内〔被災者支援を本格化〕

(1) ボランティアセンターの設置
(2) ボランティアの受入れ
(3) 義援金の受付
(4) 義援金の受入
(5) 救援物資の受入、仕分け、配分
(6) 学校施設の応急復旧、応急教育の実施
(7) 疫学調査、健康診断、被災地への防疫処理
(8) 災害発生から1週間以内 〔応急的な復旧を開始〕
(9) 公営住宅等の提供を行う。
(10) 被災住宅の応急修理
(11) 被災者の心のケア
(12) 遺体の検視、身元確認、火葬
(13) 災害廃棄物の処理

６ 災害発生から１ヶ月以内〔応急的な復旧を本格化〕

(1) 応急仮設住宅の建設
(2) 学校教育の再開
(3) 義援金の配分
(4) 被災者生活再建支援法の適用

第２節 市の活動体制

１ 方針

市内に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、災害応急対策を迅速に実施するため、万全な活動体制をとるものとする。

市内における災害応急対策を実施するため必要があるときは、本計画の定めるところにより市対策本部を置くものとする。

市は、災害の規模によってそれぞれ配備をとるほか、市対策本部を置く程度にいたらない災害時にあっては、市警戒本部又は平常時の組織をもって対処する。

２ 市対策本部の組織と編成（組織計画）

市対策本部の組織は、「鳴門市災害対策本部条例」、「鳴門市災害対策本部運営規程」及び本計画の定めるところによるものとする。

系統及び組織の編成並びに分担任務については次のとおりとする。

(1) 市対策本部に班を設け、班に班長及び副班長を置く。

1. 班長は、市対策本部長の指示を受け班に属する応急対策を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
2. 班長不在の場合は、班長があらかじめ指名する職員がその職務を行う。
3. 副班長は、当該班の所属事項について班長を補佐するとともに、指示を受けて応急対策にあたる。
4. 班員は、班長及び副班長の指示を受け応急対策にあたる。

(2) 各班は次の分担任務によるほか、指示された時は他班の行う事項について応援を行うものとする。

(3) 市対策本部は、木津支部（木津地区）、中央支部（南浜・斎田地区）、黒崎支部（黒崎地区、瀬戸町明神字弐軒家及び楠谷地区）、桑島支部（大桑島・小桑島地区）、川東支部（林崎・北浜・弁財天・岡崎・立岩地区）、里浦支部（里浦町）、鳴門東支部（土佐泊浦地区）、鳴門西支部（三ツ石・高島地区）、瀬戸支部（瀬戸町、但し明神字弐軒家及び楠谷地区を除く）、大津支部（大津町）、北灘支部（北灘町）、堀江支部（堀江地区）、板東支部（板東地区）を設置し、各支部に支部長を置く。支部長は、市民生活班長の指示を受けその地区における災害応急対策の円滑な処理にあたる。

(4) 市対策本部の組織及び各班事務分掌は、次節による。なお、各班の事務については、被害の規模や事態の推移などに即して、各班相互に応援や連携を行い、応急対策に弾力的に取り組むものとする。

３ 鳴門市災害対策本部組織及び各班事務分掌図

本部長

市　　長

副本部長

副　　市　　長
教　　育　　長
企　業　局　長
政　　策　　監
行政改革推進監

本　　部　　員
（各班長等）

本部事務局

危機管理局長

（総務担当）
危機管理課長
危機管理課副課長
危機管理課係長
危機管理課主任
危機管理課主事
総務課副課長（1 名）
人事課副課長
税務課副課長
契約検査室長

(情報整理担当)※企画総務班本務
会計課長
税務課長
戦略企画課長
選挙管理委員会事務局
長議会事務局次長
消防本部警防課副課長

(情報分析担当)※企画総務班本務
総務課長
人事課長
秘書広報課長
財政課長
特定事業推進課長
監査委員事務局長

（広報担当）
秘書広報課（2 名広報担当）
行革デジタル推進本部（2 名）

班名	事務分掌
各班共通事項	1　入手情報、応急対策の実施状況及び被害状況の本部事務局への報告に関すること 2　本部事務局への連絡員の派遣に関すること 3　所管事項の災害防止に関すること
本部事務局	1　災害対策の全般事項（避難指示の発令、自衛隊の災害派遣要請、他市町村への応援要請等）の企画・調整に関すること 2　災害対策本部の設置・配備態勢及び災害対策本部会議の実施の検討に関すること 3　災害対策本部の設置準備に関すること 4　特命事項に関すること 5　国・県等との連絡、調整、報告に関すること 6　情報の記録に関すること 7　情報の整理に関すること※1 8　各種情報の分析及び各班への指示に関すること※2 9　各班所管の被害状況、応急対策に関する情報の収集及び実施状況の進捗管理に関すること※2 10　防災関係機関との連絡及び調整に関すること※2 11　被害状況のとりまとめに関すること※1 12　市民等に対する災害広報及び報道機関に対する発表に関すること 13　災害対策本部会議に関すること 14　災害応急対策用資材調達に関すること 15　各班間の事務の調整に関すること 16　罹災証明に関すること 17　災害援護資金及び災害弔慰金に関すること ※1 情報整理担当の所掌事務 ※2 情報分析担当の所掌事務

班名	事務分掌
企画総務班 班長 企画総務部長 副班長 議会事務局長 総務課長 人事課長 税務課長 秘書広報課長 戦略企画課長 財政課長 特定事業推進課長 会計課長 議会事務局次長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長	1　災害対策諸経費の調査及び予算措置に関すること 2　動員連絡、労務供給調整及び予算措置に関すること 3　災害対策用車輌の確保及び配車輸送に関すること 4　議員に対する災害状況の連絡に関すること 5　庁舎の被害状況調査及び復旧に関すること 6　交通機関等の連絡調整に関すること 7　地域バスに関すること 8　義援金に関すること 9　その他、他の班に属さない事務に関すること ※行革デジタル推進本部は企画総務班に含む

班名	事務分掌
健康福祉班 班長 健康福祉部長 副班長 福祉事務所長 保険課長 健康増進課長 長寿介護課長 人権推進課長 社会福祉課長 子どもいきいき課長	1　被災地の防疫処置活動及び報告に関すること 2　要配慮者の救護に関すること 3　災害時における保健所との連絡調整に関すること 4　医師会救護班派遣要請及び医薬材料等に関すること 5　保育園児の避難誘導及び安全確保に関すること 6　日赤救護班に関すること 7　福祉避難所の開設及び収容に関すること 8　班内の被害状況等の調査報告に関すること 9　班内の連絡調整に関すること 10 災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること
環境衛生班 班長 環境共生部長 副班長 環境政策課長 クリーンセンター管理課長 クリーンセンター廃棄物対策課長	1　被災地の衛生状況調査に関すること 2　被災地の環境衛生指導に関すること 3　公害対策に関すること 4　公害に関する関係機関との連絡調整に関すること 5　ごみ処理施設及びし尿処理施設等の応急復旧に関すること 6　災害時被災地域のごみ回収・処理及びし尿の収集・処理並びに災害廃棄物に関すること 7　火葬施設の応急復旧に関すること 8　死体の埋火葬に関すること 9　班内の被害状況等の調査報告に関すること 10 班内の連絡調整に関すること
経済班 班長 産業振興部長 副班長 商工政策課長 観光振興課長 農林水産課長	1　被災者に対する食料の確保・配分に関すること 2　被災者の炊き出しに関すること 3　炊き出し用の資器材の確保に関すること 4　被害箇所の応急復旧に関すること 5　農業用公共施設の災害予防と応急対策に関すること 6　土地改良区等関係機関との連絡に関すること 7　樋門、排水機場の運転管理並びに応急対策及び復旧に関すること 8　被災商工業者の被害調査に関すること 9　被災商工業者に対する災害資金に関すること 10 班内の被害状況等の調査報告に関すること 11 班内の連絡調整に関すること

班名	事務分掌
建設班 班長 都市建設部長 副班長 まちづくり課長 土木課長 下水道課長 公園緑地課長	1　社会福祉施設の応急修理に関すること 2　緊急収容施設の建設に関すること 3　市営住宅の応急修理に関すること 4　公園施設の応急修理に関すること 5　被害（道路、崖、樋門、排水機場、管渠）のおそれのある箇所の警戒及び応急措置に関すること 6　被害箇所の応急復旧及び障害物の除去に関すること 7　水位、雨量等観測、資料収集報告に関すること 8　水防資機材調達に関すること 9　その他、資材の輸送に関すること 10　工作労務の需給調査に関すること 11　工作資材の発注及び確保に関すること 12　水防法に基づく市水防計画による水防本部設置に係る業務に関すること 13　排水に関すること 14　班内の被害状況等の調査報告に関すること 15　班内の連絡調整に関すること 16　被災建築物の応急危険度判定に関すること
企業班 班長 企業局次長	1　班内の情報収集に関すること 2　班内の連絡調整に関すること
副班長 （水道担当） 水道企画課長 水道事業課長	1　水道施設の応急復旧に関すること 2　飲料水供給に関すること 3　飲料水の検査及び防疫に関すること 4　担当内の被害状況等の調査報告に関すること 5　担当内の連絡調整に関すること 6　水道給水確保に関すること
副班長 （ボートレース事業担当） 企業局次長 ボートレース企画課長 ボートレース事業課長	1　施設及び設備の応急復旧に関すること 2　来場者の避難誘導等、安全確保に関すること 3　担当内の被害状況等の調査報告に関すること 4　担当内の連絡調整に関すること

班名	事務分掌
教育班 班長 教　育　次　長 副班長 教育総務課長 学校教育課長 生涯学習人権課長	1　学校（園）施設その他教育機関施設の防災及び整備、復旧に関すること 2　児童生徒の避難誘導等、安全確保に関すること 3　被災児童生徒の応急教育及び学用品の給与等に関すること 4　学校給食の災害対策に関すること 5 6　社会教育団体等に対する協力要請に関すること 7　避難所開設及び運営への協力に関すること 8　避難者への炊き出しの協力に関すること 9　班内の被害状況等の調査報告に関すること 10 班内の連絡調整に関すること
消防班 班長 消　　防　　長 副班長 消防総務課長 予　防　課　長 警　防　課　長 消　防　署　長	1　防災関係機関及び県との連絡調整報告に関すること 2　気象状況、被害報告の受理、収集伝達に関すること 3　避難命令に関すること 4　消防団の出動に関すること 5　災害の予防警戒防止に関すること 6　消防団の指揮命令に関すること 7　災害警戒、防御に関すること 8　被災者の救出及び救急活動に関すること 9　避難者の誘導に関すること 10 自主防災組織との連携に関すること 11 班内の被害状況等の調査報告に関すること 12 班内の連絡調整に関すること
市民生活班 班長 市民生活部長 副班長 市民協働推進課長 市　民　課　長 （支部対応業務本部） スポーツ課長 文化交流推進課長 市民課副課長	1　避難所の開設及び収容に関すること 2　避難所の世話及び物資の配給に関すること 3　避難所の防疫に関すること 4　その他避難所に関すること 5　災害援助物資の配分、輸送に関すること 6　災害救助用衣料並びに寝具及び生活必需品の確保配給に関すること 7　生活必需品、食料、その他災害救助物資配給援助に関すること 8　社会体育関係団体等に対する協力要請に関すること 9　文化財の災害対策に関すること （支部業務） 1　本部と支部との連絡調整に関すること 2　支部内の被害状況等の調査報告に関すること 3　防疫に関すること 4　その他支部に関すること

4 警戒本部の設置及び閉鎖

(1) 設置

市警戒本部は、市対策本部の設置に至るまでの間の組織であって、気象及び被害状況等の情報収集活動を行うものとし、被害の程度が軽微な場合は、各部において必要な職員を招集し、応急活動を実施する。

1. 設置基準（自動設置）
   ア 当市域に震度 4 又は 5 弱の地震が発生したとき。
2. 判断設置
   ア 当市域に気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水、高潮、大雪警報等が発表され、被害が予測されるときで、危機管理局長の具申に基づき政策監が市警戒本部の設置を必要と認めたとき。
   イ 県内沿岸に津波注意報が発表され、被害が予測されるとき。
   ウ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。
   エ 特殊な災害が発生し、又は災害の発生が予測されるとき。

(2) 市警戒本部の組織及び事務分掌

1. 市警戒本部長は、政策監とする。
2. 市警戒副本部長は、危機管理局長とする。
3. 本部員は、企画総務部長、市民生活部長、環境共生部長、健康福祉部長、都市建設部長、産業振興部長、消防長、企業局次長、教育次長、議会事務局長、福祉事務所長とし、市警戒本部長が不在の場合は危機管理局長がその職務を代行する。
4. 本部員が不在の場合は、本部員があらかじめ指名する職員がその職務を行う。
5. 指名された職員は直ちに参集し、市警戒本部長の指示を受けるものとする。
6. 市警戒本部の設置場所は特別な場合を除き市庁内に置くものとする。
7. 市警戒本部の事務分掌は、市対策本部設置時の各班事務分掌を準用する。
8. 市警戒本部長は、市長の承認を得て高齢者等避難を発令することができる。
9. 市警戒本部長は、市災害対策本部の支部に準じて支部を設置することができる。支部長は、市民生活部長の指示を受けその地区における災害応急対策の円滑な処理にあたる。
10. 市警戒本部長は、被害の状況から応急活動体制の強化が必要な場合は、市対策本部の設置を市長に具申する。

(3) 閉鎖

1. 予想された災害の危険が解消されたとき。
2. 災害発生後における応急措置が完了したとき。

5 市警戒本部組織図

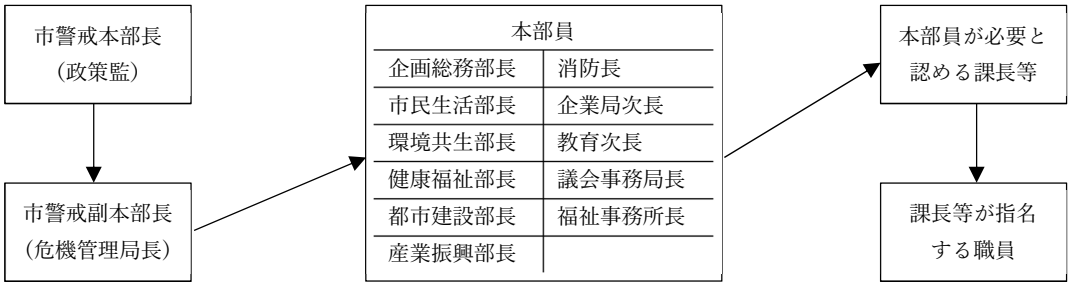

6 災害発生時の市警戒本部設置フロー図

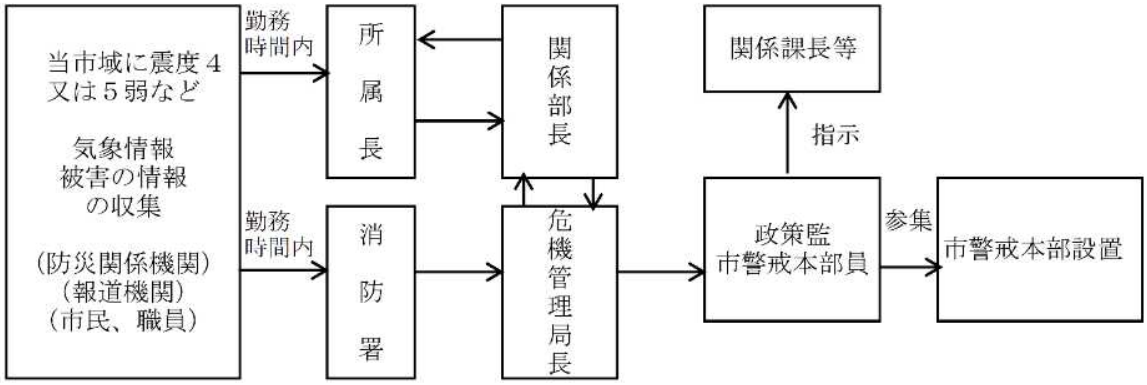

7 市対策本部の設置及び閉鎖

(1) 設置

市内において、災害が発生し、又は発生のおそれが生じ、その被害が広域かつ激甚のため、若しくは人的被害が甚大な場合又はそれらが予想せられる場合において、市がその対策を総合的かつ迅速に行うため必要があると認めるときは、市長は市対策本部を設置するものとし、おおむね次の基準をもって判断するものとする。

1. 自動設置
   - ア 当市域に震度５強以上の地震が発生したとき。
   - イ 県内沿岸に津波警報、大津波警報が発表されたとき。
   - ウ 当市域に気象業務法に基づく特別警報が発表されたとき。
2. 判断設置
   - ア 市警戒本部長の具申に基づき市長が市対策本部の設置を必要と認めたとき。
   - イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。
   - ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。
   - エ その他市長が必要と認めたとき。

(2) 本部会議

災害対策を実施するための意思決定を行うため、本部会議を開催する。本部会議は必要に応じ市対策本部長が招集し、次の事項について協議する。

1. 災害対策の基本方針に関すること。
2. 非常配備体制に関すること。
3. 災害情報の収集伝達に関すること。
4. 避難指示等の避難情報の発令に関すること。
5. 避難所開設及び閉鎖に関すること。
6. 災害救助法適用申請に関すること。
7. 自衛隊の災害派遣に関すること。
8. 関係機関への応援要請に関すること。
9. 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
10. 災害復旧の基本方針に関すること。
11. その他重要な災害に関すること。

(3) 閉鎖

1. 市対策本部長が市内において、災害応急対策がおおむね完了したと認めたとき。
2. 市対策本部長が調査の結果、市に大きな被害がないと認めたとき。
3. 市対策本部長が市内において災害の発生するおそれが解消したと認めたとき。
4. その他市対策本部長が適当と認めたとき。

(4) 設置及び閉鎖の通報等

1. 各部には、庁内放送、電話、無線電話、伝令等で連絡するものとする。
2. 徳島県には、防災行政無線、電話等で通知する。

3. 防災関係機関には、防災行政無線、電話等で通知する。
4. 市民に対して、報道機関、市公式ウェブサイトなどによって通知する。

８ 市対策本部等の設置場所

1. 市対策本部は、特別な場合を除き市消防庁舎に置くものとする。
2. 市対策本部を設置した場合は、市対策本部前に表示板を掲示する。
3. 市対策本部及び市警戒本部の支部は、木津元村集会所、健康福祉交流センター、黒崎集会所、市立図書館、川東公民館、里浦公民館、鳴門東地区コミュニティセンター、鳴門公民館、瀬戸公民館、大津中央公民館、旧北灘中学校、堀江公民館及び板東公民館に置くものとする。

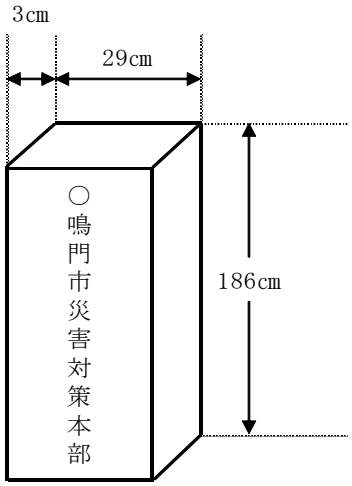

生板地に墨書

９ 市対策本部職員の証票等

(1) 身分証明書

市対策本部及び支部職員の証は「身分証明書」等をもって兼ねるものとし、法第83条第2項による身分を示す証票も兼ねるものとする。

(2) 腕章

市対策本部職員のうち災害応急対策の実証又はその事務に当たるものは、次の腕章を左腕に付けるものとする。

1. 腕章は長さ 40cm、巾 10cm とする。
2. 線及び ○災 の字は赤とし、地色は白とする。
3. 他の字は黒書とする。

ア　本部長及び副本部長腕章

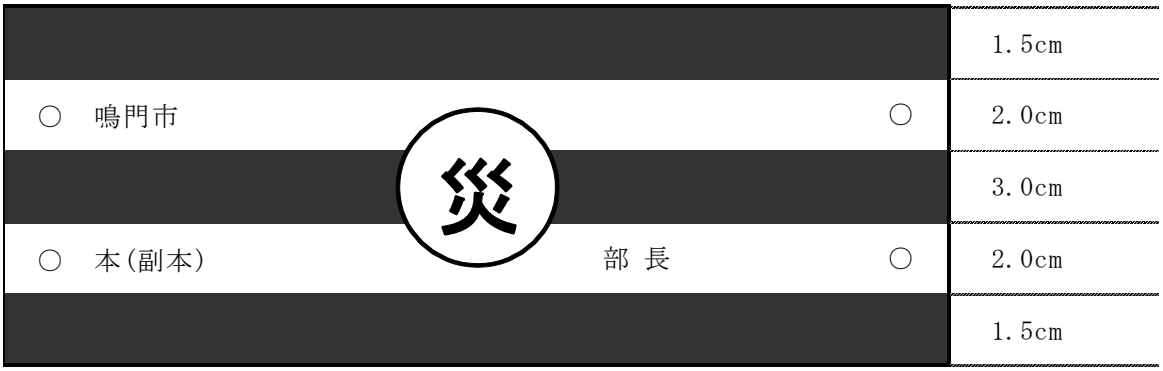

イ　各班班長腕章

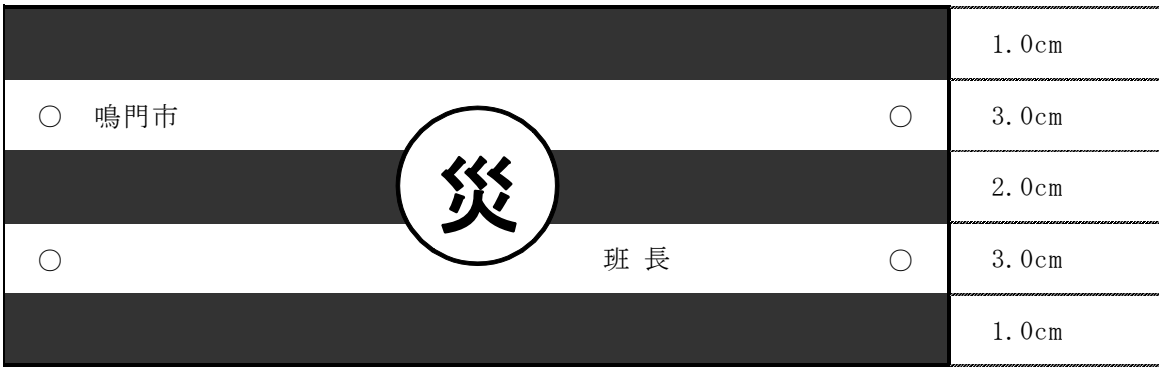

ウ　各班副班長腕章

エ　支部班支部長腕章

オ　支部班主任腕章

カ　市対策本部班員腕章

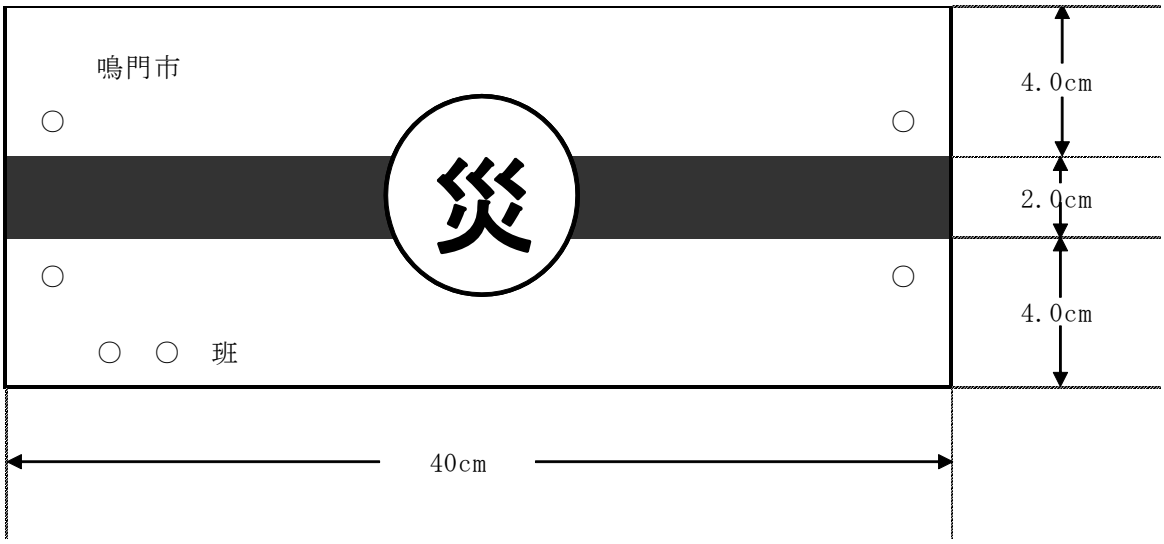

(3) 標旗

市対策本部で災害応急対策に使用する自動車には次の標旗を付けるものとする。

1. 白地に黒書とする。
2. ○災 の字は赤色とする。

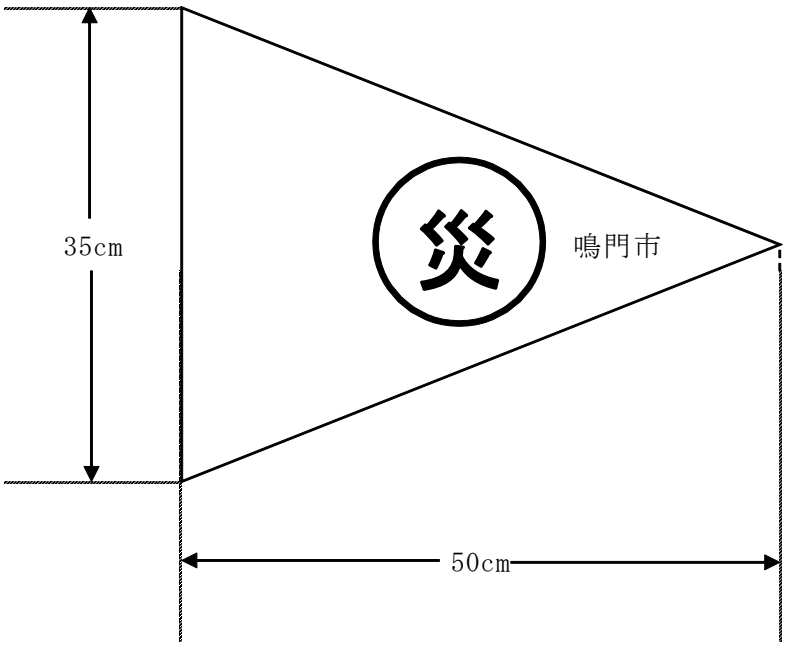

１０ 動員配備体制の種類及び決定

(1) 市対策本部長又は市警戒本部長は災害の規模等を勘案し、本部員に対し次の区分により必要な配備体制をとらせるものとする。ただし、災害の規模、発生の時期等によって特に必要と認められるときは、基準と異なる配備体制を発令することができる。

(2) 各班長等は、災害の規模、発生の時期等によって特に必要と認められるときは、市対策本部長の了解を得て、独自の配備体制を発令することができる。

(3) 県内沿岸に津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合、災害対策本部の設置を待たずに市長の判断により避難指示を発令することができる。

(4) 市対策本部の設置及び配備が決定したとき市警戒本部長は、各班長に伝達するものとし、各班は配備についての連絡に支障を来さないように連絡表を作成し、具体的に連絡方法について計画しておくものとする。

配備区分	配備時期	配備内容
注意体制	1 当市域に気象業務法に基づく注意報及び警報が発表されたとき。	通常の勤務体制で情報収集等を行う。
警戒体制 (市警戒本部・支部設置)	〔自動設置〕 1 当市域に震度 4 又は 5 弱の地震が発生したとき。 〔判断設置〕 1 当市域に気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水、高潮、大雪警報等が発表され、被害が予測されるときで、危機管理局長の具申に基づき政策監が市警戒本部の設置を必要と認めたとき。 2 県内沿岸に津波注意報が発表され、被害が予想されるとき。 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。 4 特殊な災害が発生し、又は災害の発生が予測されるとき。	1 本部員又は本部員が指名した者が警戒のため配備につき、情報収集に努める。 2 被害の程度が軽微な場合は各部において応急活動を行う。 3 速やかに非常体制(市対策本部)に移行し得る体制とする。
非常体制 (市対策本部・支部設置)	〔自動設置〕 1 当市域に震度 5 強以上の地震が発生したとき。 2 県内沿岸に津波警報、大津波警報が発表されたとき。 3 当市域に気象業務法に基づく特別警報が発表されたとき。 〔判断設置〕 1 市警戒本部長の具申に基づき市長が市対策本部の設置を必要と認めたとき。 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 4 その他市長が必要と認めたとき。	〔非常配備〕〔緊急初動配備〕 本計画に基づく配備体制とする 1 全職員が配備につく。 2 各班において所要の措置を講じる。

１１ 職員の動員配備

当市域に気象警報等が発表された場合、又は、地震又は津波の情報を入手した場合における職員の動員配備体制について定めるものとする。

(1) 市警戒本部を設置した場合の職員の配備体制は次のとおりとする。

1. 市警戒本部員が認める所属部署の副課長以上の職員及び所属長があらかじめ指名した職員とする。
2. 各所属長は、職員の連絡方法についてあらかじめ定めておき、指名職員に周知しておかなければならない。

勤務時間内
・　指名された職員は、所属長の指示に従い市警戒本部の任務につくものとする。 ・　庁外で勤務している職員は、直ちに所属部署に連絡し、所属長の指示を受けるものとする。

勤務時間外
・　指名された職員は、直ちに所属長に連絡をとり、指示を受け市警戒本部の任務につくものとする。 ・　その他の職員は、自宅周辺の状況調査を行い、異常がある場合は所属長又は消防署へ報告するとともに所属長の指示を受ける。 ・　職員は、人命の被害、避難者の発生情報等を知った場合は直ちに参集できる体制をとるものとする。

(2) 市対策本部を設置した場合の職員の動員配備体制は、非常配備とする。

1. 市対策本部からの指示を受けた場合の動員体制は次のとおりとする。
2. 所属長は配備体制に基づきあらかじめ定めた職員及び他の職員に系統及び連絡方法について具体的に計画し、周知しておかなければならない。

勤務時間内
・　平常時の勤務体制から、職員は直ちに市対策本部設置時の組織、事務分掌に基づき配備体制につくものとする。庁外で勤務している職員は、直ちに所属部署に連絡し、所属長の指示を受けるものとする。 ・　庁外で勤務している職員は、直ちに帰庁し、所属長の指示を受けるものとする。

勤務時間外
・　職員は、市対策本部が設置された情報を知った場合は、直ちに参集するものとする。 ・　所属長からあらかじめ指名された職員は、所属部署に参集するように努めなければならない。 ・　指名された職員以外の職員で、所属部署に参集することが困難なときは、直近の市の施設に参集し、所属長に連絡し指示を受けなければならない。

１２ 緊急初動体制

(1) 緊急初動体制要員

緊急初動体制要員は、本庁舎までの距離が2km前後に居住する指名された職員をもっ

てあてる。また、緊急初動体制要員のうち参集した職員の中から最上席の職員を、緊急初動班長としてあてる。班長は指揮命令を行う。

なお、活動中において上席の者が参集した場合は、班長を交代し指揮命令権を上席の者に引き継ぐものとする。

(2) 緊急初動体制要員の配備

緊急初動体制要員は、当市域に震度5強以上の地震が発生した場合、県内沿岸に津波警報及び大津波警報が勤務時間外に発表されたことをテレビ、ラジオ等で知った場合は、安全を確保しつつ各自消防庁舎3階会議室に参集するものとする。

また南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が勤務時間外に発表され、災害対策本部の設置が決定した場合においては、その連絡を受けた者から順次、消防庁舎３階会議室に参集するものとする。

(3) 緊急初動体制要員の業務

緊急初動体制要員は、消防庁舎3階会議室に参集後、行動マニュアルに従い、次の業務を行う。

1. 被災状況等の情報収集
2. 幹部への情報連絡及び県への報告
3. 非常体制への移行する措置
4. その他班長が指示する事項

(4) 非常体制への移行措置

非常体制へは、市対策本部員又は本部員が指名した職員の参集状況を勘案した上で、できる限り速やかに移行する。非常体制に移行した時は、緊急初動体制要員は各自の配備体制につくものとする。

１３ 職員の参集手段

(1) 参集はあらゆる手段をもって直ちに参集しなければならない。

(2) 所属長は、職員の所属部署に到着する所要時間を調査し、把握しておくものとする。

１４ 配備に対する職員の心得

(1) 職員は、あらかじめ災害時における配備体制及び自己任務を十分に習熟しておかなければならない。

(2) 職員は、災害の発生又は発生のおそれのあるときは、配備命令がない場合であっても、状況によって自らの判断で速やかに所属部署に参集し、応急活動に従事しなければならない。

(3) 職員は、参集途上において災害状況をできるだけ把握し、到着後、市対策本部に報告するものとする。

１５ 配備から除外する職員

(1) 平常時における病弱者、身体不自由者等で応急活動を実施することが困難であると市対策本部長が認めた者又は発災時において急病、負傷等で参集が不能になった者

(2) その他市対策本部長が認める職員

１６ 職員の動員配備計画系統図

(1) 市警戒本部設置時

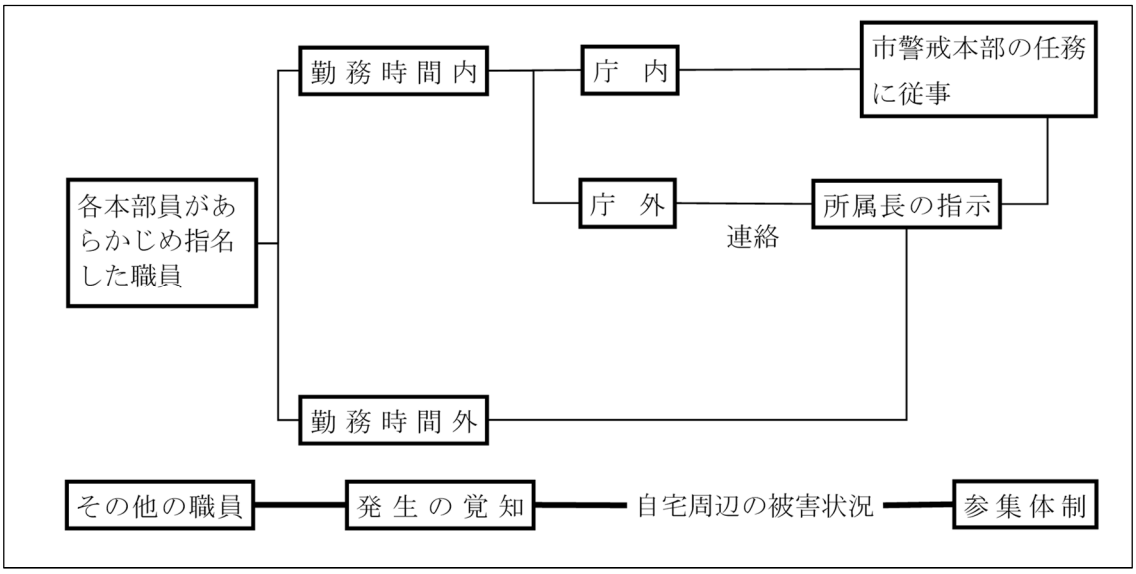

(2) 市対策本部設置時

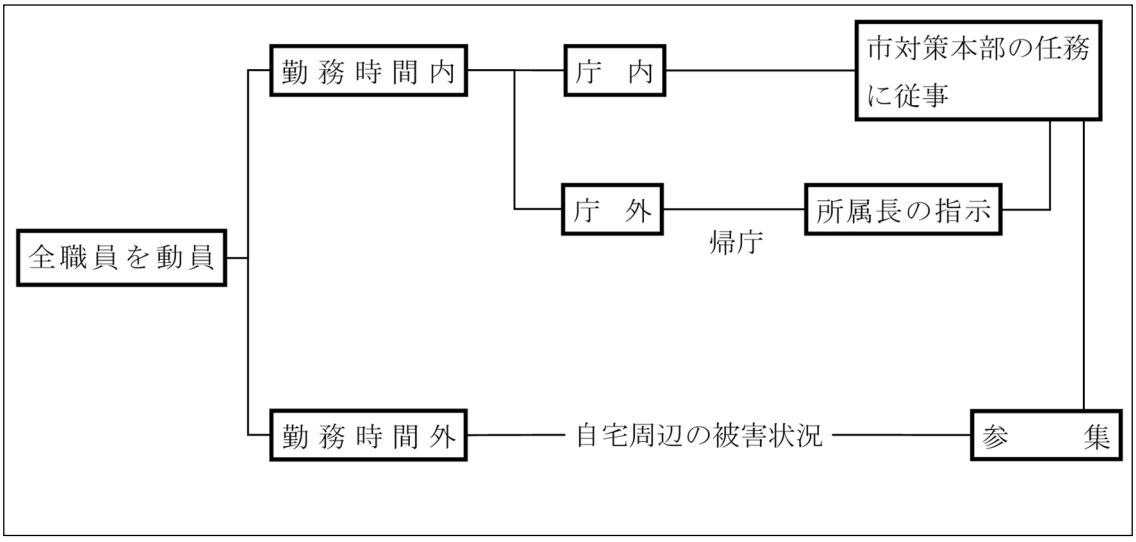

１７ 情報の伝達

災害の発生が予測されるとき、又は災害発生時の気象等に関する警報、注意報及びその他必要な情報の連絡は、伝達系統に従い迅速かつ的確に行い、その周知徹底を図るものとする。

消防本部又は土木課は次に掲げる情報を収集したときは、直ちに危機管理局長に連絡するものとする。

1. 災害の発生のおそれのある気象情報等が関係機関から通報され、また自ら覚知し、緊急措置を実施する必要があると認められるとき。
2. 災害が発生し緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
3. 災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。

(2) 市警戒本部設置時の伝達系統図（市対策本部設置前）

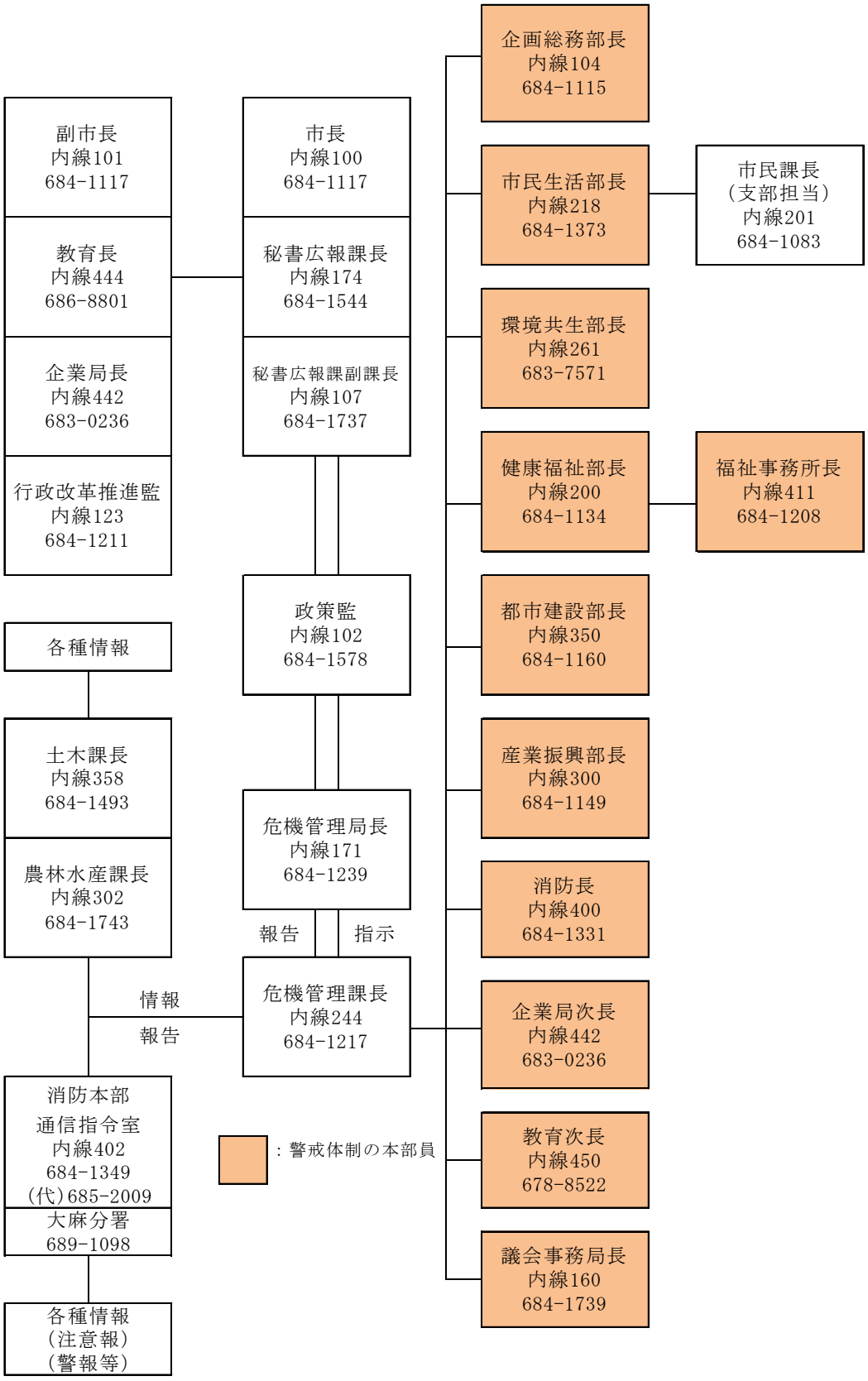

(3) 市災害対策本部設置後の伝達系統図

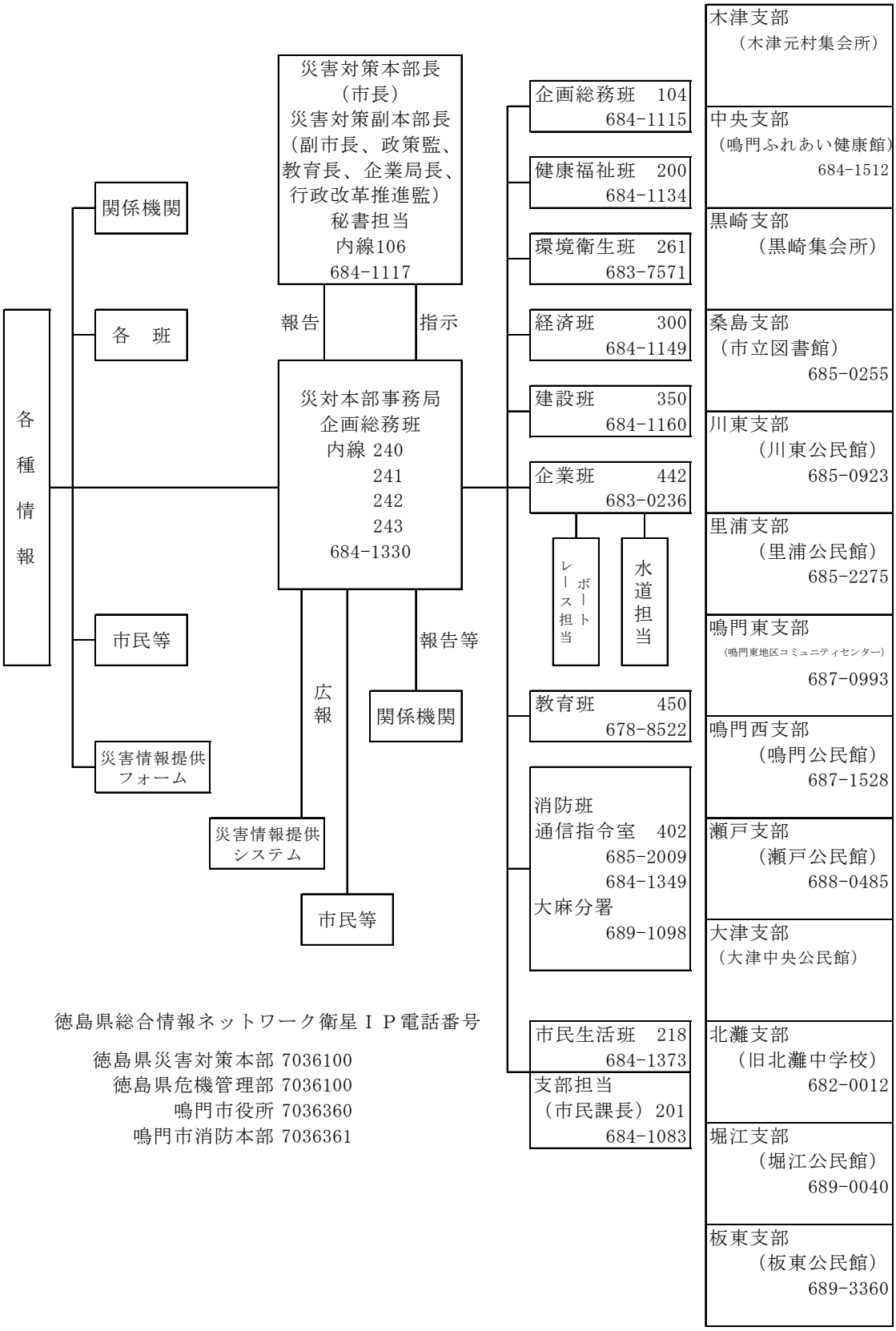

徳島県総合情報ネットワーク衛星ＩＰ電話番号

徳島県災害対策本部 7036100
徳島県危機管理部 7036100
鳴門市役所 7036360
鳴門市消防本部 7036361

１８ 他の団体への応援職員派遣要請

市対策本部長は、災害応急対策実施のため必要があるときは、共通対策編第３章第７節「防災関係機関応援要請」に基づき、若しくは地方自治法第 252 条の 17 又は法第 29 条の規定に基づき、県又は他の地方公共団体から技術者等職員の派遣を求め、災害対策の万全を期するもの

とする。

１９ 徳島県災害対策本部との協働

市対策本部長は、県本部又は県支部或いは県現地災害対策本部が設置された場合、これらと協働して防災対策・災害救助等にあたり、災害救助法発令後は県の補助機関として災害援助にあたる。

２０ マニュアルの作成と人材育成

(1) 方針

市及び県は、平常時からマニュアルの作成や職員の人材育成等に取り組み、災害発生後の迅速かつ円滑な応急対策を実施できる体制の整備に努めるものとする。

(2) マニュアルの作成

市、県及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に通知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

(3) 人材の確保

市、県及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、市及び県は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。

第３節 防災関係機関との情報の伝達

１ 方針

各防災関係機関は、災害による被害の未然防止や軽減の措置を講じるため、気象情報及び災害発生のおそれのある異常な現象等を、予め定めた経路により、迅速・的確に関係機関及び市民に周知することとする。

２ 災害通信連絡系統

災害の発生が予想されるとき、又は災害が発生したときの気象・地象及び水象に関する特別警報、警報・注意報及び情報の通信連絡は、迅速かつ適切に伝達し、その周知徹底を図るものとする。

なお、気象業務法により、特別警報については、その内容を迅速かつ確実に伝えるため、市は市民等への周知の措置を義務づけられている。また、土砂災害防止法により、土砂災害警戒情報については、その内容を迅速かつ確実に伝えるため、県から市町村への通知及び一般への周知が義務づけられている。

３ 大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達系統

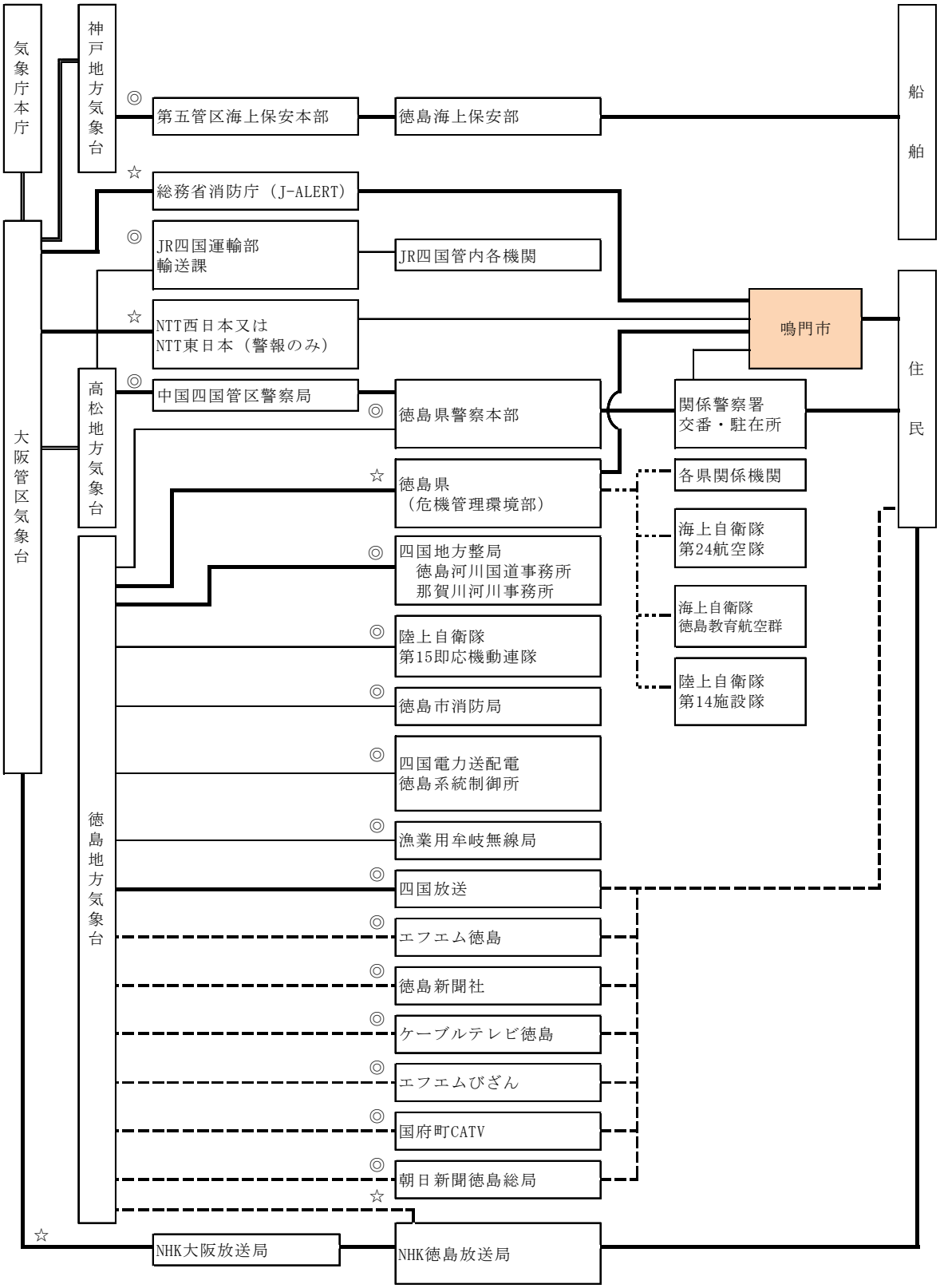

4 津波予報、地震・津波に関する情報の伝達系統

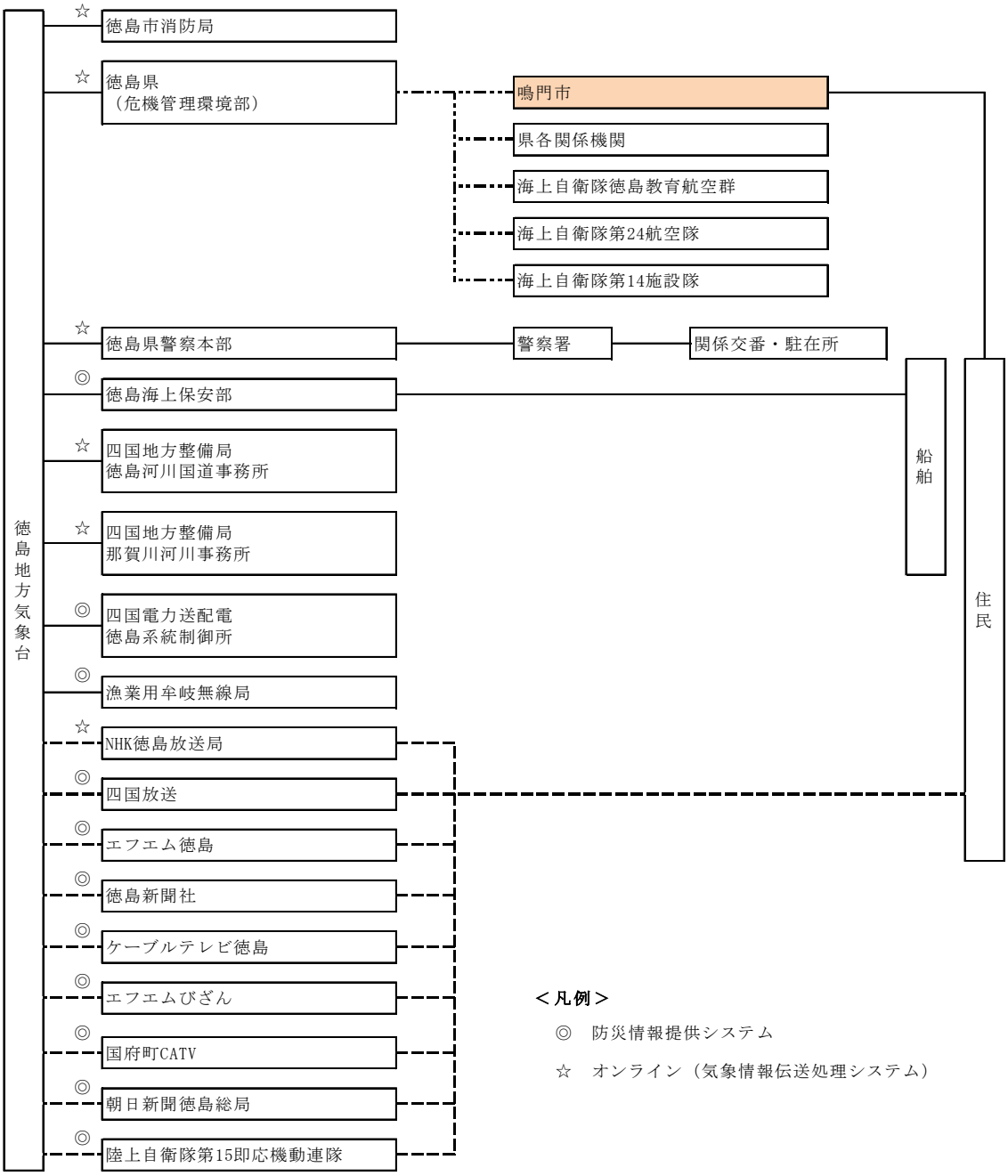

5 気象に関する特別警報・警報の伝達系統

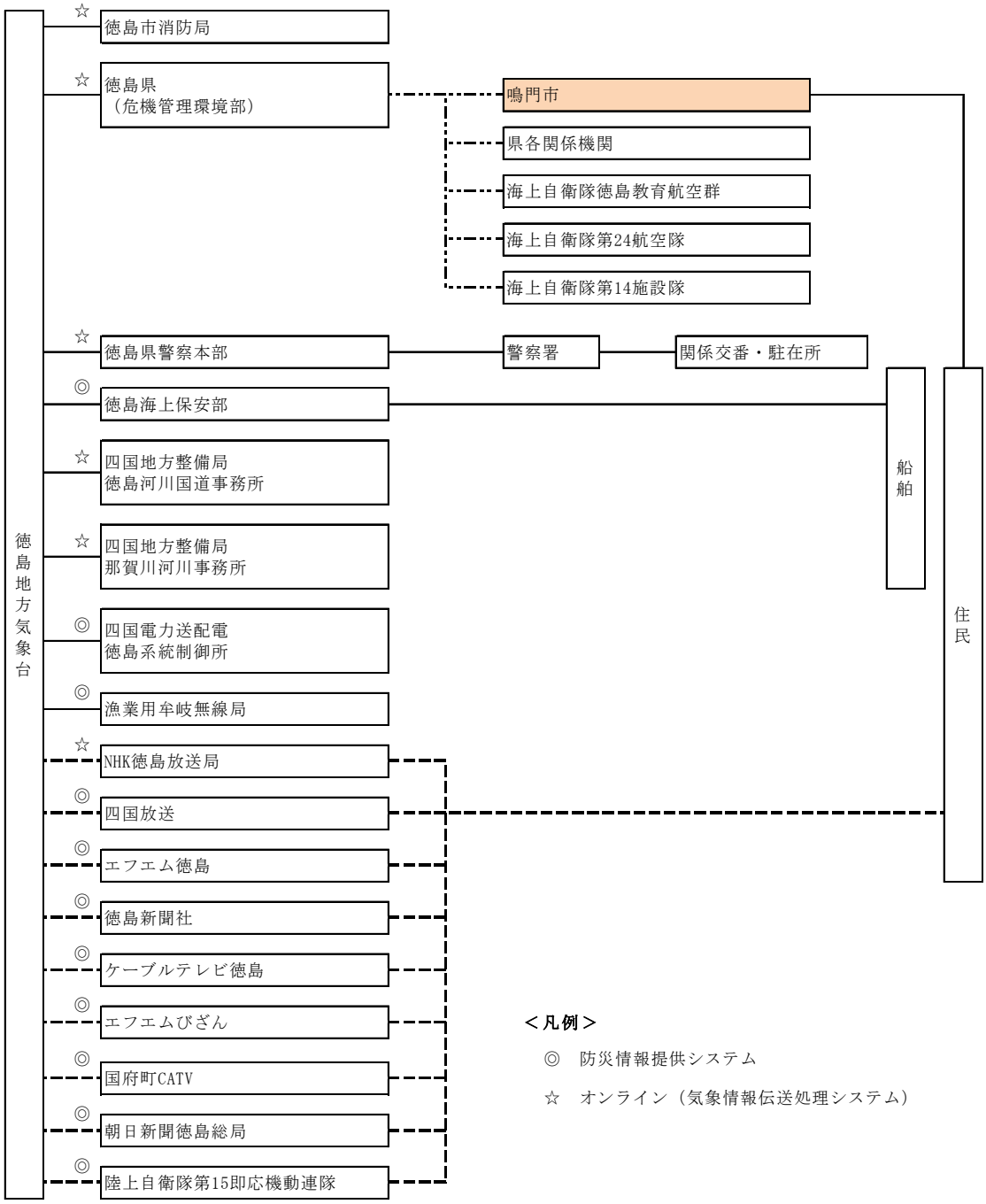

６ 気象に関する注意報・情報の伝達系統

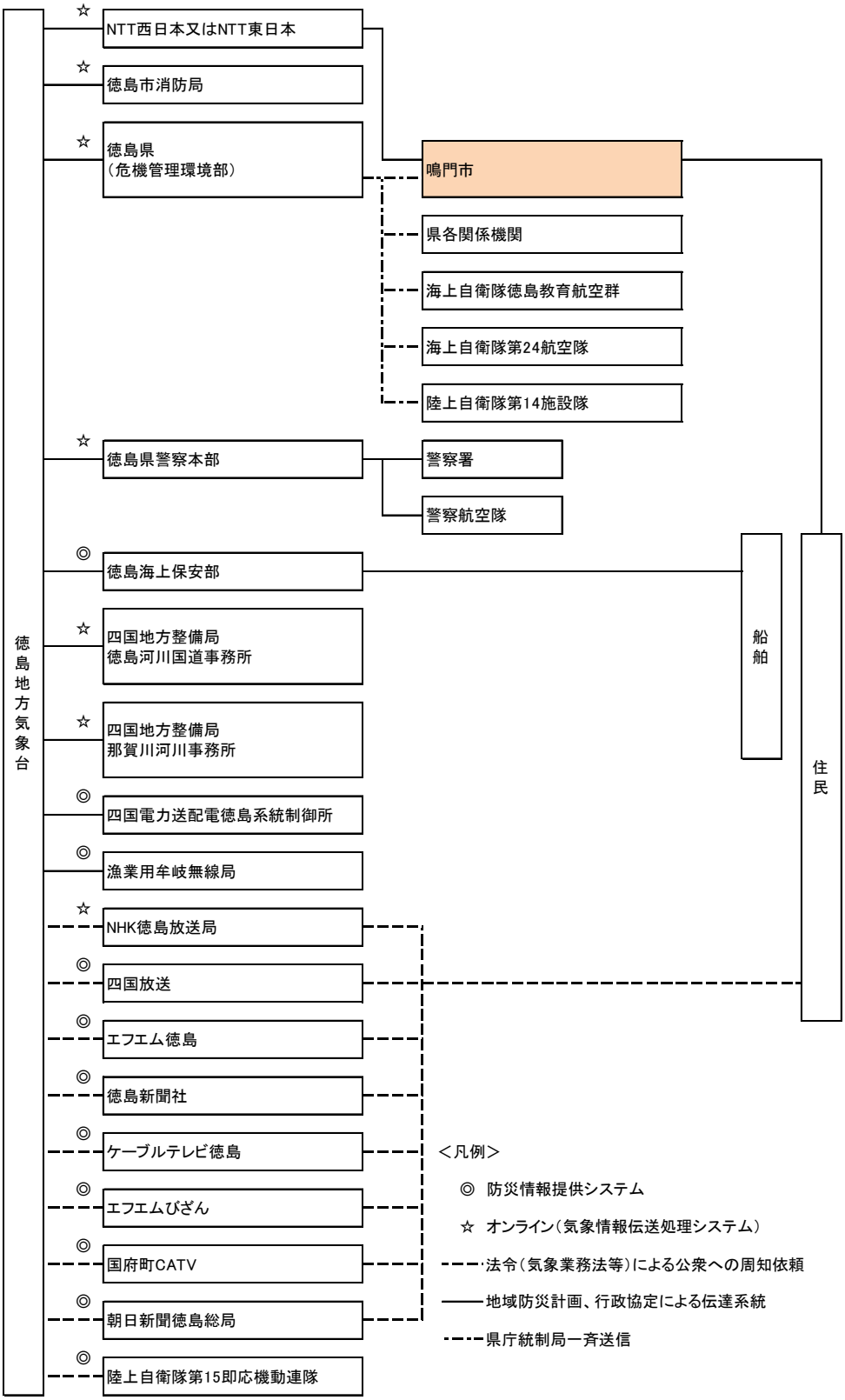

7 指定河川洪水注意報・警報、情報の伝達系統（吉野川）

（徳島地方気象台と四国地方整備局徳島河川国道事務所及び徳島県県土整備部河川整備課が共同で発表する指定河川の洪水予報に関する通報）

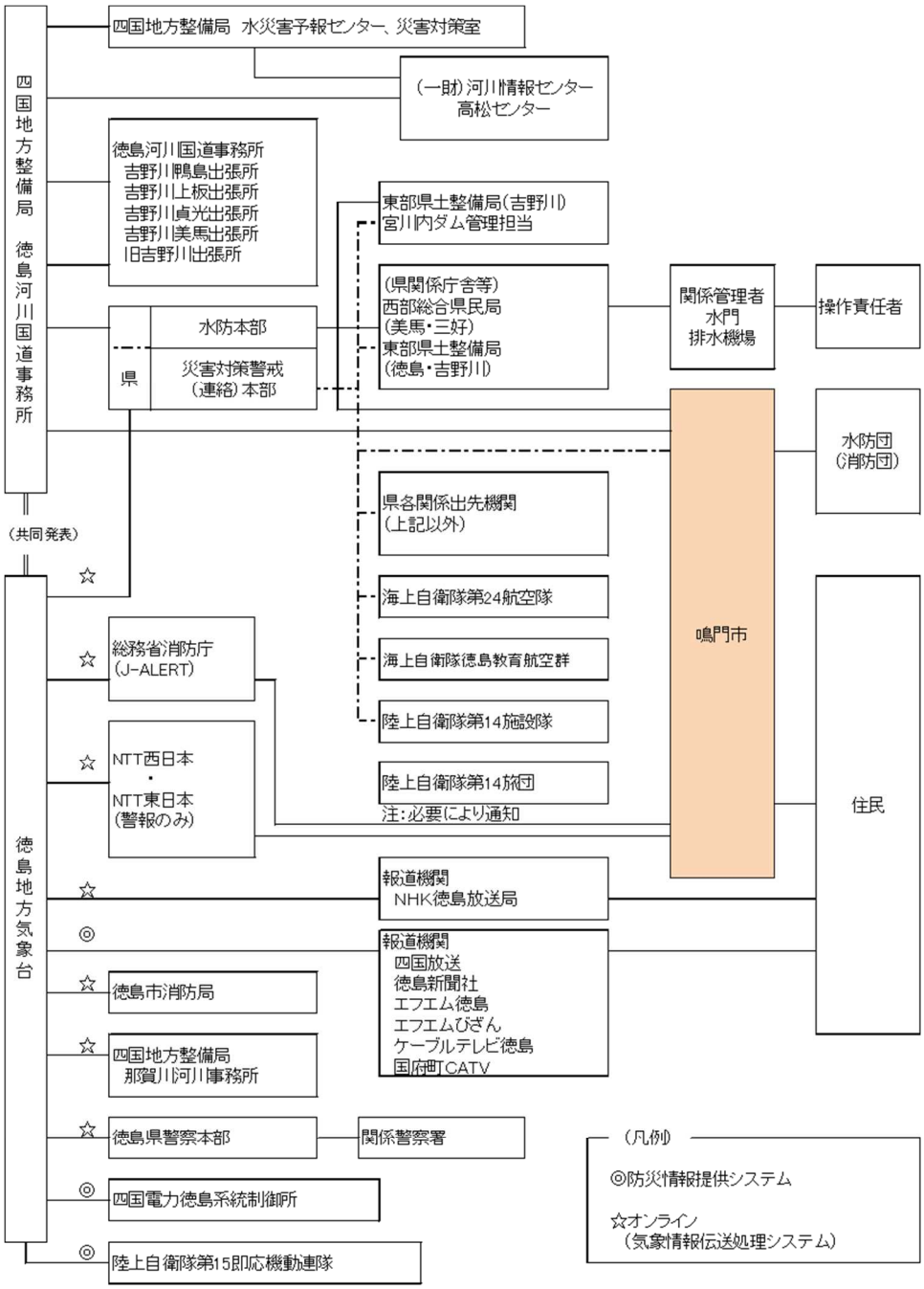

（連絡先）

徳島河川国道事務所河川調査課
（通常時）TEL 088-654-9611 FAX 088-654-9613
（災害体制時）TEL 088-654-2211 FAX 088-654-5512
マイクロ 721-560
（休祭日等）TEL088-654-2211 FAX 088-654-5512

徳島地方気象台
TEL 088-622-3857 FAX 088-652-9407

８ 火災気象通報等の伝達系統

(1) 火災気象通報の伝達系統

火災気象通報とは、消防法第２２条第１項に基づき徳島地方気象台から県に通報されるものである。県は、通報を受けたとき、同第２項に基づき、市に通報する。

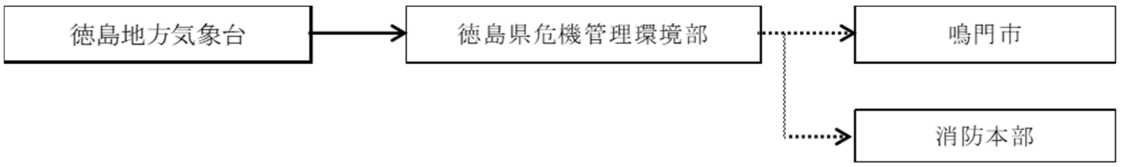

(2) 火災警報の伝達系統

火災警報とは、消防法第２２条第３項に基づき、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに市長が発するものである。

市民に対して警報を発したときは、県に連絡するものとする。

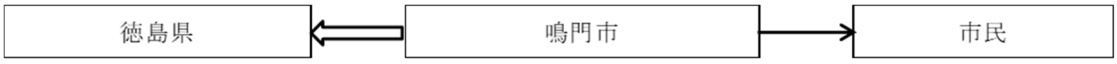

９ 異常な現象を発見した時の伝達系統

(1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。

(2) 通報を受けた警察官又は海上保安官はその旨を速やかに市長に通報するものとする。

(3) (1)又は(2)により通報を受けた市長は、その旨を遅滞なく次の機関に通報するものとする。

1. 徳島地方気象台
2. 徳島県知事(県本部が設置されているときは県本部長)
3. 徳島海上保安部、所管する東部保健福祉局、東部農林水産局、東部県土整備局の東部局、警察署及びその他の関係機関

(4) 市長は(3)による通報と同時に、市民その他関係機関の公私の団体に周知するとともに必要な措置について指示するものとする。

異常現象通報系統

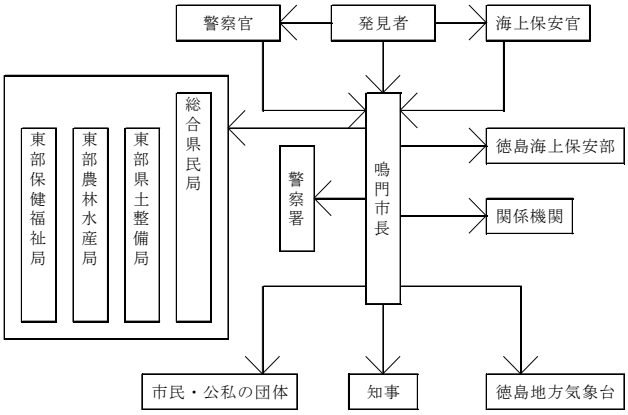

１０ 放送局への放送要請

市長は、法第 56 条の規定による必要な通知又は要請等を行う際に緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、放送局に放送を要請することができる。

第４節 災害情報の収集・伝達

１ 被害状況及び災害応急対策に関する情報の収集・伝達

この計画は、災害発生状況を迅速に収集し、災害応急対策上の指令、伝達等を確実に行うた

めの通信連絡及び情報収集体制について定めるものとする。

市は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡するものとする。

２ 被害状況調査の実施者

被害状況の調査は、市民の生命及び財産に関する事項並びに市の管理する施設については市が、県の管理する施設については県が調査し、次に掲げるライフライン関係機関等も管理施設を調査のうえ、市へ連絡協力するものとする。

(1) 四国旅客鉄道株式会社徳島保線区
(2) 西日本電信電話株式会社徳島支店
(3) 四国電力株式会社徳島支店
(4) 四国電力送配電株式会社徳島支社
(5) 一般社団法人徳島県エルピーガス協会鳴門地区会
(6) 一般社団法人徳島県建設業協会鳴門支部

３ 震度４以上の地震発生時における通信施設の緊急点検等

(1) 有線電話

1. 庁内、庁外線の異常の有無を確認する。この場合、勤務時間内にあっては出先機関との通話状態、勤務時間外にあっては、電話局、関係機関との通話状態を確認するものとする。
2. 点検の結果、通話不可能の場合は、直ちに情報収集及び伝達要員の確保に努め、市対策本部等の連絡にあたるものとする。

(2) 無線電話

1. デジタル防災行政無線、水道無線、徳島県総合情報通信ネットワークシステム等について、地震後直ちに開局するものとする。
2. 通信担当者は、直ちに有線、無線通信機器等の点検及び試験を行い、異常の有無を確認するものとする。
3. 停電時の通信機器及び照明用等の非常電源を確保するものとする。

４ 関係機関等との連絡

(1) 地震後、市の情報収集活動の他、関係機関との連絡を密にし、正確な情報収集に努めるものとする。
(2) 地震後にテレビ、ラジオで情報収集を行う。

５ 通信途絶時の対応

(1) 無線通信の確保

有線電話系統が通信不能となった場合は、消防無線、水道無線、防災行政無線等の通信網及びアマチュア無線局の協力を得て情報収集に努めるものとする。

(2) 情報収集連絡要員の確保

1. 有線電話、無線電話による通信が困難な場合は、情報収集連絡員を確保するものとする。
2. 情報収集連絡員は、避難所５箇所に１人の割合とする。
3. 情報収集連絡員は、自転車、オートバイを使用し、避難所と市対策本部等との連絡及び連絡途上における被害状況の把握に努めるものとする。

６ 被害状況の空中偵察要請

市対策本部長は、情報収集が極めて困難と判断したときは、自衛隊、県警察本部及び県消防

防災ヘリコプターの出動を要請し、上空から的確な被害状況の把握に努め、応急活動の実施及び関係機関への応援要請の判断を行うものとする。

７ 市が収集伝達すべき情報

収集、伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、人的被害、避難措置等市民の生命、身体の保護に関連あるものを優先するものとする。

(1) 緊急要請事項
(2) 災害発生状況（原因、発生日時、発生した場所又は地域）
(3) 被害状況
(4) 災害応急対策実施状況
(5) 道路交通状況（道路被害、交通規制等）
(6) 水道、電気、ガス等生活関連施設の被害状況及び確保対策
(7) 避難状況
(8) 医療救護活動状況
(9) 市民の動静
(10) その他応急対策の実施に際し必要な事項

８ その他の防災機関が収集伝達すべき情報

(1) 被害状況
(2) 災害応急対策実施状況
(3) 復旧見込み等

９ 情報の収集伝達系統図

市及び県の情報伝達・共有は災害時情報共有システムにより行う。市及び県等防災機関は、おおむね次の系統により相互に情報の収集、伝達を行う。

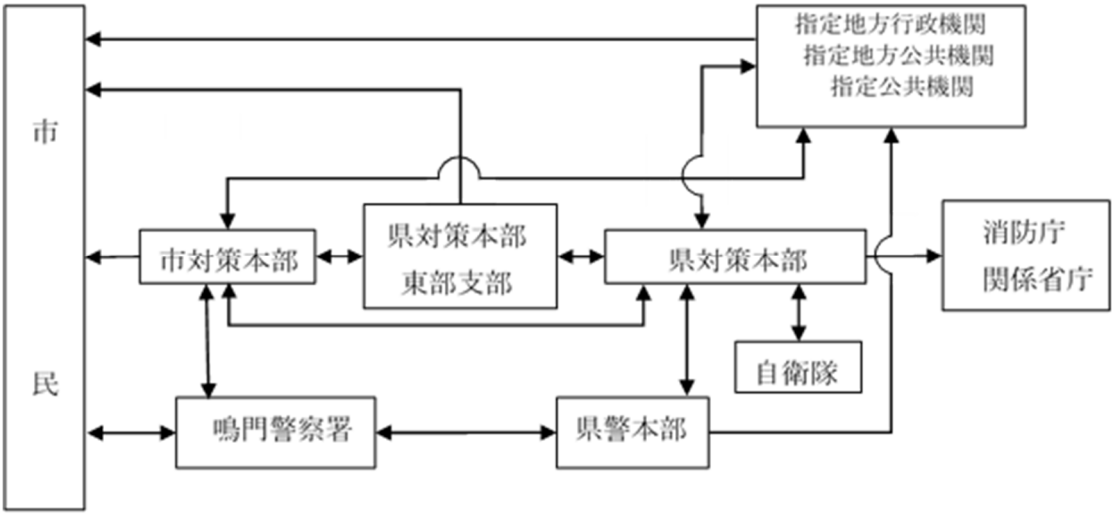

１０ 市対策本部への報告要領

共通対策編第３章第２節「市の活動体制」の分担任務に基づき、災害応急対策を実施するために必要な情報及び被害状況等を収集し、速やかに班長及び市対策本部に報告する。

(1) 勤務時間外に災害が発生した場合、職員は、居住区域及び参集途上の被害状況を収集し、登庁後直ちに上司に報告する。
(2) 報告は、加入電話等により速やかに報告するものとし、不通の場合には可能な最短方法にて報告する。

(3) 報告は、人的被害、避難措置及び住家被害に関連あるものを優先する。報告は、現場報告、被害の発生が予想されるとき、被害が発生したとき及び特殊な事態が発生したときに行うものとする。

１１ 県等への報告

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告するものであり、報告にあっては、資料編「火災・災害等即報要領」により行うものとする。

(1) 市の措置・報告ルート・連絡窓口一覧

1. 「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等を覚知したときは、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。
2. 市長は、知事に対する被害状況の報告ができない場合は、内閣総理大臣（消防庁経由）に対し直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について知事に対し連絡するものとする。
3. 災害発生に伴い、消防機関への 119 番通報が殺到した場合、直ちに県及び国（消防庁）に報告するものとする。
4. 行政機能の確保状況の把握
   市は、震度６弱以上の地震を観測した際は、資料編「市町村行政機能チェックリスト」を記入し、原則として、ファクシミリにより県（市町村課）に報告することとする。

１２ 法第 53 条に基づく被害状況等の報告ルート

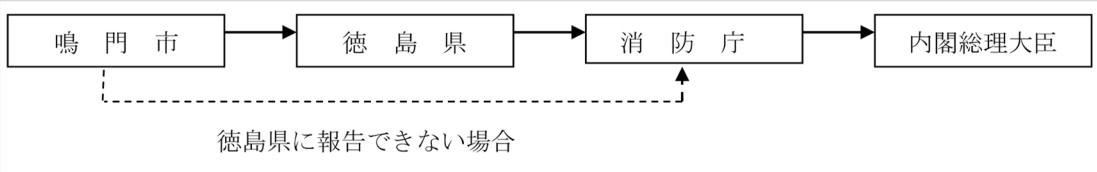

１３ 関係機関の連絡窓口一覧

消防庁	平日(9:30～18:15)	応急対策室	TEL　03－5253－7527 FAX　03－5253－7537
		消防防災無線	TEL　7－943－90－49013 FAX　7－943－90－49033
		衛星系	TEL　7－90－048－500－90－49013 FAX　7－90－048－500－90－49033
	平日(9:30～18:15)以外	宿直室	TEL　03－5253－7777 FAX　03－5253－7553
		消防防災無線	TEL　7－943－90－49102 FAX　7－943－90－49036
		衛星系	TEL　7－90－048－500－90－49101 FAX　7－90－048－500－90－49036
徳島県危機管理環境部			TEL　088－621－2716 FAX　088－621－2987
県ネットワーク無線			TEL　7－088－621－9500 FAX　7－088－621－9366

１４ 報告の基準

(1) 一般基準

1. 災害救助法の適用基準に合致するもの。
2. 市又は県が災害対策本部を設置したもの。

3. 災害が 2 都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
4. 気象業務法第 13 条の 2 に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの。
5. 自衛隊に災害派遣を要請したもの。

(2) 個別基準

1. 地震
   ア 当都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの。
   イ 人的被害又は住家被害を生じたもの。
2. 津波
   ア 津波警報又は津波注意報が発表されたもの。
   イ 人的被害又は住家被害を生じたもの。
3. 風水害
   ア 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。
   イ 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。
   ウ 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。
4. 雪害
   ア 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。
   イ 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの。
5. 火山災害
   ア 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの。
   イ 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの。

(3) 社会的影響基準

上記の基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取りあげられる等、社会的影響度が高いと認められるもの。なお、「火災・災害等即報要領」に基づく災害以外の火災等即報及び救急・救助事故即報についても報告するものとする。

１５ 報告の種類

被害状況の報告の種類は次のとおりとする。

(1) 災害即報

災害が発生したとき直ちに行う。

(2) 中間報告

発生報告の後、被害の状況が変わる度に逐次行う。

(3) 確定報告

応急措置が完了し、その被害が確定したときに行う。

(4) 報告の方法

1. 原則として、災害時情報共有システムへの入力による（ただし、システム障害等により入力できない場合は、徳島県総合情報通信ネットワークシステム、電話、ＦＡＸなどあらゆる手段により報告する。）。
2. 災害速報及び中間報告は原則として「火災・災害等即報要領」の別紙様式の内容を電話又は徳島県総合情報通信ネットワークシステムによりすみやかに報告するものとし、不通の場合には可能な最短方法にて報告するものとする。
3. 確定報告は必ず「火災・災害等即報要領」の別紙様式により文書で報告するものとする。

(5) 報告責任者

市長は、あらかじめ被害状況報告責任者を定めておくものとする。

第５節 災害広報

１ 方針

災害時における市民の人心の安定と災害応急対策活動を円滑、かつ効果的に実施するための災害広報は、本計画の定めるところによるものとし、特に要配慮者に配慮した広報を行うよう努める。

市、県及び防災関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、災害の状況に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規則、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、女性、障がい者等要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。

また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮し、市公式ウェブサイトやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

２ 情報の収集及び広報

(1) 被害状況、その他の災害状況の情報収集及び広報は市対策本部事務局が担当する。

(2) 台風情報その他の災害情報は、市対策本部事務局が収集し、市民に対して広報を行う。

３ 情報等の収集要領

(1) 災害現場で活動する消防機関からの報告を受ける。

(2) 調査員等本部班員による現地の写真取材等による報告を受ける。

(3) 各班からの報告を受ける。

４ 収集情報の報告

災害を未然に防止し、又は災害による被害を最小限度に止め得るか否かは、時々刻々の情報を的確に把握してこれに対処するので、各班は収集した情報の報告を怠り、又はその時期を失する等のことがないよう注意しなければならない。

また、人的・物的被害状況は、直ちにあらゆる可能な方法により市対策本部事務局を通じて市対策本部長に報告するものとする。

５ 広報の要領

(1) 各班長は、広報すべき用件が生じた時は文書(緊急を要する場合は口頭による)をもって市対策本部事務局に提出し、市対策本部事務局は市対策本部長の許可を得て速やかに指示するものとする。

(2) 前項により提出する文書には次の事項を記載するものとする。

1. 広報依頼班　班長の「職・氏名」
2. 広報内容
3. 広報対象者
4. 広報地域の範囲

5. 広報時間及び回数
6. その他必要な事項
7. 市対策本部事務局は、当該事項の広報が終了した場合、遅滞なく市対策本部長に報告するものとする。

(3) 要配慮者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人等に対して十分配慮するものとする。

6 市民に対する広報の方法

(1) デジタル防災行政無線による伝達

(2) サイレン・警鐘信号による伝達

1. サイレンは、「３０秒鳴動・５秒休止・３０秒鳴動・５秒休止」を繰り返す。信号継続時間は適宜。
2. 警鐘信号は、「○－○－○－○」と乱打する。

(3) 口頭による（有線を含む）伝達

1. 広報車、消防車両、警察車両等により伝達する。
2. 市対策本部班員、消防職員、消防団員及び警察官等により口頭で指示する。

(4) 施設管理者を通じて実施

(5) ケーブルテレビのデータ放送及びＬ字型画面による広報

(6) 報道機関（テレビ、ラジオ）

(7) 市公式ウェブサイトの災害情報による広報

(8) 市公式ツイッターによる広報

(9) 市メール配信サービスによる広報

(10) 緊急速報メール等による広報

7 報道機関に対する発表の伝達系統

情報発表は、原則として市対策本部長が行うものとする。その伝達系統は次による。

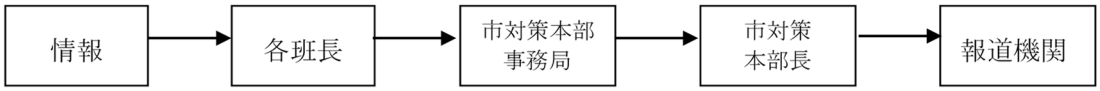

8 報道事項及び広報内容

(1) 報道事項

1. 救助体制(市対策本部内容等)
2. 災害の状況(発生地区、規模等)
3. 災害の状況及び復旧見込等
4. その他の必要事項

(2) 広報内容(一般市民)

1. 気象予報及び警報の伝達とその対策
2. 火災等の二次災害の危険性
3. ガス漏れ、漏油、火気使用、電線の感電等の留意事項
4. 交通渋滞解消への協力
5. 避難情報の広報
6. 必要ある時は避難場所
7. 必需品の配給方法
8. 防疫処置対策
9. 被害調査並びに復旧作業の協力

10. ライフラインの被害と復旧の見込み
11. 交通・通信の状況
12. 電話混雑解消への協力
13. 隣保互助精神の喚起
14. その他必要事項

第６節 自衛隊災害派遣要請

１ 方針

自衛隊に対する災害派遣要請は、本計画の定めるところによるものとする。

２ 災害派遣要請

災害応急対策実施のため自衛隊法の規定に基づき、自衛隊の派遣を要請する場合の手続き等は次によるものとする。

(1) 要請の基準

災害に際しては、人命又は財産の保護のため必要な応急対策の実施が不可能又は困難であり、自衛隊の部隊組織による活動が必要であり、効果的であると認めた場合に自衛隊の要請手続きをするものとする。

(2) 派遣要請

1. 市長は、派遣の必要を認めた場合、知事に次の記載事項を明示した文書を速やかに提出して要請する。ただし、事態が急迫し文書で依頼するいとまがないときは、電信・電話等で依頼し、事後速やかに文書を提出する。

＜記載事項＞

ア 災害の状況及び派遣要請を依頼する事由
イ 派遣を希望する期間
ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
エ その他参考となるべき事項

2. 市長は、災害に際して特に緊急を要し、通信途絶等により前項に掲げる要求を行うことができないときは、速やかに最寄りの自衛隊にその旨及び災害の状況を通知するものとする。

通知を受けた自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待つことなく部隊等を派遣することができる。

なお、市長は、上記通知をしたときは、事後速やかにその旨を知事に通知するものとする。

３ 災害派遣要請の範囲

市長が知事への通知により自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は原則として人命及び財産の保護を必要とし、かつ事態がやむを得ない場合で、おおむね次のような活動を必要とする場合とする。

被害状況の把握	車両、船舶、航空機等状況に適した手段による偵察
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
行方不明者、傷病者等の捜索救助	死者、行方不明者、傷病者等の捜索救助（ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合。）
水防活動	堤防護岸の決壊に対する土のうの作成、積込み及び運搬等
道路、水路等交通上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物の除去、道路、鉄道路線上の崩土等の排除（ただし、放置すれば人命、財産の保護に影響すると考えられる場合）
応急医療・救護及び防疫支援	被災者に対する応急医療・救護及び防疫支援（薬剤等は、市又は県が準備）
通信支援	緊急を要し他に適当な手段がない場合
人員物資の輸送	緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）

炊飯及び給水の支援	被災者に対する炊飯、給食及び入浴支援
危険物等の保安、除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等の保安措置及び除去
消火活動	火災に対して、消防機関と協力して行う空中及び地上消火活動並びに消火剤の運搬投下による延焼阻止（ただし、原則として地上防御活動が困難な場合若しくは命の危機又は人家等への延焼その他重大な事態を避けるため必要がある場合にであって、空中消火活動用のヘリポート等が確保できる場合に限る。）
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和 33 年総理府令第 1 号）」に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付又は譲与
その他	必要により、自衛隊の能力で対処可能な事項（宿泊支援等）

4　災害派遣要請部隊等の長

(1) 陸上自衛隊第14旅団長(香川県善通寺市)

(2) 海上自衛隊徳島教育航空群司令（板野郡松茂町）

(3) 海上自衛隊第24航空隊司令（小松島市）

5　災害派遣に伴う連絡先

区分		連絡先	電話	県ネットワーク電話
徳島県	平時	危機管理環境部	088-621-2716 088-621-2987(FAX)	衛星 IP 電話　7036100 TEL　＊-9500 FAX　8099＊＊9366
	夜間(休日)	衛視室	088-621-2057	
陸上自衛隊第 14 旅団司令部	平時	第 14 旅団司令部	0877-62-2311　内線 2236 0877-62-2238(FAX)	－＊－90－037－200－466－506
	夜間(休日)	当直幕僚	0877-62-2311　内線 2208	
海上自衛隊徳島教育航空群	平時	徳島教育航空群司令部運用幕僚	088-699-5111　内線 3213 088-699-6116(FAX)	衛星 IP 電話 7036730 TEL　群当直室　355 作戦室　355＊＊1 FAX　8-355
	夜間(休日)	当直士官	088-699-5111　内線 3222	
海上自衛隊第 24 航空隊	平時	第 24 航空隊幕僚室運用幕僚	0885-37-2111　内線 213 0885-37-1180(FAX)	衛星 IP 電話 7036740 TEL　運用作業室　397 当直室　397＊＊1 FAX　8-397
	夜間(休日)	当直士官	0885-37-2111	

6　受入体制の整備

(1) 市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するとともに、自衛隊の任務と権威を侵害することのないよう処置をするものとする。

(2) 市長が自衛隊に対し、作業を要請するにあたっては、次のことに留意するとともに、あらかじめ計画を立て、活動の円滑化を図るものとする。

1. 派遣部隊の宿泊施設、野営施設その他必要な諸施設等の準備
2. 派遣部隊の活動に対する協力
3. 派遣部隊と市及び県の連絡調整

7　自衛隊との連絡調整

知事は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合は、各種情報について緊密に自衛隊と連絡をとる。また、自衛隊の派遣要請を行った場合は、必要に応じて連絡員を派遣して相互の連絡調整にあたる。

市長は、派遣された自衛隊及び県に対し、各種情報について緊密に連絡をとるものとする。

8　派遣部隊等の撤収要請

市長は、派遣部隊等が派遣目的を達したときは、派遣要請の要領に準じすみやかに撤収要請を行う。この場合、派遣部隊の長と協議する。

市長は、派遣部隊等が派遣の目的を達成したときは、派遣部隊の長その他の関係機関と協議

のうえ、速やかに知事に対して撤収の要請を依頼する。

９ 災害対策用ヘリポートの設置

災害対策用ヘリポートの降着地は、撫養町斎田（うずしおふれあい公園)、里浦町粟津（鳴門・大塚スポーツパーク球技場)、鳴門町高島（鳴門教育大学・陸上競技場）に設置するものとする。

市長は、あらかじめ災害対策用ヘリコプターの降着場適地を選定し、県に通知しておくとともに、県は自衛隊に通知しておくものとする。選定要領は次のとおりとする。

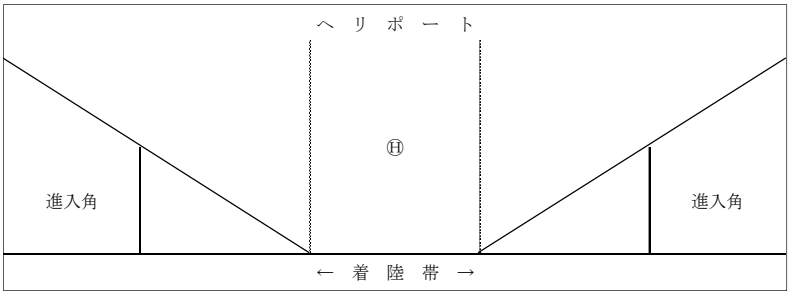

(1) 地表面は平担でよく整理されていること。

(2) 回転翼の回転によって、つとめて砂塵等があがらない場所であること。

(3) 所要の地積があること。

ヘリポートの最小限所要地積

機種	着陸帯直径	進入角	摘要
小型ヘリコプター	30m	10°	ヘリポートの外縁から 50m以内に 10m以上の高さの障害物がないこと。
中型ヘリコプター	50m	8°	ヘリポートの外縁から 70m以内に 10m以上の高さの障害物がないこと。
大型ヘリコプター	100m	6°	ヘリポートの外縁から 100m以内に 10m以上の高さの障害物がないこと。

(4) 周辺に風圧の影響を受けるものがないこと（大型ヘリコプター)。

(5) ヘリポートの標示をすること。

1. 上空から確認できる風向標示の旗をたてる。または、発煙筒を用意すること。
2. 着陸地点に石灰、白布等で　○H　等の記号を標示すること。

(6) 危険防止に留意すること。

1. 離着陸時は風圧等による危険防止のため関係者以外を接近させないこと。
2. 着陸地点附近に物品等異物を放置しないこと。
3. 現地に自衛隊員が不在の場合、必ず安全上の監視員を配置すること。

(7) 生存者の使用する対空目視信号は次によること。

1. 利用できるあらゆる方法により記号を作ること。
2. ※生存者が通常利用できる方法には、細い布、落下傘の材料、木片、石またはそれらに類する材料を使用したり、地面を踏むことにより、または油等で汚すことによって地上に標識をつけたりするものがある。
3. 背景と使用される材料との間の色彩をできるだけ対照的にすること。
4. 無線機、火煙、反射光のようなその他の方法により注意を引くためにあらゆる努力をすること。

第７節 防災関係機関応援要請

１ 方針

災害時において、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるとき、他の市町村や県及び指定地方行政機関等防災関係機関と協力し、災害対策活動の万全を期するため、応援等の協力体

制を確立しておくものとする。

また、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応等についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

２ 資料の相互交換

市、県及び防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査研究の成果を相互に交換するものとする。

３ 応援の要請実施者

市対策本部長は、災害の種別により、必要と認める防災関係機関等へ応援要請するものとする。なお、市対策本部長が不在の場合は、市対策本部長があらかじめ指名した者により行うものとし、その順位については資料編「鳴門市災害対策本部運営規程」によるものとする。

４ 応援を要請する場合

(1) 本市の災害対策機能が停止又はそれに近い状態になったとき。
(2) 本市の災害対策活動だけでは不十分なとき。
(3) 本市の災害対策活動によるよりも他の防災関係機関の活動が迅速で、しかも効果がある場合。
(4) その他特に必要と思われるとき。

５ 他の市町村への応援要請

市対策本部長は、応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し応援要請を行うものとする。(法第 67 条)

６ 県への応援要請等又は職員派遣のあっせんの要請

市対策本部長は、県に対し応援等を求める場合、又は指定地方行政機関等の職員派遣のあっせんを県に求める場合には、知事に次の事項について、口頭又は電話をもって依頼し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 県に災害応急対策の実施又は応援を求める場合
1. 災害救助法の適用
ア 災害発生の日時及び場所
イ 災害の原因及び被害の状況
ウ 適用を要請する理由
エ 適用を必要とする期間
オ 既にとった救助措置及びとろうとする措置
カ その他必要な事項
2. 被災者の他地区への移送要請
ア 移送要請の理由
イ 移送を必要とする被災者の数
ウ 希望する移送先
エ 被災者の収容期間

７ 指定公共機関及び指定地方公共機関の応援要請(法第 80 条)

指定公共機関及び指定地方公共機関は、防災関係機関に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。この場合、県に応援要請をしようとする場合は、次

に掲げる事項について口頭又は電話をもって依頼し、事後すみやかに文書により処理するものとする。

(1) 災害の状況及び応援を求める理由
(2) 応援を希望する物資、資機材、器具等の品名及び数量
(3) 応援を必要とする期間及び場所
(4) 応援を必要とする活動の具体的内容
(5) その他必要な事項

８ 緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等の要請

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等は四国地方整備局へ緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の派遣を要請することができる。緊急災害対策派遣隊は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 被災地における被害状況調査に関する地方公共団体等への支援に関すること。
(2) 被災地における被害拡大防止に関する地方公共団体等への支援に関すること。
(3) 被災地の早期復旧を図るため必要となる地方公共団体等への支援に関すること。
(4) 前３号に掲げるもののほか、緊急災害対策派遣隊が円滑かつ迅速に技術的支援を実施するために必要な事務

９ 応援部隊の受入方法

(1) 応援部隊の集合場所には誘導員を派遣し、市対策本部長の指示に従って応援部隊を案内し、応急対策活動の支援に従事してもらうものとする。
(2) 応援部隊の活動開始後の活動状況等は、業務を担当する班長が掌握するものとする。

１０ 応援協定に基づく応援等

それぞれの災害時の相互応援に関する協定に基づき、応援の要請または、応援を行う。(応援内容については、資料編を参照。)

また、鳴門市災害時等協力事業者登録制度に登録した事業者（以下「災害時等協力事業者」という。）の所有する工事車両等についても応援協力要請の対象とする。

１１ 消防機関の応援要請

96 ページの共通対策編「消防計画」を参照。

１２ 各機関の協力及び経費の負担

(1) 協力の実施

1. 市は、他の機関から応援を求められた場合は自らの応急措置の実施の遂行に支障のない限り協力又は便宜を供与するものとする。
2. 各機関の協力業務の内容は、4 ページ「防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるものとし、協力方法は各計画に定めるところによるものとする。
3. 各機関の協力が円滑に行われるよう必要に応じ、事前に協議を整えておくものとする。

(2) 協定の締結

1. 平常時から、国、県及び市関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時に連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

2. 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、市及び県は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

(3) 経費の負担

1. 国又は県から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、法又は相互応援協定に定めるところによる。
2. 指定公共機関等が協力した場合の経費負担については、各協定に定めるもののほか、その都度あるいは事前に相互に協議して定める。

１３ 公共的団体等との協力体制の確立

市は、それぞれの所掌事務又は業務に関係する公共的団体及び防災組織に対して、災害時の応急対策等に対する積極的協力が得られるよう協力体制を整えておくものとする。

応援職員の派遣に当たっては、「ワクチン・検査パッケージ」制度を適用し、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。また、市は会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

１４ 応援部隊の集結予定場所

災害規模、被災状況等に応じ選定するものとする。

(1) ボートレース鳴門駐車場（大桑島）
(2) 徳島県立鳴門渦潮高等学校（吉永）
(3) 旧衛生センター（木津）
(4) 鳴門ウチノ海総合公園（高島）
(5) 鳴門・大塚スポーツパーク（立岩）
(6) 鳴門教育大学（高島）
(7) その他避難場所で避難者に支障のない場所等

１５ 応援部隊との通信連絡方法

消火活動、人命救助等の緊急の応援活動を実施する応援部隊との通信連絡方法については、部隊の指揮本部に消防無線を配備、消防無線を携行した職員の配置又は伝令要員の活用により、連絡の確保に努めるものとする。

１６ 応援部隊の一時宿泊場所

市内において、一時宿泊場所が確保できない場合は、近隣市町村に対して、宿泊場所の協力要請を行うものとする。

１７ 応急復旧活動要員の応援要請

応急復旧を迅速かつ適切に行うため、必要な技術者等の応援を求めるものとする。

(1) 土木、建設、水道、電気、ガス等の関係団体への協力要請
(2) 被災建築物等の応急危険度判定士の協力要請
(3) 他市町村職員の応援派遣要請

１８ ボランティア団体等の協力要請

災害発生時に応急対策を実施するにあたり、職員等で不足する場合は、ボランティア団体、民間組織等の応援を求め、災害応急活動の円滑化を図るものとする。

(1) 民間団体の種別

1. 地区自治振興会
2. 自主防災組織
3. 鳴門市婦人連合会（婦人防火クラブ）
4. 鳴門市ボランティア連絡協議会
5. その他の団体

(2) 応援の求めが予想される活動内容

1. 炊き出し等の実施
2. 清掃及び防疫の実施
3. 救援物資等の選別、輸送及び配給

１９ 海上輸送応援要請

大規模な災害が発生した場合は、道路の遮断等で交通網が混乱し、多数の負傷者を県内で収容が不可能な場合は、海上搬送ルートによる方法を、漁業関係団体、徳島海上保安部、県等の協力を得て実施するものとする。

第８節 災害救助法の適用

１ 方針

被災者を保護し、社会秩序を維持するため実施する災害救助法の適用は、本計画の定めによるものとする。

２ 実施責任者

知事が救助の実施にあたるが、知事が救助に関する職権の一部を委任した場合は、市長が行う。

ただし、災害の状態により、知事による救助を待つことができないときは、市長は救助に着手するものとする。

また、救助法の適用にいたらない災害についての被災者の救助等については、本計画に定めるところにより市長が実施する。

３ 救助の種類

(1) 収容施設の供与（応急仮設住宅を含む。）
(2) 炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給
(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
(4) 医療及び助産
(5) 被災者の救出
(6) 被災した住宅の応急修理
(7) 生業資金、資材の給与又は貸与
(8) 学用品の給与
(9) 遺体の捜索及び火葬等
(10) 障害物の除去

４ 適用条件・基準

この法による救助は、市の区域単位にその区域を指定して行うこととし、同一原因による災害により、市の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、災害にかかった者が救助を要する状態にあるとき適用するものとし、おおむね次のとおりとする。

(1) 災害が発生した段階での災害救助法の適用（法第２条第１項）

1. 市地域内の住家滅失世帯数が 80 世帯以上に達したとき。

2. 住家滅失世帯が県の一部にわたる相当広範囲な地域に発生した場合で、県下の住家滅失世帯数が 1,000 世帯以上、市地域内での住家滅失世帯数が 40 世帯以上に達したとき。
3. 被害が県下全般にわたる極めて大きな災害で住家滅失世帯が前記ア及びイの基準には達していないが県下の住家滅失世帯数が 5,000 世帯以上に達した場合で、市町村の救護に任せられないと認定したとき。
4. 災害が隔絶した地域に発生した等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき。
5. 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき。

(2) 災害が発生するおそれ段階での災害救助法の適用（法第２条第２項）

(3) 災害が発生するおそれがある場合において、法の規定する「特定災害対策本部」、「非常災害対策本部」又は「緊急災害対策本部」が設置され、当該本部の所管区域が告示されたとき、当該所管区域内の市町村の区域内において、当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者がいるとき。

災害救助法の適用基準

区分 （県の区域の人口）	市町村名	人口	適用世帯数（世帯）	
		令和２年 （国勢調査）	①被害世帯数	②被害世帯数
50,000 人以上 100,000 人未満	鳴門市	54,622	80	40

（備考）被害世帯数は、住民の滅失した世帯（全壊、全焼、流失）を標準とし、半壊等は 1/2、床上浸水等は 1/3 とみなして換算する。

①は、災害救助法施行令第１条第１項第１号による市町村の区域内の人口に応じた世帯数。

②は、災害救助法施行令第１条第１項第２号による徳島県の区域内の被害世帯数が 1,000 世帯以上である場合の市町村の区域内の人口に応じた世帯数。

５ 適用手続

(1) 市

市長は、市における災害が前記3「適用条件・基準(1)災害が発生した段階の救助法の適用（法第２条第１項)」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合には直ちにその旨を知事に情報提供するものとする。その場合には、次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて要請する。

災害救助法が適用された場合は、知事からの委任に基づき又は補助事務として救助を実施する。

1. 災害発生の日時及び場所
2. 災害の原因及び被害状況
3. 適用を要請する理由
4. 適用を必要とする期間
5. 既にとった救助措置及びとろうとする措置
6. その他必要な事項

(2) 県

知事は、市長からの情報提供に基づき災害救助法を適用する必要があると認めたときは直ちに適用し、速やかに公示する。

また、救助を迅速に行うため必要があると認めたときは、市長に救助の委任を行う。

この場合、知事は、市長に委任する事務の内容及び当該事務を行う期間を市長に通知する。なお、災害救助法を適用した場合は、内閣府に情報提供する。

6 災害救助法適用に係る主な事務のあらまし

順序	市	都道府県	内閣府	備考
被害状況の把握	・迅速かつ正確に、管内の被害状況を把握			
被害状況の情報提供	・速やかに被害状況を知事に情報提供 ・以降、状況が判明次第随時情報提供	・市町村からの被害 情報を確認の上、管内分を集計し、直ちに防災担当大臣に報告 ・以降、状況が判明次第随時情報提供	・提供された情報内容について確認 ・（必要に応じて）助言	
災害救助法適用の決定	・知事に災害救助法の適用要請 ・必要に応じ災害対策本部を設置	・市町村を単位として災害救助法の適用を決定し、防災担当大臣に情報提供 ・県内各関係機関に連絡（連携協力） ・必要に応じ災害対策本部を設置 ・必要に応じ現地確認	・情報の受理及び技術的な助言、指導 ・必要に応じ災害対策本部を設置 ・日本赤十字社等関係機関への連絡	
応急救助の実施	・応急救助にあたる（県から委任を受けた救助等）	・救助の実施等 ・（必要に応じ）他の市町村長及び他の都道府県知事に対して救助業務の応援を要請	・（必要に応じ）他の都道府県知事に対する応援の指示	
中間情報	・救助の実施状況及び今後の救助の実施予定等を情報提供 ・以降、状況が判明次第随時情報提供	・救助の実施状況及び今後の救助の実施予定等を情報提供 ・以降、状況が判明次第随時情報提供	・情報の受理及び必要な助言、指導	
（必要に応じ）特別基準の申請（特別基準の申請は救助の種類ごとの期間内に行わなければならない。）	・（必要に応じ）知事に特別基準の要請	・被害が甚大等のため「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償」による救助の種類ごとに、この基準により難い特別の事情があるときは、その都度特別基準を内閣総理大臣に協議	・承認の要否及び程度等の判断及び必要な助言、指導	
救助完了についての情報	・応急救助の完了後、確定被害状況、委任を受けて行った救助の種類ごとの実施状況及び救助費概算所要額等を情報提供	・応急救助の完了後、確定被害状況、救助の種類ごとの実施状況及び救助費概算所要額等を情報提供	・情報の受理及び必要な助言、指導	
補助金の申請等	・応急救助等に基づく救助費（支弁を行った額）を知事に申請	・翌年度 6 月 15 日までに精算交付を防災担当大臣に申請	・申請に基づく交付決定、資金示達及び精算確定	特別の事情が ある場合には、国庫補助金の概算交付を受けることができる

7 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表（資料編を参照）のとおりであるが、やむを得ない特別の事情があるときは、応急救助に必要な範囲内において特別基準の設定について知事に申請することができる。

第９節 避難対策の実施

１ 方針

大規模な災害時においては、多数の避難者の発生が予想される。

このような事態に対処し、市民の生命、身体の安全を確保するため、市長その他関係法令の規定に基づく避難措置の実施責任者は、必要に応じ避難に関する可能な限りの措置をとるものとする。

特に、市長は、市民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難の伝達を行うものとする（要配慮者利用者施設は資料編「要配慮者利用者施設一覧表」を参照）。

また、市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

２ 避難指示の区分、実施責任者及び実施基準図

区分＼事項	実施責任者	措置	実施の基準
高齢者等避難	市長 （法 56）	要配慮者等へ避難を求める	災害の発生が高まった場合において、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難する必要が認められたとき
避難の指示	市長 （法 60）	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
	知事 （法 60）		市が法第60条の事務を行うことができないとき。
	警察官 （法 61） （警察官職務執行法 4）	立退き及び立退き先の指示	市長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき。 市長から要求があったとき。
		警告及び避難の措置	危険な事態がある場合は、必要な警告を発するに急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとることができる。
	海上保安官 （法 61）	立退き及び立退き先の指示	市長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき。 市長から要求があったとき。
	自衛官 （法 63） （自衛隊法 94）	警告及び避難の措置	災害派遣命令を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる市民に対し、必要な限度で避難の措置をとることができる。
	知事及びその命を受けた職員 （水防法 29） （地すべり等防止法 25）	立退きの指示	洪水、高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
緊急安全確保措置の指示	市長 （法 60）	緊急安全確保措置の指示	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きをおこなうことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。

	知事 (法 60)		市が法第60条の事務を行うことができないとき。
	警察官又は海上保安官 (法 61)		市長が緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき。 市長から要求があったとき。

３ 高齢者等避難の伝達、避難指示等

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、そのために人命の保護その他災害の拡大防止等特に必要があると認められるときは、危険区域の居住者、滞在者、その他の者に対し、次の方法により高齢者等避難の伝達、避難指示を行うものとする。

(1) 災害一般の避難の指示等

1. 市は、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に情報を伝達する。
2. 市は、災害が発生するおそれがあると認めるときは、特に避難行動に時間を要する高齢者等の避難行動要支援者に対し、計画された避難場所への避難を求めるものとする。
3. 市は、住民に対する避難のための避難指示等の発令を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。
4. 市は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」といった適切な避難行動を市民がとれるように努めるものとする。
5. 市長は、法に基づき、避難のための立退きを指示するとともに、必要と認めるときはその立退き先を指示するものとし、状況に応じては、緊急安全確保措置を指示するものとする。これらについての措置を行った場合には、速やかに知事に報告するものとする。この場合において市長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官又は海上保安官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。この場合、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。
6. 知事は県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害による被害が甚大で、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市が実施すべき措置の全部又は一部を代行する。
7. 河川が氾濫している場合など、避難場所に移動することでかえって危険が生ずる場合には、自宅の上階部分など一定の安全が確保された屋内に留まる避難行動をとるよう指示することができる（屋内での退避等の安全確保措置の指示）。
8. 県は、市が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行うものとする
9. 徳島地方気象台及び県は、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言するものとする。さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

(2) 地震災害等における避難指示

地震災害による津波発生など、市民の生命を守るため、次の状況が認められるときを基準として避難指示を実施する。

1. 地震火災の拡大により、市民に生命の危険が及ぶと認められるとき。
2. 津波警報が発表され、津波による家屋の破壊、浸水等の危険が認められるとき。
3. がけ崩れ等の地変が発生し又は発生するおそれがあり、付近住民に生命の危険が認められるとき。

4. 有毒ガス等の危険物が流出拡散し又はそのおそれがあり、市民に生命の危険が認められるとき。
5. その他災害の状況により、市長が必要と認めるとき。

(3) 洪水又は高潮についての避難指示

市長は必要に応じて、法に基づく避難のための立退きの指示をする。また状況に応じて屋内退避等の緊急安全確保措置を指示するものとする。

(4) 地すべりについての避難指示

市長は必要に応じて、法に基づく避難のための立退きの指示をする（地すべりについては屋内退避による安全確保は行わない）。

(5) 市民に対する指示、伝達方法

69ページ　共通対策編／災害応急対策／災害広報「市民に対する広報の方法」を参照。

(6) 避難の指示する場合は、次の内容を明示して実施するものとする。

1. 避難対象地域
2. 避難先（避難場所、広域避難場所）
3. 避難経路
4. 避難指示の理由
5. その他必要な事項

(7) 避難情報の伝達のための放送に係る申し合わせ

市、県及び放送事業者とは、市長が発令する高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難情報」という）を市民へ確実に伝達するため、テレビ・ラジオによる放送について、申し合わせている。 放送事業者は、市長からの避難情報の放送要請を受けた場合には、自主的な判断のもと、放送形式、内容、時刻及び送信系統を決定し、市民へ放送する。

(8) 関係機関の相互連絡等

市、県、警察、徳島海上保安部、水防管理者及び自衛隊は、避難の措置を行ったときは、法令に基づく報告又は通知を行うほか、避難の安全を確保するために必要があると認められる関係機関に速やかに報告するものとする。

(9) 法令に基づく報告又は通知義務

報告又は 通知義務者	避難措置の内容	報告又は 通知先
市長	法第 60 条に基づき、避難のための立退きの指示をしたとき。 法第 61 条に基づき、警察官又は海上保安官から避難のための立退きの指示について通知を受けたとき。	知事
警察官又は海上保安官	法第 61 条に基づき、避難のための立退きを指示したとき。	市長
警察官又は海上保安官、災害派遣を命ぜられた自衛官	法第 63 条に基づき、応急措置をとったとき。	市長
知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法第 25 条に基づき、避難のための立退きを指示したとき。	警察署長
水防管理者	水防法第 29 条に基づき、避難のための立退きを指示したとき。	警察署長

(10) 報告又は通知事項

1. 避難措置の内容
2. 指示した日時及び対象区域
3. 対象世帯数及び人員
4. その他必要な事項

(11) 警戒区域の設定

市長は、災害時において、市民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該地域への立入りを制限、禁止又は退去を命ずるものとする。

市長及びその職務を行う吏員が現場にいないとき又はこれらの者から要請があったときは、警察官又は海上保安官は、市長の職務を代行することができる。この場合、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

また、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長及び職権を行う吏員が現場にいない場合に限り、市長の職権を代行することができる。この場合、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

４ 避難指示等の周知徹底等

避難の指示をした者又は機関は、その内容につき広報媒体を通じ、又はデジタル防災行政無線、広報車、警鐘、サイレンによる信号など直接広報により、当該地域住民に対し速やかに周知徹底を図るものとする。

なお、要配慮者に対しては、自主防災組織や民生委員・児童委員等の福祉関係者等との連携の下、その特性に応じた手段で伝達を行うよう努めるものとする。

また、浸水や土砂災害等の危険又はその発生のおそれがある場合、「自らの身の安全は自ら守る」という原則により、自主防災組織や地区自治振興会など地域住民は、避難の指示等がなされる以前であっても、自主的に早期避難を行うよう努めるものとする。

５ 防災事務に従事する者の安全の確保等

防災事務に従事する者にあっても、自らの命を守ることを基本に避難誘導等を行うことを前提とする。また、あわせて以下に留意するものとする。

(1) 津波浸水想定区域内での活動が想定される場合には、退避ルールを確立し、その内容について地域での相互理解に努める。

(2) 避難行動要支援者の避難支援と、避難誘導等に従事する者の安全確保は、時間が限られている津波災害時には大きな問題であり、避難行動要支援者自らも防災対策を検討するとともに、地域や行政においても支援のあり方を十分に議論する必要がある。

(3) 県では、「津波に対する水門・陸閘等の操作指針（H25.3.29)」を定めており、樋門等の操作を行う場合にあっては、これらを参考に確実な操作を行う。

６ 避難誘導及び移送

(1) 避難者の誘導は市対策本部班員、支部員、警察官、消防職員、消防団員及び地域住民（隣近所、自主防災組織、地区自治振興会等）が連携して実施する。

(2) 地域住民は、福祉関係者（民生委員、児童委員等）と連携し、避難行動要支援者の避難誘導に協力するよう努めるものとする。なお、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の利用及び提供については、法第49条の11に基づき適切に取り扱うものとする。

(3) 学校、社会教育施設及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が児童、生徒、施設利用者等を安全に避難誘導する。

(4) 外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応については、あらかじめ関係事業者等と協議するものとする。

(5) 避難立退きの誘導に当たっては、要配慮者等を先に行い、一般青壮年はその次とす

る。できるかぎり集団で誘導するものとする。

(6) 交通途絶した場合は、避難者各10～20名程度を一団として、徒歩により避難誘導者前後にあって、避難所まで立ち退くものとする。避難者が自力で避難できない場合及び遠隔地の避難所へ早急に避難させる必要があると認められる場合は、車両、船艇等により避難者を移送する。

(7) 避難の基準

1. 避難先は、安全を確認して決定する。
2. 学校、公民館等市施設を原則とする。
3. トイレ、水道設備があること。
4. 救援物資輸送等に必要な空地があること。

(8) 誘導経路については、安全確認し、危険箇所をさける。また、危険箇所がある場合は、標識、なわ張り等を行うほか要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。

(9) 避難の方法については、次のように指導する。

1. 避難に際しては、原則として自主防災組織又は隣近所等でお互いに助け合い、集団行動をとる。
2. 要配慮者を優先し避難誘導を行う。
3. 服装は軽装とするが、靴を履き、帽子をかぶる。
4. 市民等が避難場所まで避難するための方法については、原則として徒歩によるものとする。ただし、徒歩による避難が著しく困難な市民については、その実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど、避難行動の実行性を確保するよう努める。
5. 非常袋(食料、飲料水、タオル、懐中電灯等)、貴重品等を携行する。

(10) 避難所への要配慮者の収容

1. 市は、あらかじめ要配慮者の避難にあたり介護を必要とする者の実態把握に努めるものとする。
2. 1.に掲げる者の避難所までの介護及び搬送は、原則として本人の家族が行い、地域の自主防災組織、地区自治振興会等が支援するものとする。
3. 要配慮者は、優先的に避難所に収容するものとする。

(11) 消防機関等の活動

1. 消防機関は、津波からの円滑な避難誘導の確保のために、次の事項を重点として必要な措置を講じるものとする。
   ア 津波警報等の情報の的確な収集･伝達
   イ 津波からの避難誘導
   ウ 土のう等による応急浸水対策
   エ 救助･救急等
2. 上記の措置を実施するために必要な動員、配備及び活動計画は、鳴門市消防計画に定めるところによる。

7 避難場所の開設

(1) 市は、災害時には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に周知徹底を図るものとする。また、自主防災組織は、必要に応じて避難場所の開錠・開設を担う。

(2) 市は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

8 避難所の開設

災害時、被害者が多数で避難を要すると認めた場合、市対策本部長は避難所を可能な限り速やかに開設する。

(1) 避難所の安全性

市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

(2) 避難所開設の通知等

市は、避難所開設状況について、速やかに知事及び関係機関に報告又は通知するものとする。また、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、市公式ウェブサイトやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

(3) 収容者

1. 避難指示に基づき、又は緊急避難の必要に迫られ住居を立退き避難した者
2. 住居が災害により全焼、全壊、流出し又は半焼、半壊若しくは床上浸水の被害を受け日常生活をする場所を失った者
3. 上記の者であっても被害をまぬがれた建物に居住し、又は親戚縁故者に避難する者はこの限りでない。

(4) 収容期間

災害救助法による避難所の開設、収容、保護の期間は災害発生の日から7日以内とし、それ以前に必要のなくなったものは逐次退所させ、期間内に完了するものとする。ただし開設期間中に、被災者が住居又は仮住居を見出す事ができず、そのまま継続するときは、その数が一部（少数）であれば救助法によらず市独自の収容として行うものとする。

また、7日目以降においても多数の収容者を収容する必要のあるときは、災害発生7日以内に市対策本部は知事に開設期間の延長要請を行うものとする。要請内容は次のとおり。

1. 延長期間
2. 期間の延長を要する理由
3. 期間の延長を要する避難所及び収容人員
4. その他必要と認める事項

(5) 報告

市長は、避難所を開設したときは、直ちに知事に対し次の事項を報告するものとする。

1. 避難所開設の日時及び場所
2. 箇所数及び収容人員
3. 開設予定期間

(6) 避難所の追加開設

市は、災害発生の状況に応じ、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含め、可能な限り多くの避難所を開設し、市公式ウェブサイトやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するものとする。また、野外テント、仮設物の設置など、指定避難所以外にも多様な避難所の確保に努めるものとする。

特に、要配慮者に配慮して、被災地域外にあるものを含め、旅館、ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

それでも収容人数が不足する場合は、市は、知事又は隣接市町と協議して所用の措置を講じるものとする。

９ 避難所の管理・運営

(1) 避難指示を行う場合及び市民が自発的に避難を開始した場合には、速やかに必要な避難所を開設し、職員を配備する。なお、施設の使用にあたっては、施設管理者と緊密な連絡をとり、管理保全に十分留意すること。

(2) 避難所では、次の事項を市対策本部（支部）に報告する。

1. 避難者の住所、氏名、年令等の調査及び避難者数
2. 避難者の負傷及び健康状態
3. 応援必要物品等
4. 生活環境の保全及び秩序維持に必要な事項

(3) 避難所の運営は、地域住民による「自主運営」を基本とし、市職員や施設管理者は後方支援的に協力を行う。この際、スフィア・スタンダード（人道支援における国際基準）の理念を取り入れるよう努めるとともに、避難所における情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織及び外部支援者（避難所運営について専門性を有したＮＰＯやボランティア等）の協力が得られるように努めるものとする。

(4) 市は、それぞれの避難所で受け入れている避難者の状況及び避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等（車中泊等の避難所外で生活する避難者を含む。）の状況を早期に把握するよう努めるものとする。

(5) 市は、避難者の状況を早期に把握し、避難所における生活環境を常に良好なものとするため、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況等の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

(6) 市は、「徳島県避難所快適トイレ・実践マニュアル」を活用し、トイレ環境の悪化を防ぐよう努める。

(7) 市は、避難所の運営における女性の参画を推進し、男女及び性的少数者のニーズの違いなど多様な視点に配慮するものとする。特に、女性用トイレの快適な環境、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。なお、食料や生活必需品等の支給に当たっては、乳幼児、高齢者、障がい者、食物アレルギー者、女性等に配慮するものとする。

(8) 市は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲示するなど、女性や子ども等の安全性に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体、徳島被害者支援センター等との連携の下、被災者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

(9) 避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(10) 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

(11) 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

(12) 市は、避難者の心身の健康状態には十分配慮し、必要に応じて保健師等による巡回健

康相談、社会福祉施設への緊急入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者及びボランティア団体等の協力を得て、計画的に実施するものとする。

(13) 市及び県は、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮し、要配慮者の応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障がい者向け仮設住宅の設置等に努めるものとする。

(14) 市は、学校を避難所として開設する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、施設の開設や避難者の受入れなどの避難所運営については、自主防災組織・教職員・市職員の役割分担等を決めた「避難所運営支援計画」を参考に実施するものとする。

(15) 避難所における感染症対策

1. 市及び県は、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。
2. 市は、指定避難所における、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(16) 市は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

(17) 市は、ペットが同行避難できる避難所を開設するよう努めるとともに、開設できない場合は、県や関係機関と連携してペットの同行避難ができる体制の整備に努める。

(18) 市民及びボランティア団体等に支援を要請する。

(19) その他避難所の運営に関する業務を遂行する。

１０ 避難路から広域避難場所への避難

(1) 市は、地震災害等により火災が発生し、輻射熱及び煙から住民等の安全を確保する必要があるときは、住民等に対し、避難路を通って広域避難場所へ避難することを促すものとする。

(2) 広域避難場所への避難が開始された場合は、避難場所の安全かつ適切な管理を図るため、警察官の派遣を要請するとともに、誘導にあたってはその職務を行う職員を派遣し、警察官と密接に協力して行うものとする。

１１ 避難場所等の周知徹底

(1) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当であることを日ごろから市民等へ周知徹底するよう努める。

(2) 市は、災害の危険が及ぶことが想定される地域や指定緊急避難場所の所在地、避難路、避難情報の入手・伝達方法及び心得等の災害に関する情報を防災マップ等により市民にあらかじめ周知徹底させておくものとする。

(3) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

(4) 県及び市は、災害種別一般記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

１２ 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合の避難所の設置については、知事（権限を委任された場合は市長）が行うが、費用の対象等は、次のとおりとする。

(1) 対象者

災害により現に被害を受けた者、又は被害を受けるおそれのある者

(2) 期間

災害発生の日から7日以内

(3) 費用

1. 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費
2. 高齢者、障がい者等であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所である場合は、当該地域の通常の実費を加算

【資料編】

指定緊急避難場所一覧表

指定避難所一覧表

津波避難場所一覧表

広域避難場所一覧表

主要避難路一覧表

第１０節 避難所外避難者の支援対策

１ 方針

避難者の様々な事情や目的、その意思に応じて避難所を選択することや避難所が自然発生する場合があることから、車中泊避難者及び指定避難所以外の施設や屋外に自然発生した避難所等への避難者（以下「避難所外避難者」という。）に対しても、食料・物資等の供給、情報の提供、指定避難所等への移動など必要な支援を行うものとする。

２ 避難所外避難者の把握のための周知

市は、避難所外避難者に対し、市又は最寄りの避難所に現況を連絡するよう周知を行う。

３ 避難所外避難者の状況調査

市は、避難所外避難者の状況を調査し、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配付、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

県は、市が行う避難所外避難者の状況調査に協力する。また、市からの要請に基づき、関係機関に支援を要請する。

民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、避難所外の避難行動要支援者の所在や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。

４ 要配慮者に対する配慮

市は、指定避難所外に避難した要配慮者をできるだけ早く、指定避難所、福祉避難所、福祉施設又は医療機関に移送する。

５ 支援の実施

(1) 市は、新たな避難先の提供（避難施設、テントなど）や食料・物資の提供、避難者の健康管理、健康指導を実施する。特に、車中泊等狭い場所で避難生活を送っている方に

対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防法について積極的な情報提供に努める。

(2) 県は、市に対する支援（物資提供等）を実施する。

第１１節 広域一時滞在（広域避難）対策の実施

１ 方針

市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合又は災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、広域一時滞在が必要であると判断した場合は、次のとおり対応することとする。

(1) 市は、避難所不足が生じた場合は、「徳島県広域避難ガイドライン」に定めるブロック制及びマッチングに基づき、大規模災害発生当初から円滑かつ迅速に広域一時滞在を実施するものとする。

(2) 市は、事前に想定していた各ブロック内での広域一時滞在が実施できない場合等は、予備枠となっているブロックへの広域一時滞在を実施するため、県へ応援要請できる。なお、県は市からの要請に基づき、被災の状況によって避難先市町村となりうるブロックとのマッチングの再調整を実施するものとする。

(3) 市は、県外への広域一時滞在及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、相互応援協定締結市以外においては、必要に応じて、国、関西広域連合又は他の都道府県に県を通じて広域一時滞在に関する支援を要請できる。他市町村から本市へ被災者の広域一時滞在の受入れ要請があった場合、原則として受入れを行うものとする。また、災害の発生により県及び市町村がその事務を行うことができなくなった場合で、被災住民の広域一時滞在及び県外広域一時滞在が必要な場合は、国が代わって施行する。

(4) 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができるよう施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

２ 広域一時滞在の要請

本市から他市町村へ被災者の広域一時滞在の受入れ要請を行う場合、県内又は県外に応じて、次のとおり行う。

(1) 県内他市町村への受入れ要請

1. 広域一時滞在の要請
2. 市は、被災状況等から受入れ可能と予想される他の市町村（以下「協議先市町村」という。）に、本市の具体的な被災状況、受入れを要する被災者数その他必要な事項を示して協議する。この際、事前に県へその旨を報告する。また、協議先市町村から受入れ決定の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。
   - ア 協議先市町村からの通知の内容の公示
   - イ 避難所の管理者等への通知
   - ウ 県への報告
3. 広域一時滞在の解除
4. 市は、広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに次の措置を行う。
   - ア 協議先市町村、避難所の管理者等への通知
   - イ 広域一時滞在の必要がなくなった旨の公示

ウ 県への報告

(2) 県外市町村への要請

1. 他都道府県への受入れ協議
2. 市は、相互応援協定締結市以外において、県内の被災状況等から県外への広域一時滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）が必要と認める場合、県に対して他の都道府県と被災者の受入れについて協議する。このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災者数その他必要な事項を示す。なお、相互応援協定締結市においては直接協議する。

(3) 避難所等への受入れ決定

(4) 市は、県から被災者を受入れる避難所等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。

1. 公共施設等を決定した旨の通知の内容の公示
2. 避難所等の管理者等への通知
3. 県外広域一時滞在の解除
4. 市は、県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに次の措置を行う。

ア 県外広域一時滞在の必要がなくなった旨の公示
イ 避難所等の管理者等への通知
ウ 県への報告

３ 広域一時滞在の受入れ

他市町村から本市へ被災者の広域一時滞在の受入れ要請があった場合、次のとおり行う。

(1) 受入れ協議

市は、県内他市町村から被災者の受入れ協議を受けた場合、被災者を受入れ、広域一時滞在用の避難所等を提供する。なお、他の都道府県の被災者について、相互応援協定締結市及び県から協議を受けた場合もこれに準じて行う。ただし、以下の場合を除く。

1. 本市が被災している場合
2. 被災者の受入れに必要となる施設が確保できない場合
3. 地域の実状により災害時要援護者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できない場合
4. その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断される場合

(2) 受入れ避難所等の確保

市は、被災者を受入れる避難所等を決定し、直ちにその内容を当該避難所等の管理者及びその他内閣府令で定める者に通知する。また、その内容を県に報告する。

(3) 受入れの解除

県内他市町村又は県から、広域一時滞在が不要となった旨の通知を受けたときは、当該避難所等の管理者、その他内閣府令で定める者に通知する。

(4) 経費の負担

受入れに要した経費の負担は、相互応援協定に定めるもののほか、要請した市町村が負担する。ただし、災害救助法の適用がなされる災害に関しては、同法に基づき費用負担がなされるものとする。

第１２節 交通確保対策

１ 方針

災害時において、道路、橋りょう等の冠水、流出及び電柱、街路樹等の倒壊等により、災害応急対策に従事する者及び災害応急対策に必要な資機材等の緊急輸送等を円滑に行うため、不

通箇所の通報連絡、交通規制に関する措置等の対策は、本計画の定めるところによる。

２ 実施責任者

交通規制・措置命令の実施は、次の区分によって行うものとする。

区	実施者	範囲
交通規制	道路管理者 （国、県、市、西日本高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱）	1.　道路の破損、決壊その他の事由により交通に危険があると認められる場合。 2.　道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合。
	県警察 （公安委員会、警察署長、警察官）	1.　災害応急対策に従事するもの又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送等を確保するため必要があると認める場合。（法第 76 条） 2.　道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合。（道路交通法第 4 条第 1 項、同法第 5 条第 1 項） 3.　道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ又はそのおそれがある場合。（道路交通法第 6 条第 4 項）
措置命令	道路管理者 （国、県、市、西日本高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱）	車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認める場合。
	災害派遣を命ぜられた自衛官・消防吏員	警察官がその場にいないときで、それぞれの機関の緊急通行車両の円滑な通行を確保する必要がある場合（当該措置をとった場合には、所轄の警察署長に報告しなければならない。）

（注）道路管理者と県警察は、密接な連絡をとり適切な措置がとられるよう配慮するものとする。

３ 実施要領

(1) 道路管理者

道路施設の被害等により危険が予想され、若しくは発見したとき又は通報等により承知したときは、速やかに必要な範囲の規制をするものとする。また、降雨予測等から規制を広域的に想定して、できるだけ早く規制予告を発表するものとする。その際、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

(2) 市対策本部

市以外の者が管理する道路施設でその管理者に通知して規制するいとまのないときは、直ちに警察署長に通報し、道路交通法に基づく規制を実施し又は市対策本部長が法第60条により避難を指示し又は同法第63条により警戒区域を設定し立ち入りを規制若しくは禁止し又は退去を命ずる等の方法によって応急的な規制を行うものとする。この場合、できる限り速やかに道路管理者又は警察機関に連絡して、正規の規制を行うものとする。

４ 交通規制の周知

交通規制の実施責任者は、交通規制を行った場合、道路標識、迂回案内板又は交通規制の予告板等を設置して交通混乱の防止を図るとともに、当該情報が入手しやすいよう報道機関（道路交通情報センターを含む）等多様な広報媒体を通じて交通規制の日時、迂回経路等の周知徹底を図るものとする。

５ 緊急通行車両等の確認

市は、県公安委員会が、法第 76 条に基づき、緊急輸送等を行う車両以外の通行を禁止し又は制限を行った場合、緊急通行車両等の確認を行う。

この場合、緊急通行車両等であることの確認を受けようとする車両の使用者は、県（危機管

理環境部）又は県公安委員会（警察本部、警察署又は交通検問所）に必要書類を提出し、確認（標章及び証明書の交付）を受けるものとする。

なお、市は、災害応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、緊急通行車両等の事前届出制度を運用するものとする。

(1) 届出済証の交付を受けている車両の確認

災害発生時に届出済証を最寄りの警察署や検問所等に提出すれば、確認に必要な審査が省略され、直ちに緊急通行車両確認証明書及び緊急通行車両証票が交付され、県公安委員会が通行の禁止及び制限を実施している区域等(緊急輸送ルート)において災害応急対策活動が実施できる。

(2) 届出済証の交付を受けていない車両の確認

緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両確認申請書」を県（危機管理部）又は県公安委員会（県警察本部又は警察署）に提出し、確認（標章及び証明書の交付）を受けるものとする。

(3) 緊急通行車両として確認される車両は、次のいずれかに従事する車両をいう。

1. 警報の伝達、避難の指示に使用するもの
2. 消防、水防その他応急措置に使用するもの
3. 被災者の救護、救助その他の保護に使用するもの
4. 被害を受けた児童及び生徒の教育に使用するもの
5. 施設及び整備の復旧に使用するもの
6. 食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に使用するもの
7. 犯罪の予防、交通規制その他の災害地における社会秩序の維持に使用するもの
8. その他災害の発生の防ぎょ又は拡大の防止のための措置に使用するもの

(4) 同法の規定に基づく標示、標章や証明書の様式は、次のとおりである。

様式第１（第５条関係）

（備考）

1. 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
2. 縁線及び区分線の太さは、1 センチメートルとする。
3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
4. 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の 2 分の 1 まで縮小することができる。

様式第２（第６条関係）

（備考）
1. 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
2. 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3. 大きさは縦15cm、横21cmとする。

様式第３（第６条関係）

第　　号

年　　月　　日

緊急通行車両確認証明書

知　　事　印
公安委員会　印

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	（　）　局　　番
	氏名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		

備考　用紙は、日本産業規格A5とする。

６ 道路啓開

(1) 路上の障害物の除去について、道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとるものとする。

(2) 道路管理者等は、放置車両や往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行うものとする。

(3) 道路管理者等は、民間団体等との応援協定に基づき、道路啓開等（雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

７ 道路の応急復旧

(1) 道路管理者は、災害応急対策に要する輸送が円滑に実施し得るよう、被害を受けた道路をすみやかに復旧するよう努めるとともに、その復旧状況を関係機関に報告又は通報するものとする。

(2) 道路管理者は、その管理に属する道路が災害により不通となり、応急対策実施上、重要かつ緊急を要する場合は、他の道路管理者の応援協力、又は必要により知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼するものとする。

８ 運転者のとるべき措置の徹底

市及び県は、大規模な地震が発生したときの運転者のとるべき措置として、次の事項の周知徹底を図るものとする。

(1) 走行中の場合は、次によること。

1. できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。
2. 停車後は、カーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
3. 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

(2) 津波から避難するためやむを得ない場合等を除き、避難のために車両を使用しないこと。

第１３節 緊急輸送対策

１ 方針

被災者、災害応急対策要員の輸送及び救援用物資、応急対策用資機材等の輸送の方法等（以下「災害輸送」という。）は本計画の定めるところによる。

２ 実施責任者

被災者、災害応急対策要員の輸送及び救援用物資、応急対策用資機材等の輸送はそれぞれ関係機関が協力して行うものとする。

３ 輸送の種別

災害輸送は、次の種別のうち適切な方法によるものとする。

(1) 貨物、乗合自動車等の自動車による輸送

(2) 鉄道による輸送

(3) 船艇による輸送

(4) 飛行機による輸送

(5) 作業員等による輸送

４ 輸送力の確保

災害応急対策を実施する機関は、自ら保有し、又は直接調達し得る車両、船舶及び船艇等をもって輸送を行うものとする。

ただし、市又はその他の実施機関は、その車両等で不足する場合は、県に応援を要請するものとする。

(1) 確保順位

1. 応急対策実施機関所有の車両等
2. 公共的団体所有の車両等
3. 災害時等協力事業者所有の車両等
4. その他の営業者所有の車両等
5. その他の自家用車両等

(2) 市対策本部内輸送力の配分

(3) 輸送を必要とする市対策本部の各班は次の事項を明示して、企画総務班へ要請するものとする。

1. 輸送区間
2. 輸送力の種類(自動車、船艇等)

3. 輸送量又は車両等の台数
4. 所要時間
5. その他の条件

(4) 空中輸送

災害時一般交通が途絶し、緊急に空中輸送が必要なときは、県支部を経由し、又は直接県本部に要請するものとする。

(5) 作業員等による輸送

車両等による輸送が不可能な時は、作業員等により人力による輸送を行うものとする。

(6) 広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保

市及び県は、状況に応じて人員等の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、県は広域物資輸送拠点を、市は地域内輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。

5 災害救助法による輸送の基準

災害輸送のうち災害救助法による救助実施のための輸送の基準は次によるものとする。

(1) 被災者を避難させるための輸送
1. 市対策本部長の指示に基づく避難のための輸送
2. 被災者を誘導させる人員等の輸送

(2) 医療及び助産のための輸送
1. 重傷患者で医療班が対応できない者の輸送
2. 医療班の仮設する診療所への患者輸送
3. 医療関係者の輸送

(3) 被災者救出のための輸送
1. 救出のため必要な人員、資機材等の輸送
2. 救出した被災者の輸送

(4) 飲料水の直接輸送及び飲料水確保のため必要な人員、その他機械器具、資機材の輸送

(5) 救助用物資の輸送
1. 被災者に支給する被服、寝具、その他生活必需品、炊出用食料、学用品
2. 救助に必要な医療衛生材料、衣料品等の輸送

(6) 遺体の捜索のための輸送
1. 遺体捜索のため必要な人員、資機材の輸送

(7) 遺体処理のための輸送
1. 遺体処理のための医療班員、或いは衛生材料等の輸送
2. 遺体を移動させるため必要な人員、遺体の輸送

6 応援要請

車両等が不足する場合は、次の事項を明示し県等に応援を要請するものとする。

(1) 輸送の種類及び輸送物資の内容
(2) 輸送区間又は距離
(3) 輸送を要する物資等の数量、積載台数等
(4) 輸送を実施する期間
(5) 輸送のために必要とする経費の内容及び金額
(6) 輸送を必要とする理由
(7) その他

７ 輸送の期間

災害救助法に基づく輸送の期間については、それぞれの救助に認められた期間とし、その他の輸送については市対策本部長が必要と認めた期間とする。

８ 市内輸送力並びに連絡方法

(1) 公用車保有台数一覧表

(2) 市内業者一覧表

(3) 市内船舶数一覧表

（各一覧表は、資料編のとおり）

９ 救援物資に係る国のプッシュ型支援等について

※「徳島県災害時物流体制確保マニュアル」を参考にすること。

(1) 体制図

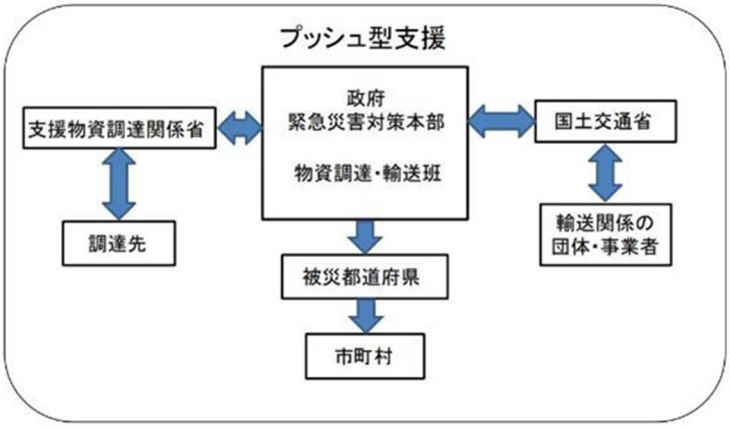

(2) 支援物資の流れ

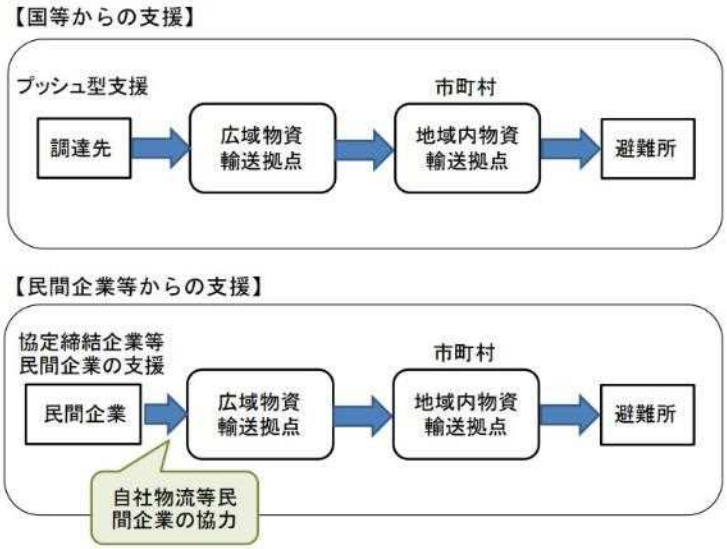

(3) 広域物資輸送拠点

県が設置し、国等から送られてくる大量の支援物資を受け入れ、保管や仕分け等を行い、地域内物資輸送拠点へ配送する拠点。

(4) 地域内物資輸送拠点

市町村が設置し、広域物資輸送拠点等から送られてくる支援物資を受け入れ、避難所に向けて物資を配送する拠点。

(5) 物資輸送拠点の候補地のリスト化

「徳島県災害時物流体制確保マニュアル」において、あらかじめ候補地を定めてリストアップし、地域防災計画に反映することとされており、同マニュアルに掲載されている市内の候補地は以下のとおりである。

広域物資輸送拠点	鳴門総合運動公園陸上競技場バックスタンド
地域内物資輸送拠点	一般社団法人鳴門地方卸売市場
	NX 徳通鳴門第 2,3 倉庫（23～25 号）

(6) 県と市の役割分担

1. 県は、プッシュ型支援による物資の受入体制整備や、県備蓄の市町村への配送等を行う。
2. 市は、避難所へ支援物資を配送する。

１０ 物資調達・輸送調整等支援システムの活用等

市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

第１４節 消防計画

本計画は、鳴門市における大規模な火災等の事故又は暴風、大雨、地震その他の異常な現象による災害の拡大防止に努め、市民の生命、身体、財産を保護するとともに、被害の軽減を図るため定めるものとする。

なお、細部計画については、鳴門市消防計画によるものとする。

１ 方針

(1) 市は、大規模な火災等の事故又は暴風、大雨、地震その他の異常な現象による災害の拡大防止に努める。

(2) 消防職員及び消防団員を招集し、規模に応じた警戒体制を取るものとする。

(3) 危険区域における市民の安全確保のため立退きの指示を行うものとする。

(4) 危険区域や火災発生場所での防ぎょ計画の策定に努める。

(5) 災害時における活動方針は、人命の安全を最優先とし、次のとおりとする。

1. 消火活動
　災害時の火災に対処するため、消防の総力をあげて、出火防止と火災の早期鎮圧及び延焼拡大の防止を図るものとする。
2. 人命救助・救急活動
　災害時には、家屋の倒壊、建築物の落下、交通事故、危険物・劇毒物等の漏洩により被害が発生することが予想されるので、消防の人員及び資機材を活用し、人命救助、救急活動を優先して行い、人命の安全確保に努めるものとする。
3. 避難の安全確保
　火災の発生件数が多く、大部分の延焼火災の鎮圧が困難と予想される地域については、安全な避難路を確保するための消火活動を行うものとする。

２ 招集計画

(1) 発令

1. 消防長は災害が発生又は発生のおそれのあるときは、消防職員（休暇、休日、及び非番日の職員）及び消防団員の非常招集（以下「招集」という。）を発令する。
2. 消防署長（以下「署長」という。）は、災害が発生又は発生のおそれがあり、緊急の必要があるときは、所属職員（休暇、休日及び非番日の職員）及び管内消防団

員の招集を発令する。ただしこの場合は、発生した災害の状況とともに消防長に報告しなければならない。

(2) 招集の区分

対象	区分	内容
消防職員	1 号招集	職員の 1/3 に相当する人員
	2 号招集	職員の半数
	3 号招集	職員の全部
消防団員	1 号招集	各分団とも団員の 1/3 に相当する人員
	2 号招集	各分団とも団員の半数
	3 号招集	団員の全部

(3) 参集

1. 消防職員及び消防団員は招集の命令を受けたとき、特に指定された場合のほかは、速やかに所属の署又は詰所に参集しなければならない。
2. 消防職員及び消防団員は、災害の発生が予想されるとき又は発生を覚知したときは、招集の発令を待つことなく前項の場所に参集し、所属長（課長、署長）又は消防団の長（消防団長、副団長及び分団長）の指示を受けるものとする。

(4) 招集内容

区分	状況	招集程度
火災警報 発令時	ア　実効湿度 60%以下、最低湿度 40%以下で　最大風速 7 m/s 以上となる見込みのとき。 イ　平均風速 10m/s 以上の風が 1 時間以上続く見込みのとき。	職員 1 号～2 号招集 団員 1 号～3 号のうち　必要に応じ招集
各種気象警報 発令時	地震、津波、その他の警報が発令された場合。	職員、団員共 1 号～3 号のうち必要に応じ必要人員を招集
各種災害時	ア　火災又は台風等により被害が発生し又は　発生が予想されるとき。 イ　地震により被害が発生し又は発生が予想　されるとき。	職員 2 号～3 号招集、 団員 1 号～3 号のうち　必要に応じ招集
その他の災害	大規模な爆発又は危険性物質による災害、その他大規模な事故が発生した場合。	消防長又は消防署長が必要と認める人員の　招集

(5) 招集の準備

1. 所属長（課長、署長）は、招集の準備を期するため、所属職員招集表及び職員名簿を保管し、必要な招集計画をたてておかなければならない。
2. 消防団の長（消防団長・副団長及び分団長）は、管内消防団員の招集に必要な計画を消防職員の例に準じたてるものとする。

(6) 命令の伝達

1. 所属長（課長、署長）は、消防職員に招集命令が発令された場合、速やかに所属職員に伝達しなければならない。
2. 課長は、消防団員に招集命令が発令された場合、速やかに消防団長に伝達しなければならない。
3. 消防団長は、消防団員に招集命令が発令された場合は、各副団長を通じて、各分団長に招集命令を伝える。

(7) 伝達の要領

1. 招集命令は原則として所属ごとに伝達するものとする。
2. 伝達方法は、加入電話及びデジタル防災行政無線による連絡を主体とする。
3. 上記によることができない時は、至急相互連絡、その他適当な方法をもって伝達する。

4. 消防団員に対する伝達は、職員に準じてデジタル防災行政無線及び加入電話連絡を主体にして分団長から所属団員に伝達すると同時に、消防本部から招集メール等にて伝達する。

3 警防体制・事務分掌

(1) 部隊編成の種別

準備体制	各種注意報又は各種警報が発せられ、市全域で被害の発生が予想され又は発生し、消防隊本部を設置する程度にいたらない災害時の体制。
警戒体制	各種警報が発せられ、市全域にわたり被害の発生が予想され又は発生し、消防隊本部を設置し防災活動を行う必要がある災害時の体制。
非常体制	市全域にわたり大災害が発生する又は発生が予想される場合の体制。各種体制については、消防長がその都度発令する。地震等の突発的災害が発生した場合は段階的体制によることなく、規模に応じた必要な体制を取るものとする。

(2) 消防隊本部の編成

1. 消防本部内に消防隊本部（以下「隊本部」という。）を設けるものとする。
2. 隊本部には、消防隊本部長（以下「本部長」という。）及び消防隊副本部長（以下「副本部長」という。）並びに各班長をおくものとする。
3. 本部長には消防長、副本部長には次長、班長には署長、課長が当たるものとする。
4. 消防職員及び団員による消防隊の編成は、鳴門市消防計画による組織部隊編成計画に従い、その区分に応じて編成する。

(3) 本部長、副本部長、班長の任務

職名	任務
本部長	消防本部及び消防隊を指揮し災害の消防事務を総括する。
副本部長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その任務を代行する。
班長	主管事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

(4) 各班事務分掌

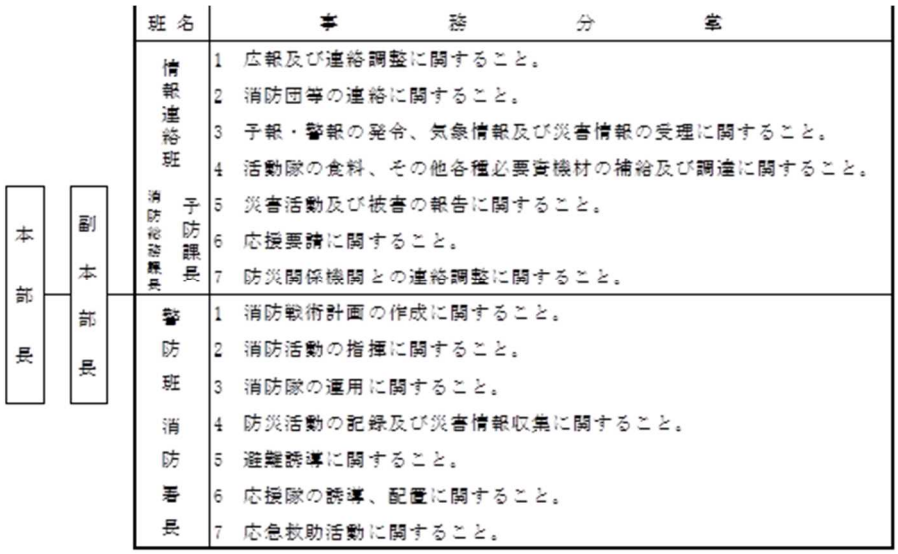

(5) 消防隊の出動

火災等の出動は第1出動、第2出動、第3出動及び特別出動とし、その基準は次のとおりとする。消防長等は火災等の規模により、出動部隊数を増減することができる。

出動の種別	出動の基準	備考
第１出動	火災等の規模及び周囲の状況により延焼の危険が少ないと認める場合、又は被害の程度が小被害で応援を必要としない場合	署１台～3 台 団１台

第 2 出動	普通建物火災で延焼するおそれがある場合、又は大規模建物火災、その他の災害で部隊の増強が必要な場合	署 3 台～5 台 団 3 台～10 台
第 3 出動	火災が延焼拡大して大火災となるおそれがある場合、又は市全域に被害がおよぶ場合	消防署、団とも全車両
特別出動	事故等により特別に救助、救急隊の編成を必要とする場合。その他消防長の特命により出動する場合	必要台数

(6) 救助隊及び救急隊は、次の事項に基づき編成するものとし、隊員その他の細部編成計画は鳴門市消防計画によるものとする。

1. 隊長

区別	資格
救助隊長	消防司令補又は消防士長をもってあてる。
救急隊長	消防司令補又は消防士長をもってあてる。

2. 隊員

区別	資格
救助隊員	救助に必要な技術に熟達した者を選抜編成する。
救急隊員	消防副士長又は消防士をあてる。

4 初動体制の確立

(1) 消防本部の初動体制

1. 災害活動を総合的に把握し、適正な指令管制を行うとともに災害情報の収集、分析を行うため、消防隊本部を設置するものとする。
2. 通信及び情報収集体制の確立
3. 通信施設の機能試験及び非常電源の点検等を実施し、通信体制を確保するとともに、情報収集体制の確立を図るものとする。
4. 火災の監視体制の確立
5. 地震発生直後には、高所見張り員等による被害状況の把握を行うものとする。
6. 特別配備体制の確立
7. 地震の規模により、有線及び無線電話等により職員の非常招集を指令し、特別配備体制の確立を図るものとする。
8. 出火防止措置及び庁舎等の被害状況の確認
   庁舎内の火気使用場所の点検及び火気始末を実施するとともに庁舎及び付属施設の被害の有無を確認するものとする。

(2) 消防署の初動措置

1. 消防隊本部の設置
   災害活動を総括的に処理するため、消防隊本部を設置する。
2. 出火防止の措置
   庁舎内の火気使用場所の点検及び火気始末を実施する。
3. 初動体制の確保
   消防車両等に救助資機材又は、消火用ホース等を積載し、車庫前で待機する。
4. 被害状況の調査
   消防署周辺の火災の発生状況を高所から監視するとともに周辺道路の状況を調査する。
5. 第二次行動
   ア 資機材の確保
      携帯用非常電源、小型動力ポンプ及び非常用燃料の確保に努める。
   イ 災害状況の把握
6. 火災の発生、建物の倒壊、道路等の被害状況及び救急・救助等の発生状況の情報収集に努めるものとする。

(3) 消防団の初動体制

1. 消防団本部等の設置
　消防団本部を消防本部内に設置し、消防分団は、分団詰所を地域の防災拠点とし、消防団本部と連絡体制を確保し救助活動等を行うものとする。
2. 非常参集
　地震発生を知った場合、消防団員は分団詰所に自発的に参集し、直ちに活動体制をとるものとする。また、状況に応じて消防団本部から指令を伝達する。
3. 出火防止の広報
　地域内の火気始末、火気使用、出火防止等の広報を実施する。特に要配慮者等については、優先し活動を行うものとする。
4. 初期消火活動
　火災を発見した場合は、直ちに消防隊本部に通報するとともに、消火活動を実施し、延焼防止にあたるものとする。同時多発の場合は、市民に二次災害等を配慮して、協力を求めるものとする。

５ 情報収集系統

地震等の災害発生の場合は、有線電話の途絶、無線施設の被害等により制限されることが予想されることから、共通対策編第３章第４節「災害情報の収集・伝達」によるほか、次の系統で行うものとする。

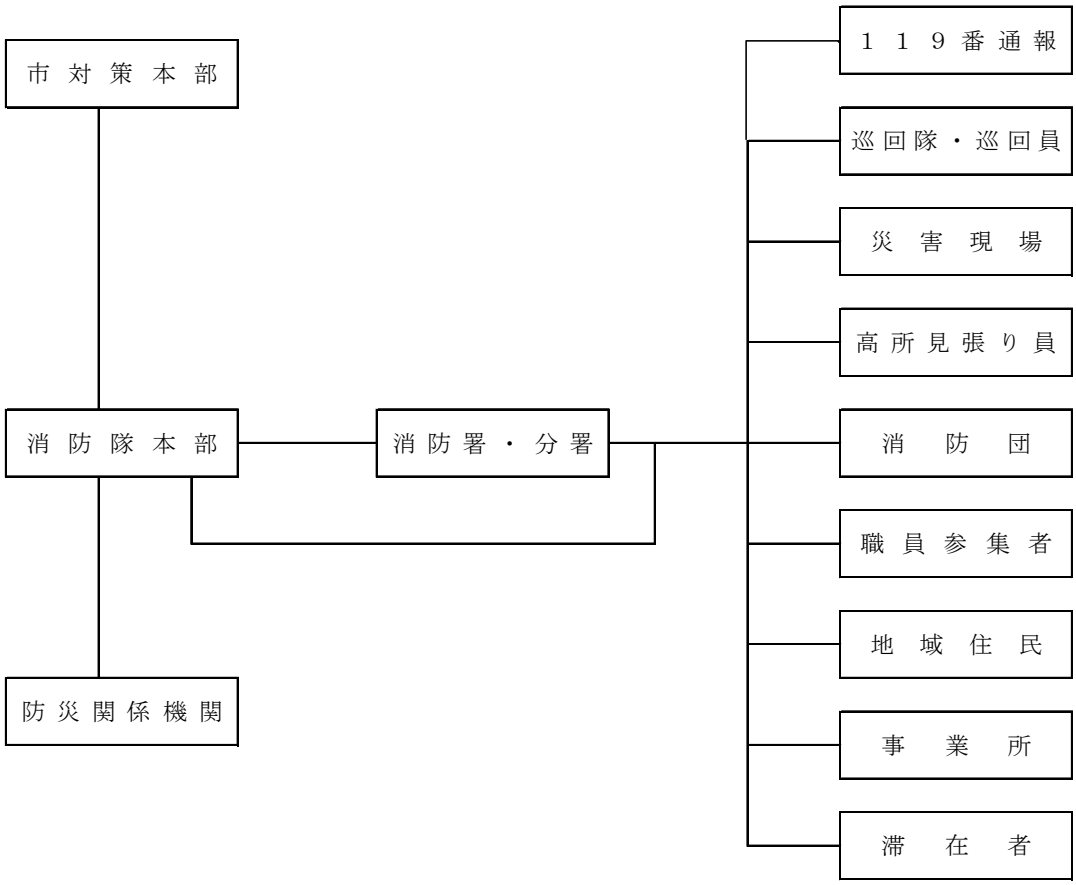

６ 救助・救急活動

(1) 救急、救助隊の出動は原則として、消防救急規則並びに消防救急業務規程及び消防署潜水救助隊規程に基づき行うものとする。
(2) 救助隊の運用は、消防隊本部長の指揮のもとに、関係機関と連携を密にし、救助活動を実施する。
(3) 救急隊は、小規模の救助活動にも対処できるよう簡易な救助器具を積載する。
(4) 災害現場に到着した救急救助隊は、直ちに負傷者の救急、救助にあたり的確なる状況

判断により指定医療機関又は最寄りの病院、医院などの医療機関に搬送収容するものとする。

(5) 負傷者の搬送及び収容は、原則として救急隊が行うものとし、状況により消防車両、又は現場付近の車両等を動員して行うものとする。

(6) 班長は災害により多数の負傷者が発生したときは、その状況を消防隊本部長に速報するとともに、負傷者の収容先に部下職員を派遣して、負傷者の住所、氏名、年令及び負傷の程度等を調査し、報告しなければならない。

1. 救助活動
   - ア 正確な情報収集を行い、人命の危険性が高いと判断したところから救助活動にあたる。また、救助活動は、自力脱出不能者を救助することを原則とする。
   - イ 救助活動は、要救助者の安全に留意し、状況により重機等を活用する。
   - ウ 救助活動が長時間にわたる場合は、交替要員を配置するものとする。
2. 救急活動
   - ア 重傷者から順次救急搬送を実施する。
   - イ 負傷者等が多数発生した場合は、二次災害に配慮し市民に協力を求めるものとする。
   - ウ 医療施設の診察、収容の可否等の確認をするとともに、情報の提供を行い、必要により現場へ医師搬送を行うものとする。

7 応急避難計画

災害の発生により、危険区域の市民を安全な場所に応急的に避難させ、生命、身体の安全を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(1) 立退きの指示の発令

1. 大規模な火災、爆発等の災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、人命、身体を保護するため、特に必要あると認めるとき、消防長は、その区域の市民に対し、避難のため立退き指示をするものとする。
2. 避難すべき時期が急を要し、消防長が指示をするいとまがないと認めるときは、災害現場における署長、若しくはその委任を受けた上級消防職員がこれを行うものとする。

(2) 立退きの指示の実施

避難のための立退き指示は次のとおり実施する。

条件	火災警戒区域、消防警戒区域を設定し現場の状況により避難の必要がある場合、その他山くずれ、地すべり、洪水、津波、高潮等のため、市民の避難を必要とするとき。
対象	上記の被害を受け又は受けるおそれのある者
伝達内容	⑴指示者、⑵避難すべき理由、⑶避難すべき場所、⑷避難すべき経路
伝達方法	デジタル防災行政無線、広報車等による広報、口頭伝達、警鐘乱打、サイレン等

(3) 関係機関との相互連絡

避難の指示等を行ったときは法令に基づく報告又は通知を行うほか、避難の安全を確保するため、必要あると認められる関係機関に速やかに連絡するものとする。

(4) 避難誘導の留意点

1. 誘導員は、混乱した避難者を鎮静して安全に避難を行うことを第一義とし、従って過重な携帯品等は状況によって持参せぬよう指導に努めること。
2. 緊急避難の必要性が大きい地域から優先して避難を行うものとし、通常の場合は、次の順位による。
   （１）要配慮者、（２）一般市民、（３）防災義務者
3. 最も安全な避難経路を指示するとともに、特に危険な箇所については、事前に誘導員を配置し、避難中の事故の防止に努める。
4. 夜間においては、可能な限り、照明器具を使用すること。

5. 財産の保護は、避難後においても状況の許す限り、最善の方策を講じるものとする。

8 相互応援協力計画（相互応援協定書は資料編参照）

(1) 協定機関

不測の大規模災害及び産業災害等の被害の軽減及び鎮圧に万全を期し、併せて市民の安全を図るため県内各市町村、消防組合管理者及び淡路広域消防事務組合、神戸市と大川広域行政組合、東かがわ市と広域消防相互応援協定を結び消防協定機関相互の協力体制を確立するものとする。

(2) 協定市町村等

徳島市、小松島市、阿南市、名西消防組合、板野東部消防組合、美馬市、板野西部消防組合、徳島中央広域連合、美馬西部消防組合、みよし広域連合、海部消防組合、那賀町、淡路広域消防事務組合、神戸市、大川広域行政組合、東かがわ市

(3) 協定市町村の相互に応援すべき事項

1. ビル火災等で多数の人命救助が必要と認められる災害
2. 危険物、高圧ガス等の大規模な火災
3. おおむね 3,000 ㎡を超え、延焼が拡大すると認められる建物火災
4. おおむね 10ha を超え、延焼が拡大すると認められる山林火災
5. 多数の傷病者の搬送が必要と認められる大規模な交通機関、その他の事故
6. 核物質、生物剤及び化学剤に起因する事故
7. 本州四国連絡道路において火災、救急、その他の災害が発生した場合
8. 高松自動車道において火災、救急、その他の災害が発生した場合
9. 前各号の他、特に社会的影響が大きいと考えられる災害

(4) 消防防災ヘリコプター応援要請計画

水火災又は地震等の災害が発生した場合、上空からの情報収集活動、消火活動、救急救助活動、災害応急活動等を行うために、消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）を使用することが極めて有効であると考えられるときは、徳島県が所有する航空機の応援要請を行うものとする。

1. 県所有航空機の応援要請

ア 市長は、次のいずれかに該当する活動のため、航空機の応援を必要と判断した場合に、県知事に航空機の応援要請を行うものとする。

○ 災害が他の市町村等に拡大し又は影響を与えるおそれがあると認める場合
○ 市の消防力のみによっては、災害防ぎょが著しく困難であると認める場合
○ 地震後津波等の発生により、孤立した地域の市民の生命、身体、財産を保護するため、緊急を要し、必要があると認める場合
○ その他救急救助活動等において緊急性があり、かつ航空機による活動が最も有効な場合

イ 市長は、航空機の応援要請をするときは、徳島県消防防災航空隊事務所に、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

○ 災害の種別及び被害の状況
○ 災害発生日時及び場所
○ 災害現場の気象状況
○ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
○ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
○ 応援に要する資機材の品物及び数量等
○ その他必要な事項

ウ 緊急時応援要請連絡先

徳島県消防防災航空隊事務所		
通常	電話	683-4119(代表)
	FAX	683-4121
勤務時間外 (17:15 ～08:30)	電話	621-2057(県庁衛視室)

エ この項に定めるもののほか、航空機の応援要請に関して必要な事項は、「徳島県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「徳島県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによる。

オ 緊急運航の要請及び出動のルート

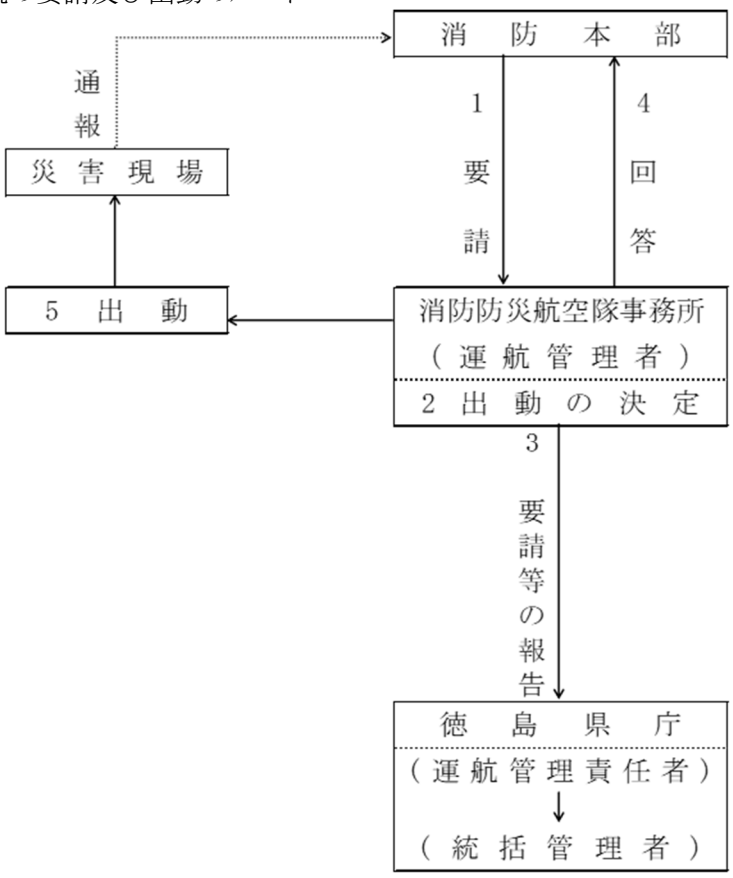

９ 応援消防隊の受入れ

(1) 応援要請

市長は、市の消防力をもってしても救急・救助、消火ができないと認める場合は、消防相互応援協定等により、他の消防機関に応援を要請する。

(2) 応援消防隊の指揮等

市長は、応援消防隊が集結したときは、応援消防隊に対し、活動事案（救急・救助、消火）別に任務を分担し、応援消防隊の指揮をとる。

１０ 危険区域の調査計画

(1) 危険区域とは、火災の対象及び事象のいずれにより判断しても延焼危険等が極めて大である区域をいい、おおむね次に掲げる危険区域を調査し火災対策を確立し、消防活動の円滑化を図るものとする。

1. 建築物が密集し、水利不良の地区
2. 放射性物質、毒物、劇物、高圧ガスを貯蔵し、取扱う施設で指定するもの。
3. 危険物貯蔵所並びに取扱所等で火災発生の場合延焼拡大のおそれのある施設で指定するもの。
4. その他防災上必要と考えられる建築物等。

(2) 調査事項

1. 対象物及び危険物施設等の調査
   ア 住所(所在地)
   イ 業態、名称
   ウ 所有者、管理者又は占有者
   エ 構造並びに面積(危険物等の種別、数量等)
   オ 火災時特に留意すべき事項
   カ 収容人員等の必要な事項
   キ 消防活動上使用可能な施設等
   ク その他必要と思われる事項
2. 建築物密集地の調査
   ア 地区別名
   イ 建築面積
   ウ 建ぺい率
   エ 構造(木造、非木造別)
   オ 平均階層
   カ 防ぎょ上のポイント
   キ 危険物及び重要建築物の状況等
   ク 水利状況(水利統制の必要性)
   ケ その他必要な事項

１１ 危険区域の指定（指定区域一覧表は、資料編のとおり）

危険区域等の指定は木造建物密集地、特殊建築物、大量危険物、ＲＩ、高圧ガス、劇毒物等災害発生に際し拡大する等のおそれのある箇所を把握するため又的確な防災活動を行うために指定する。

(1) 放射性同位元素保有事業所
(2) 高圧ガス貯蔵等事業所
(3) 劇物、毒物貯蔵等の事業所
(4) 製造所等、大量危険物保有事業所
(5) 特殊建築物

１２ 防ぎょ計画

各防ぎょ計画等の詳細は、鳴門市消防計画によるものとする。

１３ 非常時の防ぎょ計画

(1) 市内に地震、洪水、津波、台風等による災害その他非常事態の発生又はそのおそれ大なる時は署員及び団員の非常招集を行う。
   1. 非常招集を受けた時は速やかに災害現場又は指定された場所に集合し、上級者に報告する。
(2) 非常警備
   1. 非常招集後の警備及び行動については、消防長又は消防署長が指定する。
   2. 状況により現場の長の判断で処理する。なお、事後速やかに状況報告を行うものとする。

１４ 非常時の火災防ぎょ活動

地震時に発生する火災は、地震の規模、発生時間等により大きく影響されるので、次により対応するものとする。

(1) 初動措置後の火災防ぎょ活動

1. 一般防ぎょ活動
消防隊は、初動措置完了後に水槽付消防ポンプ車等を出動させ、木造密集地等の警戒活動及び火災の発見に努め、延焼拡大の防止を図るものとする。
2. 市街地の密集地優先
一般市街地の火災防ぎょ活動を優先し、事業所等の火災に対しては、延焼拡大のおそれがあるとき、局部的に防ぎょするとともに自衛消防隊の消防力を活用する。
3. 重点防ぎょ活動
火災が、消防力を上回る場合は、延焼拡大の危険性の高い地域並びに人命の保護及び市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある施設等を重点に消火する。

(2) 部隊の運用
1. 出動部隊数の制限及び必要最小限度の対応
2. 日勤者等で予備隊を編成し、増強隊として運用する。
3. 消防団との連携を密にし、総合的な隊の運用体制の確立を図る。

(3) 消防団の活動
1. 活動範囲
原則として分団の管轄区域を優先して行うが、消防団本部又は消防隊本部からの指示及び隣接区域等の災害活動の応援を行うものとする。
2. 任務
ア 消火活動及び飛火警戒
イ 人命救助及び避難誘導
ウ 残火処理の徹底
エ その他命令による業務

１５ 火災警報発令時の防ぎょ計画

(1) 地方気象台の火災気象通報を受けた場合、市内の気象状況が実行湿度60パーセント以下で、最低湿度40パーセントを下り、最大風速7メートルを超える見込みのとき又は平均風速10メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みの場合で、気象の状況が火災予防上危険であると認められる場合には火災警報を発令し、警防体制をとるものとする。

(2) 警報発令時は次のとおりとする。
1. 警戒勤務、通信勤務者を増強して火災発見、通信連絡の万全を期する。
2. 非番者を招集し隊員の増強を図る。
3. 機械器具の再点検整備

１６ 飛火警戒計画

飛火によって第 2、第 3 火災が続発する場合を考慮し、警戒方法を決定しておき、いずれの方向に火災が発生しても警戒配備につくことができるよう計画するものとする。

(1) 飛火危険の発生
飛火危険はおおむね次の火災の場合とする。
1. 強風時火災の場合
2. 特殊木造大建築物火災の場合
3. 建物密集地域の火災の場合
4. 高地又は低地建物火災の場合
5. 飛散しやすい物件等の火災の場合
6. 延焼中、拡大時火災の場合

(2) 飛火警戒の実施
飛火の危険範囲は一定しがたいが、次の各号に準ずる。
1. 通常風速 5m 以内においてはおおむね風下 500m 以内

2. 風速 10m 以内においておおむね風下 1,200m 内外

１７ 危険物の防ぎょ計画

爆発、引火、発火、その他火災防ぎょ上危険物件を貯蔵又は取り扱う建物又は場所に対しては、次の事項に留意し対象物個々に策定するものとする。

(1) 出動部隊数
(2) 出動順路、進入経路及び防ぎょ担当方面
(3) 各隊の部署すべき場所及び予定水利
(4) 危険物等の種別、場所、数量等の把握
(5) 消火薬剤の確保及び輸送
(6) 関係機関への通報連絡及び応援要請
(7) 隊員等の安全対策
(8) 消防警戒区域の設定
(9) その他必要な事項

１８ 林野火災防ぎょ計画

林野火災の防ぎょにあたっては、広地域にわたるおそれがあるため、指揮命令及び報告の迅速性の欠除、出動人員の不足等により延焼拡大のおそれがあるので、次の事項に留意し策定するものとする。

(1) 各部隊の出動区域
(2) 出動順路
(3) 防ぎょ担当面
(4) 指揮、命令又は報告等の方法
(5) 防火線の設定等
(6) 応援部隊の要請及び誘導
(7) 資機材等の補給方法
(8) 関係機関との連絡
(9) その他必要な事項

１９ 船舶火災防ぎょ計画

船舶火災の防ぎょは、岸壁等にけい留中の船舶又は港内で停泊中の標準船舶の火災等を想定して、次の事項に留意し策定するものとする。

(1) 水利部署
(2) 出動部隊
(3) 防ぎょ方法
(4) 積載物等の確認方法
(5) 航行不能船の措置
(6) 関係機関との連絡方法
(7) 油送船等危険物積載船舶種別のけい留場所
(8) その他必要な事項

２０ 車両火災防ぎょ計画

車両火災防ぎょは、自動車等のうちで標準的な車両を想定して、次に掲げる事項を配慮し策定するものとする。

(1) 人命救助
(2) 防ぎょ方法
(3) 付近建物への延焼防止
(4) 危険物運搬車両等に対する措置
(5) 関係機関との連絡方法
(6) その他必要事項

２１ 建築物密集地等の火災防ぎょ計画

建築物密集地等の火災防ぎょについては、次の事項に留意し策定するものとする。

(1) 出動部隊数
(2) 署所等からの距離及び放水までの所要時間
(3) 出動順路の選定及び担当方面
(4) 各隊到着順位と採るべき水利
(5) 使用放水口数と所要ホース
(6) 避難誘導及び人命救助
(7) 断水時及び烈風時対策
(8) 消防警戒区域等の設定
(9) その他防ぎょ上必要な事項

２２ 放射性物質等の火災防ぎょ計画

放射性物質を貯蔵し又は取り扱う施設の火災防ぎょは、放射線等により消防隊員及び付近住民に及ぼす影響がきわめて大きいので、次に掲げる事項に留意し策定するものとする。

(1) 貯蔵所、使用場所、数量及び危険場所の把握
(2) 管理者及び職員の所在
(3) 有資格者等の立会い
(4) 火災警戒区域又は消防警戒区域の設定
(5) 避難場所及び誘導
(6) 検出、測定
(7) 防ぎょ方法
(8) 汚染場所、流水方向等の標示
(9) 汚染検査
(10) 関係機関への通報連絡及び応援要請
(11) 付近住民等への広報
(12) その他必要な事項

２３ 特殊建築物の防ぎょ計画

特殊建築物とは建物の構造、業態、規模及び火災対象時象いずれから判断しても延焼拡大、人命救助の必要があるものであって、5 階以上の建物又は延面積 2、000 ㎡以上のものとする。特殊建築物の防ぎょ計画については次の事項に留意し、対象物個々に樹立するものとする。

(1) 出動部隊数
(2) 各隊の出動順路、到着時間及び部署すべき予定水利
(3) 各隊の進入路及び担当方面
(4) 必要放水口数及び所要ホース数

(5) 消火活動上必要な施設等の活用
(6) 収容人員
(7) 避難誘導及び人命救助
(8) その他火災予防上必要な事項

２４ 資料編を参照すべき事項

(1) 消防職員数一覧表（消防本部・消防署の職員数）
(2) 消防車両一覧表
(3) 消防機械器具一覧表
(4) 消防団組織表
(5) 化学消火薬剤保有数
(6) 油処理剤保有数
(7) オイルフェンス保有数

２５ 惨事ストレス対策

消防活動に従事した職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第１５節 水防活動

水防活動は、鳴門市水防計画により実施する。

鳴門市水防計画には、洪水、津波又は高潮等による水災を警戒し、防ぎょし、これによる被害を軽減するための水防活動に必要な事項が定められている。

市内における水防活動の責任は水防管理団体である市にあり、水災時において市は鳴門市水防計画に基づき水防活動を実施する。

市対策本部が設置された場合は、市対策本部内で水防業務を遂行する。

第１６節 防犯活動

災害警備計画は鳴門警察署の計画による。

第１７節 被災建築物及び被災宅地に対する安全対策

地震等の災害により建築物及び宅地が被害を受けた場合、地震等による二次災害を防止し、市民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を行うため、必要な措置を講じるものとする。また、県は、建築技術者等の派遣等により、積極的に市町村の活動を支援するものとする。

市又は事業者は、地震等災害により建築物及び宅地が被害を受けたときは、二次災害の発生を防止するため、被災建築物及び宅地の応急危険度判定を行うとともに、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡等の必要な措置を講じる。

また、市民は自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認する。

第１８節 救出・救助対策

１ 方針

災害のため生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の捜索又は救助の実施は、本計画の定めるところによる。

２ 救出・救助を受ける者

(1) 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者であって、おおむね次に掲げる場合が予想される。

1. 火災発生時、火中に取り残されたような場合
2. 地震発生時、倒壊家屋の下敷になったような場合
3. 水害発生時、家屋と共に流され、若しくは孤立した地点に残され、又は山津波により生き埋めとなった場合

(2) 災害のため生死不明の状態にある者で、おおむね次のように大別される。

1. 行方不明者で諸般の情勢から、生存が推定される者
2. 行方は分かっているが、生死が不明な者

３ 救出・救助の期間

災害発生の日から３日以内とするが延長することがある。災害の際の行方不明者が生存し得ると推定できる限度は最大３日と考えられ、それ以降は原則として遺体の捜索に切り換えるものとする。

４ 救出・救助活動の原則

(1) 災害により、負傷者が発生したときは、警察官、医療機関、その他の関係機関と連携し全力をあげて救出・救助活動を実施する。

(2) 救出・救助活動に際し、救助隊等のみで救出できない場合は、付近住民の協力をもとめて実施するが、特に二次災害防止に万全を期するものとする。

(3) 負傷者が多数発生した場合は、重傷者を最優先し、必要な応急処置を施した後に、医療機関に搬送する。

(4) 救出・救助活動に長時間を要する場合は、医師の現場への派遣を要請するものとする。

５ 災害状況の報告

現場に先着した救助隊等は、直ちに現場の状況等について、次のことを報告するものとする。

(1) 災害発生場所、発生原因、負傷者及び要救助者の人数

(2) 応援の必要性、救出等に必要な人員及び資機材

(3) 傷病者等の救出方法

(4) 二次災害発生の有無

(5) 応急救護所の設置の要否

６ 関係機関への応援協力の要請

災害の規模、救出・救助を要する人数等の状況により、本市のみでは対応できないと認めるときは、時期を逸することなく関係機関に応援協力の要請を行うものとする。

(1) 救出・救助活動に応援協力を必要とする場合、72ページの共通対策編「防災関係機関応援要請」によるものとする。

(2) 救急医療を必要とする場合

1. 徳島県
2. 鳴門市医師会
3. 徳島県薬剤師会鳴門支部
4. 日本赤十字社
5. 徳島県鳴門病院

７ 救出・救助の方法

(1) 救出・救助は、市対策本部の消防班及び健康福祉班を主体とし、救出隊を編成し、関係団体、民間人の協力を得て救出を行うものとする。

(2) 救出・救助に使用する諸資機材は、現有資機材を有効に使用し、更に不足又は必要資機材については、調達、借り上げを行い、全力をあげて救出にあたるものとする。

８ 海上における遭難者の救出

災害時における市周辺海域に遭難者が漂流する事態が発生した場合には、徳島海上保安部に応援要請を行うものとする。

９ 災害救助法が適用された場合

費用の対象等は次のとおりとする。

(1) 対象者

1. 災害のため、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者
2. 災害のため、生死不明の状態にある者

(2) 期間

災害発生の日から3日以内

(3) 費用

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

１０ 惨事ストレス対策

救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

１１ 安否不明者等の氏名等の公表

市は、安否不明者、行方不明者及び死者に関する情報の公開について、徳島県が策定した「災害時の安否不明者等の氏名等の公表方針」に基づき、人命救助活動の効率化及び円滑化並びに個人情報保護の観点から慎重に検討し、適切に対応するものとする。

第１９節 医療救護活動

１ 方針

災害のため、地域の医療機関の機能がなくなり、又は著しく不足若しくは医療機構が混乱した場合における医療救護活動は、本計画の定めるところによる。

２ 実施責任者

災害時における平常の医療が不可能又は困難となった時の医療救護活動は、市対策本部が実施するが、市対策本部で実施が不可能又は困難と認めた時は、県本部等に救護班の派遣を要請し実施するものとする。

３ 市対策本部の救護班の編成及び動員

(1) 災害の状況により、鳴門市医師会長、鳴門市歯科医師会長、徳島県薬剤師会鳴門支部長及び徳島県助産師会に救護班の派遣を要請する。

(2) 医療施設の一覧表（資料編を参照）

(3) 医療資機材は、必要に応じ備蓄しておくものとする。

4 対象者

(1) 医療救助の対象者

医療救助を必要とする負傷又は疫病の状態にもかかわらず災害のため医療の途を失った者。

(2) 助産救助の対象者

災害発生時（災害発生前後7日以内）に分娩した者で災害のため助産の途を失った者（死産、流産も含む)。

5 実施の方法

災害の状況によって一定ではないが、おおむね次の方法による。

(1) 応急治療

避難所において応急治療を実施するも、患者の状況により他へ移送できる限り、医療施設へ収容するものとする。

(2) 応急助産

被災者が避難所その他において助産の必要が生じた時は、産院又は医療機関に収容するも急を要してそのいとまがない場合は助産師の応援をもとめてその場所において行うものとする。

また、状況が悪化して助産師の応援不可能な場合は救護班医師がこれにあたるものとする。

(3) 市外の医療施設への転送

重傷者等で市内の医療施設では処置できない場合、市外又は県外の医療施設へ転送を行うものとする。

(4) 傷病者の転送手段は、応援要請機関による車両を用いる。緊急の場合は、ヘリコプター等を用いる。

1. 転送を必要とする場合は、医師の意見により転送順位を決定して行うものとする。
2. 転送をする場合は、医師、看護師等の同乗を原則とする。ただし、医師が同乗する必要がないと認めた場合はこの限りでない。
3. 市外の医療施設への受け入れについては、徳島県を通じて要請するものとする。

(5) 患者の避難及び移送

患者の条件（重傷病の別等）等を考慮して避難順位及び予定場所を決定する。なお、移送については毛布、付き添い等充分な準備をして行うものとする。

(6) 給食

患者給食は患者食を原則とするが、状況により被災者炊き出しにより給食を行うものとする。

6 医療救護所の設置

(1) 医療救護所

多数の負傷者が発生し、医療施設に収容できない場合及び医療施設の損壊等で医療機能の低下を招き、収容できない場合は、医療救護所を設置するものとする。

1. 医療救護所の開設候補地

医療救護所の開設候補地は、第一中学校、第二中学校、鳴門中学校、瀬戸中学校、旧北灘中学校、大麻中学校、第一小学校とする。

2. 医療救護所を設置した場合は、次の関係機関に場所、負傷者の人数、負傷の程度等の必要な情報を的確に把握するとともに、直ちに通報し、応急救護医療等について協力の要請を行うものとする。
   ア 徳島県
   イ 鳴門市医師会
   ウ 日本赤十字社
   エ 警察署
   オ 徳島県鳴門病院

(2) 妊産婦・乳児医療救護所

災害時に、必要に応じて要配慮者である妊産婦や乳児の医療救護活動を行う妊産婦・乳児救護所を設置するものとする。

1. 妊産婦・乳児医療救護所の開設候補地
   妊産婦・乳児医療救護所は、徳島県鳴門病院附属看護専門学校に設置する。
2. 妊産婦・乳児医療救護所を設置した場合は、一般社団法人鳴門市医師会及び徳島県助産師会と連携し、医療救護活動を実施するものとする。

7 医療等の範囲及び程度

災害救助法による医療及び助産救助の範囲と程度は、おおむね次の基準によるものとする。

(1) 医療の範囲

1. 診療
2. 薬剤又は治療材料の支給
3. 処置手術その他の治療及び施術
4. 病院又は診療所への収容
5. 看護

(2) 助産の範囲

1. 分娩の介助
2. 分娩前及び分娩後の処置
3. 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の支給

(3) 程度

医療助産救助の程度は、生活保護法による医療扶助、出産扶助に定める程度によるものとする。

(4) 期間

1. 医療救助の実施は、災害発生の日から 14 日以内。
2. 助産救助の実施は、分娩の日から 7 日以内（災害発生前後 7 日以内に分娩したもの）
3. 上記ア、イの期間で救助を打ち切る事ができない時は、市対策本部は県支部を経由し又は直接知事に実施期間の延長を要請するものとする。
4. 期間延長の要請に当たっては、次の事項を明示して行う。
   ア 延期を要する期間
   イ 期間延期を要する地域
   ウ 期間延期を要する理由
   エ 救助を要する患者数、病状等
   オ その他

8 医薬品等の調達

医療施設において、医療器具、医薬品等が不足する場合は、徳島県へ協力要請及び医薬品取扱業者から調達するものとする。また、医療救護所及び医薬品の集積場所等への薬剤師の派遣についても、一般社団法人徳島県薬剤師会鳴門支部へ要請するものとする。

９ 負傷者等の引継

負傷者等を取り扱った救急隊、救助隊は、次の事項について把握し、医療機関へ引き継ぐものとする。

(1) 氏名、年令、性別、住所等

(2) 現場の状況、負傷部位等

１０ 災害時コーディネーター（医療・保健衛生・介護福祉・薬務）による調整

市は、被災地域において、医療、保健衛生、介護福祉、薬務分野の各種支援が円滑に実施されるよう、当該4分野で構成される災害時コーディネーターを活用し、刻々と変化する被災者、避難所及び医療救護所等の状況を的確に把握し、人材及び資材の配置を的確かつ迅速に行う。

(1) 避難所における被災者ニーズ及び医療に関する需要の把握

(2) 医療救護所の設置運営の総合調整

(3) 保健師活動の総合調整

(4) 医療救護所への医薬品等の供給支援及び薬剤師派遣・要請

(5) 介護士等の活動の総合調整

(6) 県内・県外からの支援の受入及び配置調整

第２０節 飲料水の供給

１ 方針

災害のため、飲料水が枯渇し又は汚染して現に飲料水に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給は本計画の定めるところによる。

南海トラフ地震等大規模災害が発生した場合には、県と市町村で構成する「徳島県災害時相互応援連絡協議会」において定めた「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」により発災直後の供給を賄う。

２ 実施責任者

(1) 飲料水供給は市対策本部が行う。市対策本部が被災のため実施できないときは、県並びに日本水道協会徳島県支部等に応援を要請して実施するものとする。

(2) 市内の一部が断水したか、もしくは全市地域が被災するも上水道の一部が給水可能な場合、上水道水を断水地区に輸送する。

(3) 水源が市内で確保できないときは、なるべく近い水源地より供給する。

３ 給水方法

飲料水は概ね次の方法により供給し又は確保するものとする。

(1) 拠点取水場所

1. 鳴門・大塚スポーツパーク（飲料水兼用耐震性貯水槽　170 ㎥）
2. うずしおふれあい公園（飲料水兼用耐震性貯水槽　100 ㎥）
3. 鳴門市浄水場
4. 大谷配水池
5. 平草配水池

(2) 応急給水拠点は次のとおりとし、被災状況に応じて拠点を追加する。

1. うずしおふれあい公園（広域避難場所）
2. 鳴門・大塚スポーツパーク（広域避難場所）
3. 第一小学校（広域避難場所）
4. 旧島田小学校

5. 鳴門西小学校
6. 明神小学校
7. 林崎小学校
8. 大津西小学校
9. 北灘東小学校
10. 旧北灘西小学校
11. 堀江北小学校
12. 堀江南小学校
13. 板東小学校
14. 瀬戸中学校
15. 鳴門中学校
16. 旧北灘中学校
17. 大麻中学校

(3) 応急給水用資機材

1. 給水車（水道事業課）2 トン 1 台
2. 給水タンク（水道事業課）1 トンタンク 2 基
3. キャンバス水槽（水道事業課）500 リットル用 1 基、1,000 リットル用 3 基
4. 折り畳み式応急給水用コンテナ（水道事業課）、1,000 リットル用 20 基
5. 給水袋（水道事業課）10 リットル用 2,400 袋
6. 給水袋（危機管理課）6 リットル用 4,167 袋
7. 緊急用給水栓（水道事業課）12 基
8. 消防車両（消防署）小型動力ポンプ付水槽車 10 トン給水機能付
9. 水槽付ポンプ自動車（消防署）2 トン
10. 化学消防ポンプ自動車（消防署）1.5 トン

４ 給水施設等の応急復旧

取水、送水、給水、配水施設が被害を受けた場合は速やかに復旧して用水の確保に努めると共に、日常生活を維持できる程度に給水施設の復旧をはかるものとする。

(1) 被害状況の把握

(2) 施設及び配水管の被害箇所に適切な職員の配備

(3) 市内の鳴門市水道指定業者協同組合への協力要請を行うものとする。

(4) 応援体制については、「日本水道協会徳島県支部水道災害相互応援要綱」、「日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱」をもとに応援要請を行うものとする。

５ 水道管破裂等による二次災害の防止

津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置として、次の対策を講じるものとする。

(1) 配水池貯留水の流出による避難路及び住宅密集地への被害を防止するため、流入・流出管に緊急遮断弁の設置を進める。

(2) 法面に隣接した配水池での転倒防止、水の流出防止及び斜面配管における管路の防護を進める。

(3) 塩素等の有害物質の漏洩による被害を防止するため、薬品貯蔵槽の防液堤の設置、貯留槽の定着強化のほか、配管に伸縮可撓管を挿入、耐震継手の採用を進める。

第２１節 食料の供給

災害時における、被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する応急食料の供給並びに炊き出し等については、本計画の定めるところによる。

南海トラフ地震等大規模災害が発生した場合には、県と市町村で構成する「徳島県災害時相

互応援連絡協議会」において定めた「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」により発災直後の供給を賄う。

１ 実施責任者

災害発生により市対策本部長が必要と認めた場合は、炊き出し及び食品給与の実施を行うものとする。ただし、これが実施できない状況の場合は県若しくは県本部等に応援を要請するものとする。

学校給食施設から各避難所へ食料を配送する場合を除き、炊き出しは避難所（食事をする場所）にできるだけ近い適当な場所において実施する。

２ 炊き出し及び食料給与

(1) 炊き出しは市対策本部並びに奉仕団体等の協力を得て学校給食施設等既存の施設を利用して行うものとする。

(2) 市対策本部等が直接実施する事が困難な場合、米飯業者等に注文する事が実状に即すると認められたときは炊き出しの基準等を明示して業者より購入し配給する。

(3) 被災状況を充分考慮し食品等が確保されるまでの間は、市が所有する公的備蓄及び企業との協定により調達した備蓄食料、パン、ミルク又はにぎり飯と漬物、缶詰の副食により実施する。

(4) 食料の調理方法

1. 災害発生直後は、給食施設等の被害で確保困難が予想されるため、調理の不必要な食品を調達するものとする。
2. その後、順次米飯等の調達を行うものとする。
3. 乳幼児のための調整粉乳を調達するものとする。

(5) 炊き出しの方法

1. 学校給食施設等を利用して行うものとする。
2. 炊き出し施設等が使用不能な場合及び炊き出し施設で充当できない場合は、米飯業者に要請する。
3. 災害の被害状況等により食料を確保できない場合は、徳島県又は農林水産省農政局（農産政策部貿易業務課）に協力要請を行うものとする。

(6) 炊き出し応援協力依頼

炊き出しにあたっては、多数の人手を要するため、次の団体等に応援協力依頼を行うものとする。

1. 婦人会(婦人防火クラブ)
2. 地区自治振興会等
3. 避難所の市民等
4. 炊き出し等の協定を締結した業者

(7) 食料の集積場所

避難所、その他の交通及び連絡に便利な避難場所等の公共施設を選定するものとする。

３ 物資の確保及び輸送

(1) 炊き出しその他食品給与のため必要な原材料、燃料等は、各業務分担に基づいて各計画等であらかじめ定められたものを基準とし、平時からの確保に努めるものとする。ただし、災害の状況その他により、現地において確保できないときは、県又は県本部等に輸送又は確保のあっせんを要請するものとする。

(2) 輸送に関することは、93ページの共通対策編「緊急輸送対策」に定める。

(3) 災害救助法に基づく場合

1. (1)による現地における確保ができないときは県又は県本部等に要請して、緊急に主食料を確保するものとする。
2. 当市が孤立した場合においては、市対策本部長は農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）に対し食料の緊急引渡しに関する情報について連絡するものとする。ただし、事後すみやかに知事に連絡するものとする。
3. 上記イの場合において政策統括官に対し連絡が取れないため要請ができない場合に限り、保管倉庫の責任者に対し文書により直接応急食料緊急引渡しの要請を行うものとする。

４ 炊き出し等に係る応援要請

市対策本部において炊き出し等食品の給与及び物資の確保ができないときは、次により応援等の要請をするものとする。

(1) 応援の必要を認めた時は県又は県本部等に応援等の要請をするものとする。ただし緊急を要する時は直接隣接市町村に要請を行う。応援を要請する時は次の事項を明示して行うものとする。

1. 炊き出し実施に関すること
   ア 所要食数(人数)
   イ 炊き出し期間
   ウ 炊き出し品送付先
   エ その他必要な事項
2. 物資の確保に関すること
   ア 所要物資の種別数量
   イ 物資の送付先及び期日
   ウ その他必要な事項

５ 災害救助法における炊き出し及び食品給与の基準

(1) 対象者

1. 避難所に収容された者
2. 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者

(2) 実施期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、期限前に必要がなくなったときは、その日までとする。

(3) 期間延長の要請

期限を経過しても多数の者に対し継続実施の必要があると見込まれる場合は、県支部を経て又は直接知事に、次の事項を示して、期限延長を要請するものとする。

1. 延長の期限
2. 延長を要する地域及び対象人員
3. 延長を要する理由
4. その他

(4) 費用の基準

1人1日1,130円以内とする。

６ 伝達系統図

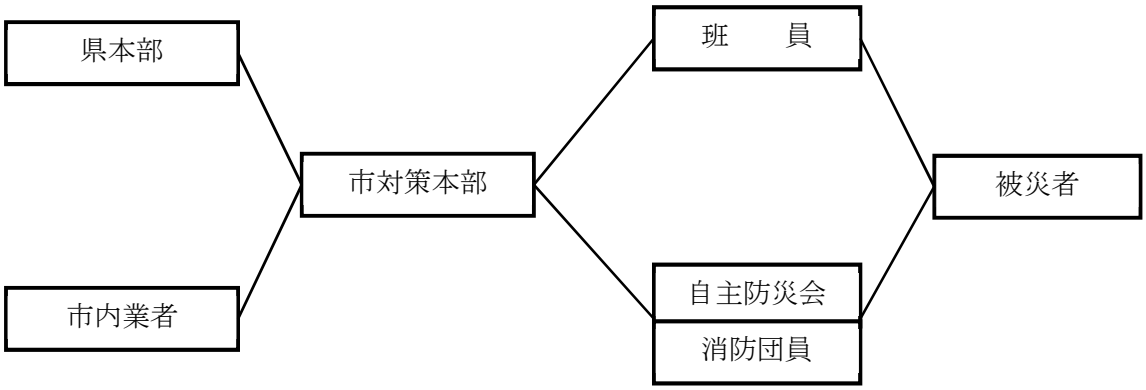

７ その他

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への被災者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

第２２節 被服、寝具等の生活必需品の供給

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与については、本計画の定めるところによるものとする。

１ 実施責任者

被災者に対する生活必需品等の給与又は貸与は、市長が実施するものとする。知事は、市長から調達の要請があったときは、その調達又はあっせんを行う。

ただし、災害救助法が適用されたときは、知事（権限を委任された場合は市長）が行う。

２ 生活必需品の供給等

災害の発生により市対策本部長が必要と認めた場合は、被災者に対し被服、寝具等の生活必需品その他の物資の給与及び貸与を行うものとする。

(1) 物資輸送については、93ページの共通対策編「緊急輸送対策」によるものとする。

(2) 市民生活班は必要な品名、数量、送付先等の必要事項を調査し、項目・数量等をまとめて市災害対策本部に報告を行う。

(3) 市民生活班は市災害対策本部と協議を行いながら、避難所等に供給する物資の項目と数量を速やかに決定するものとする。

(4) 物資の集積予定場所は、前款「食料供給」によるものとする。

(5) 災害救助法が適用された場合

1. 支給対象者

　災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼または床上浸水し、生活上必要最小限の家財等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者（世帯）に対して行うものとする。

2. 支給物資

　支給する物資は、「被服」、「寝具及び身の回り品」、「日用品」、「炊事用具及び食器」、「光熱材料」の範囲内で、現物をもって支給するものとする。

３ その他

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の

解消に努めるとともに、生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への被災者、所在が把握できる指定避難所外避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

第２３節 燃料の供給等

災害時における被災者及び災害応急対策に従事している者であって、災害対応にあたる人員及び物資等の輸送や避難所等での炊き出し等に必要な石油類燃料やＬＰガスの供給又は斡旋について定める。

１ 実施責任者

災害応急対策に従事している者に対する石油類燃料や被災者及び災害応急対策に従事している者に対するＬＰガス等の供給又は斡旋は、市長が実施するものとする。

２ 石油類燃料及びＬＰガス等の供給等

市長は、災害時において市有車両その他災害応急対策を実施するために必要な石油類燃料や炊き出し等に必要なＬＰガス及び器具の調達ができないときは、災害時協力協定を締結した団体に調達の斡旋を要請するものとする。災害時協力協定を締結した団体が実施できない場合は、県に調達の斡旋を要請するものとする。

(1) 石油類燃料

市は、災害応急対策を実施する公用車、応援車両等に対する優先的な給油についての協力を次の事項を示して徳島県石油商業協同組合鳴門支部に要請する。

徳島県石油商業協同組合鳴門支部において調達が困難な場合は、次の事項を明示して県に要請する。

1. 対象車両数
2. 石油類燃料の量
3. 供給期間
4. 供給地（住所等）

(2) ＬＰガス及び器具

市は、避難所等での炊き出し等に必要なＬＰガス及び器具の優先的な調達についての協力を次の事項を示して一般社団法人徳島県エルピーガス協会鳴門地区会に要請する。

一般社団法人徳島県エルピーガス協会鳴門地区会において調達が困難な場合は県に要請する。

1. 対象避難者数
2. 必要なＬＰガスの量
3. 必要な器具の種類及び個数
4. 供給期間
5. 供給地（住所等）

第２４節 保健衛生活動

被災地域住民の生命と生活環境の安全を確保し、二次的健康被害（災害関連疾患・災害関連死）を防ぐための対策について定める。

１ 災害時（保健衛生）コーディネーターによる調整

県の災害時（保健衛生）コーディネーターは、必要な情報を収集し、迅速に地域のニーズをアセスメントし、必要な人材、資機材等の投入を行うためのコーディネートを行い、地域の保

健衛生活動が円滑に行われるようマネジメントする。

圏域コーディネーター（保健所）は、市に保健衛生活動をコーディネートする職員（保健衛生チーム）を派遣し、被災状況の情報把握に努め、必要な人材、資機材の配置調整を行う。市は、圏域コーディネーターと協力して被災住民の健康支援体制の早期確立を目指す。

２ 健康管理等

市は、避難所や被災地域住民の健康管理及び二次的健康被害を予防するために、地域の関係者との連携を図りながら、巡回健康相談や訪問活動等により被災住民の健康状況や課題を把握し、保健指導や健康教育及び環境整備等を行うとともに、専門的な支援が必要な被災者に対して専門チームと連携した支援を実施する。

また、市は、関係機関と連携し、被災者の健康管理等を行う保健師等の派遣などの応援・受援活動を行う。

３ 食事・栄養管理等

市は、県、関係機関と連携し、避難所において被災者が健康状態を維持するために必要な栄養を確保できるよう、栄養面に配慮された支援食の提供や炊き出しの実施体制の確保、栄養指導・巡回相談にあたる管理栄養士等の派遣等応援・受援活動を行う。

また、被災地の給食施設においても、利用者に適切な給食が提供されるよう、関係機関と連携し、物資や食料、特殊食品の確保、物資や食料等の分配調整にあたる管理栄養士等の派遣などの応援・受援活動を行う。

４ 市民に対する食品衛生の啓発指導

関係機関と連携し、次の事項について啓発指導を行う。

(1) 手洗い、消毒の励行

(2) 食器、器具の消毒

(3) 弁当等の消費期限の短い食品の早期喫食

(4) 水道水以外の水を飲用とする場合の衛生対策

５ こころのケア等

市は、関係機関と連携し、被災以前より精神科医療を受けている者への支援を行い、災害時における精神障がい者等に対する保護・医療サービスの確保を行うことにより、停止している地域精神科医療の機能を補完する。

また、災害により新たに精神的不調をきたした者を早期発見し、重症化を防ぐとともに、PTSD（心的外傷後ストレス障がい）を含む精神的不調に対する予防を行う。

６ 感染症対策

市及び県は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、県は防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

第２５節 防疫

市は、被災地域及び被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携し、防疫体制の具体的な確立を図る。被災地において、感染症の予防及びまん延を防止するための対策

は、本計画の定めるところによる。

１ 実施責任者

被災地における防疫は、市長が知事と連携を図りながら実施する。

２ 防疫業務の実施方法

(1) 市の措置

1. 消毒方法
　市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。）第 27 条第 2 項及び第 29 条第 2 項の規定による知事の指示に基づき、知事の定めた場所を対象として消毒を実施するものとする。
2. 市は、感染症法第 28 条第 2 項の規定による知事の指示に基づき、知事が指定する区域内を対象として、ねずみ族・こん虫等の駆除を実施するものとする。
3. 市は、感染症法第 31 条第 2 項の規定による知事の指示に基づき、生活の用に供する水の供給を行うものとする。
4. 市は、被災地域の感染症に係る予防教育及び広報活動を推進する。
5. 市は、県の疫学調査班と連携し、避難所における感染症対策活動を実施する。
6. 防疫活動に必要な携行資材（噴霧器、消毒薬品、昆虫駆除薬剤、防疫用薬品資材）は必要に応じ一般販売店から緊急調達をする。
7. 市長は警察、消防等の諸機関、地区の衛生組織、その他関係団体の緊密な協力のもとに、次の事項について災害防疫実施要綱（厚生労働省）により、徳島県東部保健福祉局徳島保健所長を経由して知事に報告するものとする。
　ア　被害の状況
　イ 防疫活動の状況
　ウ 災害防疫所要見込み経費
　エ その他

第２６節 遺体の捜索及び火葬等

災害により死亡した者の遺体の捜索、調査、処理及び火葬等の実施は本計画の定めるところによる。

１ 実施責任者

遺体の捜索、収容及び埋葬火葬等は、市長が警察及び消防機関等の協力を得て行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は、知事（権限を委任された場合は市長）が行う。

２ 遺体の捜索の方法

(1) 実施方法

1. 遺体の捜索は、市長が捜索に必要な舟艇その他の機械器具を借上げて実施するものとする。
2. 遺体の捜索は災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により死亡していると推定されている者に対して行う。

(2) 捜索、探索隊の編成

捜索、探索隊の編成は、その都度状況により定めるが、おおむね次によることを原則とする。

捜索等の区域が広範な場合	警察官 消防団員(各分団で班を編成する) 市対策本部班員(その都度指示する)
捜索などの区域が局限される場合	警察官 消防団員(招集して現地で班を編成する)

	市対策本部班員(その都度指示する)

(3) 遺体捜索等の方法

1. 上記各班に対し捜索区域を定めて実施する。
2. 区域が局限される場合においても、分担区域を定め行うものとする。
3. 捜索時においては、作業班単位において作業等の分担を定めるものとする。

(4) 応援の要請等は、市において被災その他の事情により実施できないとき、又は遺体が流失等により他の市町村にあると認められるとき等にあっては県又は関係機関に対して行う。

(5) 応援の要請にあっては次の事項を明示して行う。

1. 遺体が埋没し又は漂着していると思われる場所
2. 遺体数及び氏名、性別、年齢、容貌、特徴、持物等
3. 応援を求めたい人数又は舟艇器具等
4. その他必要事項

(6) 災害救助法適用時の基準

捜索期間	災害発生の日から10日以内とする。
費用の範囲	舟艇その他捜索のため使用する機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

３ 遺体発見時の対応及び調査処理

(1) 市長は、遺体を発見したときは、すみやかに所轄警察署に連絡し、その調査を待って次の方法により処理するものとする。

1. 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理
2. 遺体の一時保存
3. 検案（遺体についての死因その他についての医学的検査を行う）

(2) 警察官は遺体を発見し又は遺体発見の届出を受けたときは、すみやかに次の措置を講じるものとする。

1. 身元の明らかな遺体については、検視をして、所持金品等ともに、遺体を遺族に引き渡すこと。ただし、遺族への引き渡しができないときは、死亡地を管轄する市町村長に引き渡すこと。
2. 身元の明らかでない遺体については検視をして、所持金品等とともに遺体の死亡地を管轄する市町村長に引き渡すこと。

(3) 市において被災その他の事情により遺体の調査処理が実施できないとき、県又は関係機関へ応援の要請を行う。

(4) 災害救助法適用時の基準

遺体の処理期間	災害発生の日から原則10日以内とする。(別に期間が定められた場合を除く)
費用の範囲	遺体の検案、洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用及び遺体の一時保存のための費用。

４ 遺体の火葬等

災害により死亡した者で、市長が必要と認めたときは応急的に火葬又は埋葬に付するものとする。なお、火葬又は埋葬の実施にあたっては、次の点に留意するものとする。

(1) 事故死等による遺体については、県警察から引き継ぎを受けた後、火葬又は埋葬する。

(2) 身元不明の遺体については、県警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたるとともに、遺品の保管等身元確認のための適切な措置を行った後、火葬又は埋葬するものとする。

(3) 被害地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者の火葬又は埋葬は、行旅死亡

人としての取扱いの例による。

(4) 市において被災その他の事情により火葬又は埋葬が実施できないとき、県又は関係機関への応援を要請する。

(5) 災害救助法適用時の基準

火葬又は埋葬の期間	災害発生の日から 10 日以内とする。
費用の範囲	棺（附属品を含む）、骨つぼ及び骨箱、埋葬又は火葬に要する経費（賃金職員等雇上費を含む。）

５ 海上漂流遺体の捜索等

災害時において市周辺海域に遺体が漂流する事態が発生した場合には、市は徳島海上保安部に応援要請を行うものとする。

第２７節 要配慮者支援対策の実施

１ 方針

災害からを守るため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び徳島県の「災害時要援護者支援対策マニュアル」等を踏まえ、実効性のある支援を実施する。

２ 社会福祉施設等に係る対策

(1) 被災した社会福祉施設等は、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、速やかに利用者の安全確保に努める。

(2) 被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は、支援の必要性の高い被災者を優先し、可能な限り、緊急一時入所等、施設への受入れに努める。

(3) 被災した社会福祉施設等は、水、食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握に努め、近隣施設、県及び市町村等に支援を要請するものとする。

(4) 社会福祉施設等はその機能に応じ、被災した要配慮者に対する支援のため、生活物資等の提供、職員の派遣や利用者の受入れについて、相互の連携を図るとともに、福祉避難所への支援等に努めるものとする。

(5) 市は、ライフラインの優先的な復旧や、水、食料品、生活必需品等の確保及びマンパワーの確保等に重点を置いて、被災した社会福祉施設等の支援を行うよう努めるとともに社会福祉施設等の相互応援活動を支援する。

３ 障がい者及び高齢者に係る対策

(1) 市は被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努める。

(2) 市は、携帯端末、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送等を利用することにより、被災した障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行うこととする。

(3) 市は、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、ストマ用装具、ポータブルトイレ、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握し、調達に努める。

(4) 市は、避難所や在宅における障がい者及び高齢者のニーズを把握し、災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）の派遣や施設への緊急一時入所等必要な措置を講じるものとする。

４ 児童に係る対策

(1) 市は、保護者のいない児童の速やかな発見と実態把握に努め、発見した場合には、親

族による受入れの可能性を探るとともに、児童養護施設等への受入れや里親への委託等の保護を行う。

(2) 県は、被災児童の精神不安定に対応するため、こども女性相談センターにおいて、メンタルヘルスケアを実施する。

(3) 市は、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見した際の保護及びこども女性相談センター等に対する通報についての協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況等について公式LINEアカウントを利用する等の情報提供を行うものとする。

5 外国人等に対する対策

(1) 市は、被災した外国人等の迅速な把握に努める。

(2) 市は、外国人等に対し、外国語による各種必要な情報の提供に努める。

(3) 市は、必要に応じて外国語による相談窓口を設け、生活相談の実施やニーズの把握に努めるとともに、通訳の派遣等の必要な支援に努めるものとする。

6 災害時（介護福祉）コーディネーターによる調整

(1) 県は、大規模災害時に必要とされる介護福祉活動を適時適切に行うことを目的に、徳島県災害時介護福祉コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を配置し、「災害時（介護福祉）コーディネーターによる災害時会議福祉支援活動マニュアル」に基づき、県内外から提供される救援物資及び人材を適切に配置するなど災害時における介護福祉活動の調整を図る。

(2) 県から委嘱を受けた市職員のコーディネーターは、災害時には市内の被害情報や介護福祉支援ニーズ等の情報収集を行い、県コーディネーターに伝達するほか、平常時には関係機関との連携強化に取り組むものとする。

7 避難行動要支援者への対応

(1) 市は、本市に居住する避難行動要支援者の把握に努めるとともに、法第49条の10第1項の規定に基づき、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を行うための基礎となる「避難行動要支援者名簿」を作成する。

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者は、居宅において日常生活を営む者のうち、次のいずれかに該当する者とする。

1. 介護保険法に規定する要介護状態区分において、要介護３以上の認定を受けている者
2. 身体障害者手帳の交付を受けており、障がいの程度が１級又は２級の者
3. 療育手帳Ａの交付を受けている者
4. 精神障害者保健福祉手帳１級の交付を受けている者
5. 六十五歳以上の高齢者のみで構成される世帯の者で市に申請をした者
6. その他災害時の避難支援等が必要と認められる者で市に申請をした者

(3) 避難行動要支援者名簿の記載項目（避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報）

1. 氏名
2. 生年月日
3. 性別
4. 住所又は居所
5. 電話番号その他の連絡先
6. 避難支援等を必要とする事由※

7. 避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項
※「避難支援等を必要とする事由」とは、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由等の障がいの種類及びその程度、要介護状態区分などの要支援者個人の避難能力に関する事項のほか、同居親族の有無等といった避難支援等を特に必要とする理由の概要を指すものであり、災害発生時における緊急的な避難支援等の実施に当たり、必要な人員数や支援方法等を的確に判断する上で必要となる情報とする。

(4) 内部で保有する避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報（法第49条の10第3項）
1. 住民基本台帳データ
2. 介護保険認定者データ
3. 障がい者手帳交付台帳
4. 難病患者に関する情報

(5) 災害時に避難行動要支援者を援護する情報伝達、救助等の体制整備を図るものとし、法第49条の11第2項に基づく避難支援等の実施に携わる関係者（以下「地域支援者」という。）の確保に努め、地域住民の協力を幅広く得ることとする。

(6) 災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結び付けるため、避難行動要支援者本人の同意がある場合は、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難行動要支援者名簿を、同意を得た地域支援者に提供するとともに、民生委員・児童委員又は市が「災害時避難行動要援護者避難支援個別避難計画」を作成し、同意を得た地域支援者に提供することにより地域による見守りに努める。また、災害発生時には速やかな避難誘導や安否確認などの活動に役立てるものとする。

(7) 「鳴門市災害時要支援者避難支援登録制度」は、避難行動要支援者対策の個別・具体的な支援策として位置づけ、継続することとする。ただし、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者本人の同意を得ることなく、地域支援者及びその他派遣された自衛隊の部隊や他の都道府県警察からの応援部隊などに対し、名簿情報を提供する。

(8) なお、地域支援者となる者の範囲は以下のとおりとする。
1. 民生委員・児童委員
2. 自主防災組織
3. 地区自治振興会
4. 社会福祉協議会
5. 消防機関
6. 警察機関
7. 市と避難支援等の協力協定等を締結した企業や団体
8. 避難支援者

(9) 避難行動要支援者名簿の提供方法及び情報提供における情報漏えい防止措置
市は、地域支援者からの請求があったとき、本人の同意がある場合は、必要な限度で当該名簿情報を地域支援者に提供する。　この際、情報漏えいを防止するため、当該名簿の避難支援等関係者以外の閲覧等を禁止するとともに、当該名簿の取り扱いについて関係職員及び関係者への指導、啓発等を実施する。

(10) 避難行動要支援者名簿の更新
当該名簿は、各所管課が職権により定期的に更新を行う。

(11) 避難行動要支援者の円滑な避難のための情報伝達の配慮
共通対策編第２章第８節「要配慮者支援対策の充実」によるものとする。

(12) 避難支援等関係者の安全措置

共通対策編第２章第８節「要配慮者支援対策の充実」によるものとする。

８ 福祉避難所の開設

市は、避難者の身体等の状況から避難所での生活が困難と判断される場合に福祉避難所を開設する。

(1) 福祉避難所への移送の検討

市は、避難所における要配慮者の健康状態や特性等の把握に努め、避難期間中において通常の避難所生活が困難な場合は福祉避難所への移送を検討する。

(2) 移送手段の確保

市は、福祉避難所に指定された施設や関連団体等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段を確保する。

第２８節 動物救済対策

１ 方針

被災地における動物の救済等については、本計画の定めるところによる。

２ 実施責任者

被災動物に対する保護、収容、支援等の救援対策については、県が設置する動物救援本部が行い、市は協力を行うものとする。

動物救援本部	県危機管理環境部消費者くらし安全局安全衛生課
	県動物愛護推進協議会
現地対策本部	県動物愛護管理センター
	県各総合県民局
統括班	動物愛護管理センター、各総合事務所、市町村
医療班	公益社団法人徳島県獣医師会、各支部、動物病院
支援班	動物愛護推進員、ボランティア等

３ 実施方法

「災害時のペット対策ガイドライン」(動物愛護管理センター策定) に準拠し、次のことを実施する。

(1) 飼養されている動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療、放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。

(2) 動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達、配布についての調整を行う。

(3) 仮設救援センターを設置し、保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施する。

(4) 特定動物（人の生命・身体に危害を加える恐れのある動物）については、飼養者、動物園、警察署等の連絡体制を図り管理に努める。

(5) 飼い主責任による避難所へのペット同行避難を推進するため、受入体制の整備と併せて、飼い主に対して、災害に備えたペットの適正飼育や避難用品の準備等についての普及啓発を行う。

第２９節 廃棄物の処理

１ 方針

災害時における被災地域のごみ処理、し尿処理、災害廃棄物処理等清掃活動の実施は、本計画及び「鳴門市災害廃棄物処理計画」の定めるところによる。

また、発災後は「鳴門市災害廃棄物処理計画」に基づき、「災害廃棄物処理実行計画」を速やかに作成する。作成後は、災害廃棄物処理の進捗に応じて段階的に見直しを行う。

２ 実施責任者

災害地における被災地帯の清掃は市対策本部が実施する。ただし、被災甚大等のため、市対策本部のみで実施できない時は県内他市町村及び県の応援を求めて実施する。

３ 清掃班の編成

ごみの処理のために清掃班を編成する。運搬車（トラック等)、作業員及び所要器具については災害の状況によりその都度編成する。市所有車両で処理できないときは 93 ページの共通対策編「緊急輸送対策」によるダンプカー等の応援を得て処理するものとする。

４ ごみ処理

(1) 市は、ごみ処理施設の被害状況を把握し、応急復旧に努めるとともに、被災地における生活ごみを迅速かつ適正に処理するため、災害廃棄物処理実行計画を速やかに策定する。また、市民に対しその内容を周知し、収集、処理及び処分を実施する。

(2) 市は、県に対し、ごみ処理について、必要な指導、情報提供及び調整の要請を行う。

(3) 清掃班により回収されたごみは市クリーンセンター(瀬戸町堂浦)等に集積し処理するものとする。

５ し尿処理

(1) 市は、下水道施設及びし尿処理施設等の被害状況を把握して、その応急復旧に努めるとともに、水洗便所の使用制限等について市民に対し広報する。

(2) 市は、下水道施設等及びし尿処理施設等が復旧し、し尿等の計画的な処理が可能となるまでの間、市民に対し仮設トイレの提供等必要な処置を講じる。

(3) 市は、し尿処理について、必要な指導、情報提供及び調整を県に要請する。

(4) し尿の汲み取りは、し尿運搬車により実施する。

６ 災害廃棄物処理

(1) 市は、円滑かつ迅速な災害廃棄物処理のため、国が作成する「災害廃棄物の処理指針」及び「鳴門市災害廃棄物処理計画」に基づき作成する「災害廃棄物処理実行計画」において、災害廃棄物の仮置場の設置及び管理・運営方針、避難所ごみや仮設トイレのし尿等の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方について、具体的に示すものとする。また、適切な分別・再利用を図り、最終処分量の削減に努めるとともに、環境汚染の未然防止のため、適切な措置等を講じるものとする。なお、災害廃棄物処理実行計画は処理の進捗に応じて段階的に見直しを行うものとする

(2) 市は、県に対して「災害廃棄物の処理指針」に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を求めるものとする。

(3) 市は、津波被害等により大量の災害廃棄物の発生が見込まれる場合は、広域処理を関

係機関と検討する。

(4) 市は県と連携して、平常時より関係団体と緊密に連携し、円滑な処理体制の構築に努める。また、市は、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会その他の機関と連携し、作業実施地区や作業内容を調整・分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の処理を行うものとする。

(5) 市は、国及び県と連携して、災害廃棄物に関する情報、取組等について、市公式ウェブサイトで公開する等、周知に努めるものとする。

(6) 市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、県と連携して、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等との解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

7 清掃施設及び設備の一覧表

(1) ごみ処理施設

名称	処理方式	処理能力	場所
市クリーンセンター	全連続燃焼式 （流動床ガス化溶融方式）	35t/日×2 基	瀬戸町堂浦字浦代 105-17-2
	リサイクル施設	25t/日	

(2) し尿、塵芥等運搬車数

区分	総数	し尿関係				塵芥関係						
		3,500Lバキューム車	1,800Lバキューム車	2トンダンプ車	4トンクレーン車	2トンロータリー車	アームロール車	2トン積深ボディダンプ車	2トンパワーゲート車	4トンクレーン車	軽ダンプ	2トンパッカー車
台数	26	1	0	1	1	12	3	1	2	2	1	2

第３０節 応急仮設住宅の供与

１ 方針

災害のため住宅に被害を受けた者で、自らの資力では住宅の確保ができない者等に対する応急仮設住宅の供与については、本計画の定めるところによる。

２ 実施責任者

(1) 被災者に対する応急仮設住宅の供与は、市長が実施するものとする。

(2) 災害救助法が適用された場合は、知事（権限を委任された場合は市長）が行うものとする。

３ 対象者

災害のため住宅が半壊若しくは半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力で住宅を修理できない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者を対象とする。

４ 期間

災害発生の日から３か月以内（法に基づく、国の災害対策本部が設置された場合は６か月以内）とする。

５ 住宅の種類

一般向けの住宅、高齢者・身体障がい者向けの住宅を供給する。

６ 供与の期間

応急仮設住宅の完成の日から２年以内とする。

７ 建設用地

応急仮設住宅の建設用地の選定にあたっては、原則として、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定することとし、上下水道、ガス、電気等の生活関連設備の整備状況等についても配慮することとする。

また、激甚な大規模災害時でも迅速かつ適切に建設用地の選定を行うため、あらかじめ、建設予定地のリストを作成し、建設可能戸数等の状況を把握するものとする。

８ ライフライン整備

応急仮設住宅のためのライフラインの整備は、市長が行う。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事からの委任を受けて行う。

９ 資機材の調達

建設及び修理のための資材は原則として請負業者が確保するものとするが、災害時における混乱等により確保できがたいときは、県又は市が確保について斡旋を行う。

１０ 民間賃貸住宅等の借り上げ

県は、応急仮設住宅の建設以外に、民間賃貸住宅等の借り上げによる応急仮設住宅の供与も行う。

１１ 運営管理

市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュ

ニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとする。

１２ 建設業者の名簿

市内業者一覧表は、資料編のとおりとする。

第３１節 住宅の応急修理

１ 方針

災害のため住宅に被害を受けた者で、自らの資力では住宅の応急修理をすることができない者等に対する住宅の応急修理については、本計画に定めるところによる。

２ 実施責任者

(1) 被災者に対する住宅の応急修理は、市長が実施する。

(2) 災害救助法が適用された場合は、知事（権限を委任された場合は市長）が行う。

３ 対象者

災害のため住宅が半壊（半焼）し、自らの資力で住宅を修理できない者、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊（半焼）した者及び災害のため住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者を対象とする。

４ 期間

災害発生の日から３か月以内（法に基づく、国の災害対策本部が設置された場合は６か月以内）とする。（令和３年６月１８日内閣府告示第７６号）

なお、令和３年５月２４日現在の「災害救助法に基づく住宅の応急修理に関するＱ＆Ａ」によれば、期間の延長の可否について、「内閣府告示においては、住宅の応急修理の完了期限は３ケ月（国の災害対策本部が設置された場合は６ヶ月）となっていますが、当該修理を早期に完了するための方策を可能な限り講じた上でも、やむを得ずこの期間での救助の適切な実施が困難となる場合には、内閣府と協議の上、特別基準により期間の延長をすることが可能です。なお、都道府県や事務委任を受けた市町村は、可能な限り早期の応急修理の完了に努めていただきますようお願いします。」と回答されている。

５ 範囲

居住、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分とする。

６ 住宅の修理資材の確保

住宅の修理のための資材は、原則として請負業者が確保するものとするが、災害時における混乱等により確保することができないときは、市又は県が確保について斡旋を行う。

７ 労務及び資材の提供に関する協力体制

市は、労務及び資材の提供に関し、あらかじめ関係団体との協力体制を整えておくものとする。

８ 住宅の応急復旧活動

市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対応をすれば住居

を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

９ 災害救助法による応急修理支援基準

区分	一世帯当たり限度額
大規模半壊、半壊又は半焼の被害を受けた世帯	595,000 円
これらに準ずる程度の損傷を受けた世帯	300,000 円

第３２節 被災者向け住宅の確保

１ 方針

応急仮設住宅のほか、災害のため住宅を失った者向けの住宅の確保は、本計画の定めるところによる。

２ 実施責任者

市及び県は、被災者向け住宅の確保に努める。

３ 対象者

災害のため住宅が半壊（半焼）し、自らの資力で住宅を修理できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊（半焼）した者を対象とする。

４ 公営住宅への優先入居

市及び県は、公営住宅の空き住宅への優先入居等の措置を講じる。

５ 民間賃貸住宅の斡旋

徳島県居住支援協議会による民間賃貸住宅の空き家について情報提供を実施するとともに、（公社）徳島県宅地建物取引業協会等に対し民間賃貸住宅の空き住宅への入居斡旋を依頼する。

６ 建物の構造及び規模

災害救助法による応急仮設住宅の構造、規模は次のとおりである。

(1) 応急仮設住宅の規模は、1戸当たり29.7㎡（9坪）とし、5,714,000円以内とする。

(2) 構造は1戸建て、長屋建て、アパート式建築のいずれでもよい。

７ 建築予定数

災害のため住宅が半壊（半焼）し、自らの資力で住宅を修理できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊（半焼）した者を対象とする。

８ 建築完了予定日数

応急仮設住宅の建設は、災害発生の日からおそくとも 20 日以内に着工して、できる限り速やかに完了するよう努めるものとする。

第３３節 災害公営住宅

１ 方針

災害のため住宅を失った者向けの災害公営住宅の確保は、本計画の定めるところによる。

２ 災害公営住宅の建設入居

(1) 災害によって相当数の住宅が滅失した場合には被災者のうち低所得者に賃貸するため、公営住宅を建設する時は、滅失戸数が公営住宅法に定める戸数に達しなければならないので被害状況を速やかに県知事に報告するものとする。

(2) 前記建設の意志のある場合は、速やかに災害公営住宅整備計画を作成し、県知事を経由して地方整備局長に災害発生後１か月以内に次の書類を提出する。（各２部）

1. 住宅災害確定報告書
2. 災害公営住宅整備計画書
3. 被災者名簿
4. 住宅り災写真
5. 滅失住宅位置図

(3)国の補助は、国の定めた建設費の３分の２が補助される。

(4)入居資格者の条件は、鳴門市営住宅条例に定めるとおりとする。

第３４節 障害物の除去

１ 方針

災害時における緊急な応急措置の実施に障害となっている工作物、山くずれ、がけくずれ及び水等によって、道路、河川、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で市民の生命、身体及び財産等に危険を及ぼし、又は日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物の除去の実施について定める。

２ 実施責任者

(1) 応急措置を実施するため障害となる工作物等の除去は、市が行うものとする。

(2) 水防活動を実施するため障害となる工作物等の除去は、消防長が行うものとする。

(3) 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の維持管理者が行うものとする。

(4) 山（がけ）くずれ、浸水等によって、住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、市長が行うものとし、市で実施困難のときは知事に対し応援、協力を要請するものとする。

(5) その他の施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地の所有者又は管理者が行うものとする。

３ 機械器具の調達

障害物除去に要する機械等は防災協定締結事業者や「鳴門市災害時等協力事業者登録制度」に登録した事業者等から供給を受けるものとする。

(1) 必要機械器具の現況

機械器具名	台数	配置場所	連絡先
フォークリフト	6	市クリーンセンター	683-7570
ホイルローダー	1	〃	〃
バックホウ（解体用つかみ機）	2	〃	〃
	1	市し尿処理施設	〃

４ 所要人員の確保

災害時の障害物除去に要する人員等は、道路等の管理者配下の人員をもってあてるものとするが、不足する場合は必要な協定を締結しておき、建設土木業者の人員等の供給を受けるものとする。

市対策本部は更に労務の供給を図るが不足の場合は地区民及び鳴門市災害時等協力事業者登録制度に登録した事業者（以下「災害時等協力事業者」という。）の協力、自衛隊の派遣等を得るものとする。

５ 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合の障害物の除去については、知事（権限を委任された場合は市長）が行うものとするが、費用の対象等は次のとおりとする。

(1) 対象者

居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者

(2) 対象費用

ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等

(3) 対象期間

災害発生の日から10日以内とする。

６ 除去した障害物の集積場所

災害の状況に応じ、その都度指示するものとする。

第３５節 貯木及び在港船舶対策

１ 方針

流木及び在港船舶による被害並びに船舶の被害を軽減するための対策は、本計画の定めるところによる。

２ 貯木

貯木場は災害時の河川のはん濫や高潮等により貯木の流動を防止する措置をしなければならない。

事前措置	ワイヤーロープ、鉄柵、非常用ロープ、器具類及び流出防護柵等により流出を防止するものとする。
	各事業者は貯木の入荷又は現在量を把握しておくものとする。
事後措置	流木を生じた場合は直ちに調査し、早期回収のため、あらゆる手段を尽くすことを各事業者に勧告する。
	流木の状況を市対策本部へ通知するものとする。

３ 在港船舶対策

港に在泊する船舶に対しては、徳島小松島港台風・津波等対策委員会が定めた同港台風・津波等災害防止措置実施要領に準じた措置を講じる。

(1) 災害発生予想日の数日前及び前日の措置

1. 在港船舶及び入港予定船舶の動静把握
2. 木材荷役船舶に対する措置
3. 危険物荷役船舶に対する措置
4. 運転不自由船舶に対する措置
5. 木材の流出防止措置
6. 台風等災害に関する情報の収集及び伝達

(2) 災害発生予想日前日及び当日の措置

1. 災害発生に関する情報の収集及び伝達
2. 在港船舶に対する避難指示
3. 船舶に対する出入港の制限
4. 小型船舶用船だまりの整理
5. 在港船舶に対する停泊方法の指導
6. 木材に対する流出防止措置の確認

(3) 災害発生後の措置
1. 被害の調査
2. 災害復旧応急対策
3. 事故船に対する救難措置
4. 流出木材に対する措置

第３６節 ボランティア活動の支援

１ 方針

大規模な災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市、県及び防災関係機関等だけでは、十分に対応できないことが予想される。

そこで、災害応急対策を実施するうえで必要な人員を確保するため、各種ＮＰＯ・ボランティア等の協力体制について定めるものとする。

２ ボランティア団体等の協力

市は、各種ＮＰＯ・ボランティア等からの協力申し入れ等により、災害応急対策の実施についての労務の支援を積極的に受けるものとする。

３ ボランティアの受入れ

市は、ボランティア活動が円滑に行われるよう、市社会福祉協議会及び近隣市町村の協力を得て、最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

４ ボランティア団体等の活動

(1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
(2) 炊き出し、その他災害救助活動
(3) 高齢者介護、看護補助、障がい者支援、被災児童保護
(4) 災害廃棄物の撤去・清掃及び防疫
(5) 災害応急対策物資、資機材の輸送及び配分
(6) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
(7) 災害応急対策事務の補助
(8) その他

５ ボランティア支援体制の確立

市社会福祉協議会等は、必要があるときは速やかに災害ボランティアセンターを設置し、行政機関との連携を密にしながら、ボランティア支援体制を確立する。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の感染拡大の懸念がある状況においては、「新型コロナウイルス感染が懸念される状況における災害ボランティアセンターの設置・運営等について～全社協ＶＣの考え方」等を参考に、感染症対策を踏まえた災害ボランティアセンターの運営に努める。

６ ボランティアに係る事務委託

県または県から事務の委託を受けた市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができ

る。

第３７節 義援物資の受入れ・配分

１ 方針

一般市民及び他市町村等から被災者あてに送られた義援物資の受入れ及び配分は、本計画の定めるところによる。

２ 義援物資の受入れ及び配分

(1) 市は、義援物資の受入れ及び配分を行う。

(2) 物資受入れの基本方針

1. 原則として、企業・団体等からの大口受入れを基本とする。
2. 腐敗・変質するおそれのある物資は受け付けないものとする。
3. 規格や種類等の異なる複数の物資等を一括して梱包をされた物資は、善意の品といえども受け付けないものとする。

(3) 少量提供物資（個人提供等）の取扱い

1. 災害時においては、物資配分の観点から、同一物資を一カ所に大量に集約することが効率的である。しかし、多品種少量の義援物資については集約が困難であり、各避難所への配分の支障となるおそれがある。また、ニーズがない物資は、各避難所へ配分されないおそれがある。そのため、個人等の善意の効果的な発揮及び物資の効率的な調達・配分の観点から、提供者に対して異なる種類の物資を少量提供するのではなく、極力、単品大量の提供か義援金としての協力を依頼する。
2. 個人等からの義援物資の申し出については、提供物資及び提供者の連絡先などを記録し、必要に応じて提供を依頼するものとし、一方的な送り出しは控えるよう依頼するものとする。

(4) 受入体制の広報

市は、円滑な義援物資の受入れのため、次の事項について市公式ウェブサイトや報道機関等を通じて広報に努める。

1. 必要としている物資とその数量
2. 義援物資の受付窓口
3. 義援物資の送付先、送付方法
4. 一方的な義援物資の送り出しは、受入れ側の支障となるため行わないこと

(5) 報道機関との連携

テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、市及び県等は、報道機関に対して適宜適切な情報提供に努め、ニーズに沿った義援物資の受入れに努める。

第３８節 公共土木施設の応急対策

１ 方針

災害時における公共土木施設の応急対策は、本計画の定めるところによる。

市は災害発生後、自ら管理･運営等する道路、河川、不特定かつ多数が出入りする施設、あるいは災害応急対策の実施上重要な建物に関して、応急対策を速やかに実施するものとする。

なお、二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとるものとする。

２ 道路

道路の被害は、路面の亀裂・損傷、法面の崩壊、橋りょう等道路構造物の損壊等が予想される。災害発生後、以下のように所管道路における管理上の措置をとるものとする。

(1) 主要幹線道路(特に津波避難場所等への避難路)より巡視を実施して、被害状況、通行止め箇所を把握し市対策本部に報告する。

(2) 避難路(輸送路)において応急復旧作業の必要が生じた箇所については復旧業者の確保を行う。

(3) 道路工事、占用工事等道路上における工事の中断措置をとり、必要に応じ保全措置を講じる。

(4) 応急復旧資機材の保有状況について情報収集･把握に努める。

(5) 国、県、県警察その他関係機関と連携協力し、情報の共有を図るとともに必要な措置を講じる。

(6) 災害状況により二次災害が予想される場合は、通行規制等の必要な応急措置を直ちに行うとともに、関係機関に状況を報告する。

３ 河川及びため池

(1) 地震発生後、津波の発生が予想される場合において影響を受けると予想される河川の管理上の措置について、あらかじめ定めるものとする。

(2) 地震発生後、所管する河川及びため池の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、状況に応じ応急措置を講じるとともに、水門及び陸閘の閉鎖、工事中の箇所の工事中断等の措置をとる。また、内水排除施設について、施設管理上必要な操作、非常用発電装置の準備・点検その他所要の応急措置を行う。

(3) 地震発生後、被害状況を調査するとともに、破損等により二次災害の発生が予想される箇所については応急的に措置をする。

(4) 緊急点検の対象となるため池は、震度４の地震が発生した場合は堤高15ｍ以上の防災重点農業用ため池とし、震度５弱以上の場合は全ての防災重点農業用ため池とする。

(5) ため池の緊急点検は管理者が行い、市は、緊急点検の結果をため池防災支援システムにより速やかに報告するものとする。ただしこれが難しい場合は、県を通じて地方農政局にメール、ファクシミリ等により速やかに報告するものとする。また、異常が発見された場合は、人命優先・二次災害防止を優先し応急対策を実施するとともに、関係機関と連携し被害の拡大を防止する。

４ 港湾・漁港等

関係者と共に被災状況を調査するとともに、余震等による被害が予測される箇所の応急復旧に努める。

港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努めるものとする。

５ 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、学校、公園等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(1) 各施設に共通する事項

1. 津波警報等の入場者等への伝達
2. 入場者等の安全確保のための退避等の措置
3. 施設の点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
4. 出火防止措置
5. 水、食料等の備蓄
6. 消防用設備の点検、整備
7. 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・インターネットなど情報を入手するための機器の整備

(2) 学校等にあっては、当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合これらの者に対する保護の措置

(3) 社会福祉施設にあっては、要配慮者等移動することが不可能又は困難な者の安全確保のために必要な措置。

６ 対策本部、支部、避難所、医療救護所が置かれる施設の管理者が実施する措置

(1) 市対策本部又はその支部が置かれる庁舎等の管理者は、５の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。また、市対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

1. 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
2. 無線通信機等通信手段の確保
3. 市対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) 本計画に定める避難所又は医療救護所がおかれる学校、社会教育施設等の管理者は５の(1)又は(2)に掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所又は医療救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

７ 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他工作物又は施設については、工事担当(契約担当)部署は、請負者に対し安全措置を図り直ちに工事を中断するよう指示するとともに、現場の状況に応じ、請負者の責任において次の措置を講じさせる。

(1) 建設機械類の転倒･落下等危険防止

(2) 工事箇所の崩壊･倒壊･落下物の防止及び擁壁、法面等の補強措置

(3) 工事現場内におけるガス管、上下水道管又は電線等の安全措置及び監視･巡回

(4) 工事区域内への立入禁止の徹底と監視

(5) 事用資機材及び工事用建築物等で倒壊等の危険が予想される場合の付近居住者の一時退去又は通行者への迂回等の要請

(6) 工事監督者、作業員の安全確保及び現場巡視

(7) 火気の使用抑制

第３９節 鉄道施設の応急対策

１ 方針

地震等災害時における鉄道事業者の応急対策は、本計画の定めるところによる。

２ 四国旅客鉄道株式会社の応急対策

(1) 計画の目的

地震災害等によって列車又は構造物等に被害を受けた場合は、旅客の生命、財産を保

護するため全力をあげて救出・救護に努めるほか、関係機関の緊密な連携のもとに、輸送業務の早期復旧を図ることを目的とする。目的の施行にあたっては、運転事故報告手続、災害時運転規則手続の定めるところによる。

(2) 対策本部等の設置

地震被害の実情を敏速に把握し、被災列車の救援、鉄道施設被害の応急措置を講じ輸送業務を早急に復旧するため、運転事故報告手続に定める対策本部（本社）及び復旧本部（現場）を設置するものとし、県、市町村、指定行政機関と密に連絡できる体制をとる。

(3) 地震発生時の運転規制（以下「特殊運転」という。）をする場合の警戒態勢の種別

1. 地震発生時の特殊運転

計測震度の区分	警報区間	運転規制の方法
3.5 以上 4.5 未満	要注意区間以外の区間	25km/h 以下の徐行
	要注意区間	列車の運転を中止する
4.5 以上	全区間	

2. 警報ブザー鳴動時の取扱い

警報機を設置した個所のＣＴＣ（列車集中制御装置）指令員又は駅長は、警報ブザーが鳴動したときは、速やかに当該規制区間内を運転する全列車に対し、信号機等による停止手配をとった後、各駅長、保線区長、電気区長及び関係乗務員に通報し、警報の区分に応じた特殊運転の取り扱いをするものとする。

(4) 保線区長の取り扱い

保線区長は、地震が発生し線路の状態により列車の運転に危険があると認めたときは、特殊運転について輸送指令員に要請するものとする。

(5) 第2次、第3次態勢の解除

1. 保線区長は、線路点検その他の状況により、列車の特殊運転の必要がなくなったとき又は警戒態勢の種別の変更が必要と認めたときは、その旨を輸送指令員に通報するものとする。
2. 電気区長は、第 3 次態勢施行区間の電車線路設備の点検を行い、列車の特殊運転の必要がなくなったと認めたときは、その旨を輸送指令員に通報するものとする。
3. 輸送指令員は、前項により保線区長及び電気区長から通報があったときは、関係の駅長及び運転士に対して解除の指令をするものとする。

第４０節 地域バスの応急対策

１ 方針

地震等災害時における地域バスの応急対策は、本計画の定めるところによる。

２ 鳴門市地域バス運行業務受託業者の応急対策計画

本計画は、災害によって鳴門市地域バス車両又は構造物等に被害を受けた場合において、旅客の生命及び財産を保護するため全力をあげて救出救護に努めること並びに関係機関の緊密な連携のもとに輸送業務の早期復旧を図ることを目的とする。

対策実施の詳細については、「重大事故及び異常気象発生時の対応マニュアル」の定めるところによる。

(1) 対策本部の設置

被害の実情を迅速に把握し、被災車両の救援、車両内被害の応急措置を講じ輸送業務を早急に復旧するため、戦略企画課に対策本部を設置するものとし、別に定める連絡体

制により鳴門市地域バス運行業務受託業者、警察、消防及び運輸支局等と密に連絡できる体制をとるものとする。

(2) 災害発生時の運行

鳴門市地域バスの運転手は、運行の安全が保てないと判断した場合、十分な車両の安全措置を行ったうえで運行を停止し、旅客に対し避難地の教示を行い、当該運行業務受託業者本部への連絡を行うものとする。

(3) 対策本部への連絡

鳴門市地域バスの運転手から連絡を受けた当該運行業務受託業者は、直ちに対策本部に報告を行うものとする。

(4) 運行判断

鳴門市地域バス運行業務受託業者から報告を受けた対策本部は、直ちに現状を把握し、運行の可否について判断を行うものとする。

(5) 運休指示

対策本部は、鳴門市地域バスの運行の安全が保てないと判断したときは、鳴門市地域バスの運休を当該運行業務受託業者に指示するものとする。

(6) 運休掲示

対策本部から運休を指示された鳴門市地域バス運行業務受託業者は、地震発生の日時、場所、概要、復旧の見込み、臨時の計画による運行、他の路線の運行等を営業所その他必要と認められる場所に掲示するものとする。

(7) 運休解除

対策本部は、現場復旧等により運行の安全が確認できたときは、運行の再開を鳴門市地域バス運行業務受託業者に指示するものとし、営業所その他必要と認められる場所に運行再開の案内を掲示する等広報を行うものとする。

第４１節 民間バス事業者の応急対策

１ 方針

地震等災害時におけるバス事業者の応急対策は、本計画の定めるところによる。

２ 民間バス事業者の応急対策計画

(1) 対策本部の設置

地震被害の実情を迅速に把握し、被災車両の救援、車両内被害の応急処置を講じ輸送業務を早急に復旧するため、速やかに本社に対策本部を設置するものとし、本社が被災した場合には、営業所に対策本部を設置するものとする。

(2) 救出、救護、連絡体制

災害によってバス車両又は構造物等に被害を受けた場合は、人的被害状況の把握、応急手当及び負傷者の搬送等を行うものとし、別に定める連絡体制により密に連絡できる体制をとる。

(3) 災害発生時の運行

バス乗務員は、危険度が高い区間がある場合、交通規制が実施される区間がある場合においては、運行の停止その他運行上の措置を講じるとともに、旅客に対し避難地の教示を行い、対策本部への連絡を行うものとする。

(4) 対策本部からの連絡

バス乗務員から連絡を受けた対策本部は、鳴門市戦略企画課に直ちに報告を行うものとする。

(5) 停留所等の旅客に対する措置

滞留旅客に対しては、最寄りの避難場所及び運行上の措置を講じた旨等の案内を掲示・放送等により行い、周知を図る。

第４２節 渡船等の応急対策

１ 方針

地震等災害時における渡船等の応急対策は、本計画の定めるところによる。

２ 渡船等

(1) 管理者、従事者と共に災害に対する対応策をマニュアル化することにより、乗客の安全を図るとともに、災害に対する意識の向上を図る。

(2) 災害発生後は、直ちに決められた体制に基づき連絡し、状況により乗客を安全に避難誘導するとともに、関係機関に状況報告する。

第４３節 電力施設の応急対策

１ 方針

地震等災害時における電力施設の応急対策は、本計画の定めるところによるものとする。

２ 災害時における電力の供給

電気事業者は、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が円滑な避難を行うために必要なものであることから、電力供給のための体制確保に努めることとする。

３ 災害時における電気の保安

各事業所の責任者は、災害時において送電を継続することが危険と認められる場合又は警察署、消防署等関係機関から要請があった場合には、送電停止等適切な危険予防措置を行う。

また、漏電火災等の二次災害の防止に必要な、需要家によるブレーカー開放等の電気の安全措置に関する広報を行う。

４ 災害時における電力施設の応急復旧

災害の規模、被災施設の状況に応じ、関係箇所との緊密な連絡のもとに、電力施設の被害状況を速やかに調査、把握し、人員、資機材、機動力等を最大限に活用して、四国電力（株）及び四国電力送配電（株）の「防災業務計画」に定める復旧順位、復旧方法に基づき迅速・的確に復旧するものとする。

５ 燃料電池自動車等の活用

市は、水素燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド車などを「走る発電所」として、災害時の電源確保に積極的に活用する。

第４４節 ＬＰガス供給の応急対策

１ 方針

地震等災害時におけるＬＰガス施設の応急対策は、本計画の定めるところによる。

２ 火災発生時の緊急対応

ＬＰガス販売事業者は、火災発見者から通報があった等の場合は、直ちに発火燃焼源を確か

め、周辺ＬＰガス設備のバルブ閉止等により延焼防止に努めるものとする。

３ 地震発生時の緊急対応

ＬＰガス販売事業者は、地震によりＬＰガス設備が損壊又は転倒した場合は、ＬＰガスによる災害の発生を防止するため、バルブ閉止等の措置を緊急に講じるものとする。

４ ＬＰガス販売事業者、一般社団法人徳島県エルピーガス協会鳴門地区会の措置

(1) ＬＰガス販売事業者は、事業所内及び供給先における災害発生の防止に努め、災害が発生したときは、県警察及び消防等関係機関に協力し、災害の鎮静に努め、災害が鎮静化した後は、全力で復旧に努めるものとする。

(2) ＬＰガス販売事業者間の調整については、一般社団法人徳島県エルピーガス協会が行うものとする。

(3) 広報活動

1. 消費先に対し、ガス栓閉止等の広報をするものとする。
2. 消費先に対し、ＬＰガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報するものとする。

(4) 一般社団法人徳島県エルピーガス協会の調整により、ＬＰガス販売事業者は、ＬＰガス供給施設の安全点検を実施し、被害状況の把握に努めるものとする。

(5) 容器の回収及び処分

1. 使用後廃棄された不要容器による二次災害を防止するため、回収に努めるものとする。
2. 必要に応じて各種メディアを活用し、周知徹底するものとする。

第４５節 水道施設の応急対策

１ 方針

地震等災害時における水道事業者の応急対策は、本計画の定めるところによる。

２ 復旧方針

市は、あらかじめ応急対策について計画を定めたうえで、災害時における飲料水の確保及び応急給水を行うとともに、次により水道施設の復旧対策を実施するものとする。

３ 水道施設の応急復旧

(1) 被害状況の把握

(2) 施設及び配水管の被害箇所に適切な職員の配備

(3) 市内の鳴門市水道指定業者協同組合への協力要請

(4) 「日本水道協会徳島県支部水道災害相互応援要綱」、「日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱」に基づく応援要請

４ 復旧計画策定及び復旧作業

応急復旧に必要な人員体制及び資機材の調達、施設復旧の手順、方法及び完了目標等を定め、計画的に応急復旧対策を実施し、施設の被害状況、復旧見込み等を市民に広報する。なお、復旧にあたっては、緊急度の高い給水拠点、避難所、医療施設、社会福祉施設、防災拠点等からの復旧に努めるものとする。

第４６節 下水道施設の応急対策

１ 方針

地震等災害時における下水道事業者の応急対策は、本計画の定めるところによる。

２ 復旧方針

被害が発生したときは主要施設から復旧を図る。復旧順序については、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、ます・取付管の復旧を行う。

３ 被害状況調査

市は、地震災害の発生時に、管渠及びポンプ場の各施設の被災状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達する。

４ 施設ごとの応急復旧措置

市は、各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管渠及びポンプ場の被害に対しては、下水の排除に支障のないよう応急措置を講じる。なお、復旧にあたっては、道路管理者、水道事業者等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図る。

(1) 管渠

緊急輸送路を地上巡視し、下水道施設が起因する道路陥没等を早急に把握し、損傷状況に応じた応急復旧を実施する。

(2) ポンプ場

停電のため機能が停止した場合、ディーゼル発電機などの非常用発電機によってポンプ運転を行い、揚水不能の事態が起こらないよう対処する。各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。万一機能上重大な被害が発生した場合は、揚水機能の復旧を最優先する。また、並行して各施設の損壊箇所を直ちに処置し、流下機能の確保と回復を図る。

５ 支援要請

市は、応急復旧の実施に必要な人員、資機材等が不足する場合には、近隣市町、県及び災害協定締結機関に対して広域的な支援の要請を行うこととする。

６ 災害広報

市は、各施設の被害状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、下水道に関する不安解消に努め、必要に応じて、応急復旧工事が完成するまで、水洗便所等の使用を中止するよう周知する。

第４７節 通信設備の応急対策

１ 方針

地震等災害時における西日本電信電話株式会社徳島支店及び株式会社ＮＴＴドコモ四国支社徳島支店の応急対策は、本計画の定めるところによる。

公共機関の通信確保はもとより被災地域における通信の途絶を防ぎ、一般公衆通信を確保するため、電気通信設備の応急復旧作業を迅速かつ的確に実施する。

２ 災害が発生又は、発生が予想される場合の準備

(1) 電源の確保

(2) 予備電源設備、移動電源車の発動

(3) 移動無線機、移動無線措置局等の発動
(4) 応急対策用車両、工具の点検
(5) 応急対策用資機材の把握
(6) 緊急輸送対策
(7) 復旧要員の確保
(8) 通信設備の巡回点検

3 災害対策本部

(1) 災害が発生又は、発生が予想される場合、その災害の規模、状況等により災害情報連絡室又は災害対策本部（以下、この節において「対策本部等」という。）を設置する。
(2) 対策本部等は、情報の収集伝達、応急対策及び復旧計画等の総合調整を行う。
(3) 対策本部等は、速やかに応急対策、復旧対策等ができる体制を確立する。
(4) 対策本部等は、県、市町村、指定行政機関と連絡を密にする体制をとる。

4 電気通信設備が被害を受けた場合の応急措置

災害の規模に応じ、次の応急措置を行う。

(1) 重要通信の確保
1. 救護復旧活動を担当する公共機関等の通信を確保するため、移動無線車、可搬型無線機等を使用して重要回線の確保に努める。
2. 電気通信事業法に基づき災害復旧に関する通信については優先的に取扱う。そのため必要があるときにはその他の通信の利用規制を行う。

(2) 特設公衆電話等の設置場所（資料編「特設公衆電話設置場所一覧表」を参照）
1. 主要な避難所等（特設公衆電話）
2. 通信ができない地域（特設公衆電話）
3. 市街地主要ターミナル（臨時公衆電話）

(3) 災害用専用基地局の運用
1. ドコモの大ゾーン基地局を稼動し半径約７ｋｍ・360 度のエリアカバーを目指す。
2. 移動基地局車の運用で被災箇所の孤立防止に努める。
3. 災害広報
4. 災害のため通信が途絶したとき、若しくは通信の利用制限を行ったときは、トーキ装置による案内、広報車、報道機関、窓口掲示等の方法によって、次の事項について周知する。

(4) 被災区間又は場所
(5) 回復見込み日時
(6) 通信途絶、利用制限の理由
(7) 通信途絶、利用制限の内容
(8) 通信利用者に協力を要請する事項
(9) その他の事項

5 災害用伝言版

被災地に向けた電話が輻輳した場合、安否情報等を確認するための災害用伝言ダイヤル「171」、インターネットによる災害用伝言板「Ｗｅｂ171」、携帯電話の「災害用伝言板」及び「災害用音声お届けサービス」を開設する。

6 回線の復旧順位

災害により電気通信設備に被害を受け、回線に故障が生じた場合は、通信の途絶の解消及び

重要通信の確保に努めるとともに、被災状況に応じた措置により回線の復旧を図ることとするが、復旧順位は社会的影響等を勘案の上、次のような段階的復旧を実施する。

(1) 第1順位の復旧

気象、水防、消防、災害救助、警察、防衛、及び輸送、通信、電力の確保に関係する機関に設置されるもの

(2) 第2順位の復旧

ＬＰガス、水道の確保に関係する機関、新聞、放送等報道機関に設置されるもの

(3) 第3順位の復旧

第1順位、第2順位に該当しないもの

第４８節 火薬類を扱う施設の応急対策

１ 方針

火薬類の保安対策は、本計画の定めるところによる。

２ 実施責任者

(1) 火薬庫又は火薬類の所有者及び管理者又は占有者

(2) 知事

(3) 警察本部長

(4) 市長

３ 火薬庫又は火薬類の所有者及び管理者又は占有者の措置

(1) 貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これに移して見張人をつけるものとする。

(2) 通路が危険であるか又は搬送の余裕のない場合には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講じるものとする。

(3) 火薬庫の入口、窓等を目塗土で完全に密閉し、木部には防火の措置を講じ、必要に応じて付近住民に避難するよう警告するものとする。

(4) 吸湿、変質、不発、半爆等のために著しく原性能若しくは原形を失った火薬類又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は廃棄するものとする。

４ 知事の措置

(1) 製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用の一時停止を命ずるものとする。

(2) 製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限するものとする。

(3) 火薬類の所有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずるものとする。

(4) 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずるものとする。

５ 警察本部長の措置

災害が発生した場合は、直ちに現場に警察官を派遣して施設管理責任者等と緊密な連絡をとり、付近住民の避難誘導、被害者の救出、救護並びにその他必要な防災措置を実施するものとする。

６ 市長の措置

施設管理責任者及び関係機関と緊密な連絡をとり立入検査を実施して災害の予防に努め、災害の発生の恐れがあるときは、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、関係者以外の者の退去を命じ、その区域への出入を禁止又は制限するとともに、区域内住民に対する避難、立退きの指示又は救出、救護並びにその他必要な防災措置を実施するものとする。

第４９節 高圧ガス（ＬＰガス供給施設を除く）を扱う施設の応急対策

１ 方針

高圧ガス施設の保安対策は、本計画の定めるところによる。

２ 実施責任者

(1) 高圧ガス製造者等
(2) 知事
(3) 警察本部長
(4) 市長

３ 製造者等の応急措置

(1) 直ちに事業所内における火気の取扱を停止し、製造施設等の異常の有無を点検する。
(2) 施設ごとの災害発生防止措置
1. 製造施設又は消費施設
ア 製造又は消費の作業を直ちに中止する。
イ 緊急遮断弁の閉止等の措置を行う。
ウ 製造又は消費設備内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出する。
エ 上記作業に必要な作業員以外の者を退避させる。
2. 販売施設、高圧ガス貯蔵所又は充てん容器等
ア 直ちにバルブの閉止等の措置を行う。
イ 充てん容器等を安全な場所に移す。
ウ 上記作業に必要な作業員以外の者を退避させる。
3. 充てん容器等が外傷又は火災を受けた場合
4. 高圧ガスを規定の方法により放出させる、若しくは充てん容器にガスを充てんした状態で他に損害を及ぼすおそれのない水中に沈める又は地中に埋める。

４ 災害広報

(1) 製造施設等に被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、直ちに関係機関に通知する。
(2) 必要に応じて、従業員及び付近住民に対し、危険な状態にあることを周知し、退避するよう警告する。

５ 知事の措置

災害の発生の防止のため、緊急の必要があると認めるときは、次の措置を講じるものとする。
(1) 製造若しくは販売のための施設、高圧ガス貯蔵所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用の一時停止を命ずること。
(2) 製造、引渡、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。
(3) 高圧ガス又はこれを充てんした容器の廃棄又は所在場所の変更を命ずること。

６ 警察本部長の措置

火薬類に対する措置と同様とする。

７ 市長の措置

火薬類に対する措置と同様とする。

第５０節 石油類及び薬品を扱う施設の応急対策

１ 方針

石油類及び薬品の保安対策は、本計画の定めるところによる。

２ 実施責任者

(1) 施設の所有者及び管理者又は占有者
(2) 市長
(3) 知事

３ 施設の所有者及び管理者又は占有者の措置

(1) 施設内で使用する火は完全に消火する。
(2) 施設内の電源は、保安系路を除いて状況に応じて切断する。
(3) 施設内における貯蔵施設の補強並びに付属施設の保護措置を実施する。
(4) 自然発火性物質に対する保安措置を強化する。
(5) 施設内の消火設備を点検し、その機能を確認する。

４ 知事又は市長の措置

(1) 被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者、関係機関と緊密な連絡をとり、立入禁止区域の設定をするとともに区域内住民に対する避難、立退きの指示をするものとする。
(2) 火災の防ぎょは、市の消防機関がその消防力を有機的に運用して実施し、特に火災の状況、規模並びに危険物の種類により、消火用薬剤の収集、化学車の派遣要請等他の機関の応援を受けるものとする。
(3) 流出、転倒及び浮上したタンク等に対しては、使用の停止を命じ、危険物の排除作業を実施させるものとする。
(4) 漏油した場所その他危険区域は、ロープ等で区画し、係員を配置するものとする。

第５１節 放射性物質を扱う施設の応急対策

１ 方針

施設放射性物質の保安対策は、本計画の定めるところによる。

２ 実施責任者

(1) 施設の所有者及び管理者又は占有者
(2) 知事
(3) 市長
(4) 警察本部長

３ 応急措置

火災等により放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、医療機関と緊密な連

絡をとり、危険のある場所の認知及び放射線量の測定をあわせて行い、延焼防止に主眼をおき、汚染区域の拡大を防止するものとする。

大量放出又はそのおそれのある場合は、危険区域内所在者の避難誘導にあたるとともに立入禁止区域を設定するものとする。

第５２節 学校等被災時の応急教育対策

１ 方針

学校（園）施設の被災により通常の教育に支障をきたした場合の応急教育は、本計画の定めるところによる。

２ 実施責任者

(1) 市立学校（園）における応急教育は、市教育委員会が実施するものとする。

(2) 私立学校（園）における応急教育は、設置者が実施するものとする。

３ 応急教育の実施

学校（園）長は、あらかじめ災害を想定して応急教育の方法についての計画を定めて、応急教育の実施責任者に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底する。

災害が発生した場合には、応急教育の実施責任者は当該学校（園）長と密接な連絡のもとに実施計画を定めて、これに基づき応急教育を行うとともに、学校教育活動の再開に向け、努力するものとする。

４ 児童生徒等への措置

(1) 児童生徒等を安全に避難させるとともに、学校（園）長を中心に被害状況等情報を集め、指示及び的確な措置をとる。

(2) 児童生徒等の登下校時の安全確保に留意し、保護者との連携を図る。

(3) 授業継続の可否及び学校運営の正常化に努める。

５ 応急教育の予定場所選定

教育委員会及び学校側並びに地域住民等と協議の上、教育場所を選定するものとする。

(1) 隣接学校の余裕教室（特別教室、講堂、屋内運動場）の利用、公民館、神社、寺院等の公共的施設の利用

(2) 上記場所を避難所又は被災者等の仮住居に利用している場合は、その都度協議して選定するものとする。

６ 応急教育の方法

学校（園）側と協議の上、応急教育の方法を定める。

７ 文教施設の災害応急対策

災害が発生した場合、学校（園）長は速やかに被害を調査し、教育委員会の指示により応急復旧を行うものとする。

(1) 被害が大破以下で補修を要する復旧の場合

屋根瓦の被害、硝子の破損等で直ちに復旧しないと授業に差し支える場合は、国庫負担事業の認定をまたず、授業に支障のある場所を速やかに復旧するものとする。

(2) 激甚災害により建物が全壊又は半壊した場合

激甚災害により建物が全壊又は半壊した場合において、その学校（園）に残存建物が

ある場合又は付近に遊休施設がある場合は復旧するまでの間、臨時的にそれらの建物を利用して応急教育を行うものとする。なお、前記建物がない場合は、仮設建物を建築する等授業に差し支えないよう適切な措置を行うものとする。

(3) 児童生徒等の転入学措置

被災地域の児童生徒が転入学を希望した場合には、受入れ可能な学校において、受入れ手続き等を可能な限り弾力的に取り扱い、転入学を円滑に行うものとする。

(4) 教職員の確保対策

教職員の人的被害が大きく、応急教育の実施に支障があるときは、他の教職員の臨時的派遣又は県教育委員会に連絡し、必要な教職員の確保に努める。

(5) 学校給食の措置

1. 給食施設、設備、給食関係職員、物資納入業者等の被害状況について調査し、関係機関との連絡を密にし、復旧に全力をあげる。
2. 給食の実施可能な学校から給食を再開する。
3. 給食の再開にあたっては、施設の清掃消毒を実施し、衛生安全に万全を期する。

(6) 教科書（教材を含む）・学用品の調達

1. 被災していない学校より借用して利用する。
2. 教材・学用品業者へ緊急連絡し教育委員会で直接購入する。
3. 配給数量等はその都度定めるものとし、93 ページの共通対策編「緊急輸送対策」により配給する。

８ 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、知事（権限を委任された場合は市町村長）が行う。

(1) 学用品の給与

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対し、次に掲げる品目の範囲内で学用品を給与するものとする。

1. 教科書（教材を含む）
2. 文房具及び通学用品

(2) 期間

教科書については災害発生の日から1ケ月以内、文房具及び通学用品については災害発生の日から15日以内とする。

９ 就学援助費等の支給

市長は災害救助法が適用される等の著しい災害により、新たに経済的理由によって就学困難となった小学校児童及び中学校生徒に対して、速やかに就学援助費（学用品費等、医療費、給食費）を支給するものとする。また、既に準要保護に認定された小学校児童及び中学校生徒が学用品等を消失した場合は、速やかに就学援助費を再支給するものとする。

災害により、特別支援学校又は特別支援学級の児童生徒が学用品等を消失した場合は、速やかに就学奨励費を再支給するものとする。

１０ 学校が地域の避難所となる場合の留意事項

(1) 避難所に供する施設、設備の安全を確認し、避難措置の実施責任者に対してその利用について必要な協議を行う。

(2) 学校管理に必要な教職員を確保し、施設・設備の整備またその保全に努める。

(3) 避難生活が長期化する場合においては、応急教育活動と避難活動との調整について、市と必要な協議を行う。

(4) 市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。

(5) 避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、施設の開設や避難者の受入れなどの避難所運営については、自主防災組織・教職員・市職員の役割分担等を決めた「避難所運営支援計画」を参考に実施するものとする。

【資料編】

指定緊急避難場所一覧表

指定避難所一覧表

第５３節 災害警備対策

災害時における警備対策については、鳴門警察署の計画による。

第５４節 災害応急対策従事者の雇用

１ 方針

災害応急対策の実施が市対策本部職員、消防職員及び消防団員及びボランティアの動員のみでは労働的に不足し又は特殊な作業のため技術的な労力が必要なときにおける労務者等の雇い上げは本計画の定めるところによる。

２ 所要人数の要請及び割り当て

市対策本部各班において必要所要人数を企画総務班長に要請するものとする。企画総務班長は作業員等の確保を行い、要請人数を割り当てるものとする。

３ 災害救助法による基準等

災害救助法により実施のための作業員雇い上げの範囲、その他の基準等は次による。

(1) 作業員雇い上げの範囲

1. 被災者避難のための作業員
2. 医療及び助産の移送
3. 被災者の救出
4. 飲料水の供給
5. 救助用物資の整理、輸送及び配分
6. 遺体の捜索及び処理(埋葬を除く)

(2) 上記以外の救助作業のため作業員の必要が生じたときは、県又は直接県本部に範囲外作業員の雇い上げについて次の事項を明示して要請するものとする。

1. 作業員の雇い上げを要する目的又は救助種目
2. 作業員の所要人数
3. 雇い上げの期間
4. 雇い上げの理由
5. 雇い上げを要する地域

(3) 作業員雇い上げの期間は、各救助の実施期間中とする。

(4) 作業員の雇い上げは、一般作業員又は日雇い労務者とし、一般作業員については職業安定所の供給可能求職者より供給するが、不足を生じる場合は県下各地域の職業安定所から充当するものとする。

(5) その他

1. 土木の応急復旧作業等でその内容が請負等に付することを適当とするような場合においては、請負等の方法によるものとする。

第５５節 土砂災害応急対策

１ 方針

急傾斜地崩壊や土石流、地すべり等の土砂災害に関する情報収集・伝達、雨量の観測、避難指示等警戒避難体制に関し、次のとおり定める。

２ 警戒体制の確立

(1) 危険区域の警戒体制は気象注意報・警報及び徳島県土砂災害警戒システム等を判断基準とし、危険区域内に災害発生のおそれがある場合に警戒体制を指示するものとする。

(2) 第１警戒体制が指示されたときは、おおむね次に掲げる事項を行う。

1. 気象警報発表等の広報及び警戒等の周知
2. 危険区域に対する警戒及び巡回

(3) 第２警戒体制が指示されたときは、おおむね次に掲げる事項を行う。

1. 必要により市民に対する高齢者等避難の広報、避難指示
2. その他、状況により必要と認める事項

(4) 急傾斜地崩壊危険区域に対する警戒体制

警戒体制をとる基準雨量は、降雨量、降雨時間、がけの状況、樹木の状況、土質等により判断するが、おおむね下記の雨量状況を基準とする。

体制別／雨量	第１警戒体制	第２警戒体制
前日までの連続雨量が 100 ㎜以上あった場合	当日の日雨量が 50 ㎜を超えたとき	当日の日雨量が 50 ㎜を超え、時雨量が 30 ㎜程度の強雨が降り始めたとき
前日までの連続雨量が 40～100 ㎜あった場合	当日の日雨量が 80 ㎜を超えたとき	当日の日雨量が 80 ㎜を超え、時雨量が 30 ㎜程度の強雨が降り始めたとき
前日までの降雨がない場合	当日の日雨量が 100 ㎜を超えたとき	当日の日雨量が 100 ㎜を超え、時雨量が 30 ㎜程度の強雨が降り始めたとき

(5) 土石流危険区域に対する警戒体制

土石流はそれぞれの渓流の地形、地質的条件及び降雨特性により著しく異なるので、土石渓流の警戒基準は、渓流ごとの特性を十分考慮して判断するが、おおむね次の雨量を基準とする。

体制別／雨量	第１警戒体制	第２警戒体制
連続雨量	200 ㎜	300 ㎜以上

３ 危険区域における情報の収集

(1) 警戒体制が指示されたとき又は災害の発生のおそれがあると認めるときは、危険区域内に警戒隊（共通対策編第３章第２節「市の活動体制」で定めるほか、市対策本部長が必要と認める班によって編成する）を派遣し情報収集を行うものとする。

(2) 情報の内容は、危険区域及びその付近の災害発生のおそれのある異常現象(急傾斜地の地表水、湧水、亀裂、竹木等の傾倒、人家等の損壊の現象等)の内容及び市民、滞在者

の数等とする。

(3) 情報は、原則として市対策本部へ通報する。

４ 前兆現象

土砂災害から生命を守るため、危険区域内の市民は次のような前兆現象が認められた場合は、自主的に避難を心がけるものとする。また、市対策本部は大雨、豪雨、その他の異常な自然現象により、ある程度の危険性を確認したときは、危険区域内の市民に注意喚起し、自主避難を促すものとする。

(1) 山鳴りがする場合

(2) 渓流の流水が急激に濁りだした場合や流木等が混ざりはじめた場合

(3) 降雨が続いているにもかかわらず、渓流の水位が急激に減少しはじめた場合

(4) 斜面から水が噴き出してきた場合

(5) 沢や井戸の水が濁ってきた場合

(6) 地面にひび割れができた場合

(7) 崖から小石がバラバラ落ちてきた場合

５ 土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の整備

(1) 土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第五十七号）第6条に基づき、県知事が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行った区域については資料編「土砂災害警戒区域等一覧表」のとおりとする。

(2) 情報の収集及び伝達

徳島県及び徳島地方気象台より、市域において土砂災害警戒情報が発表された場合、市対策本部は県からのＦＡＸ及び徳島県土砂災害警戒システム、防災情報提供システム、各関係機関のウェブサイト等により必要な情報を収集し、土砂災害警戒情報が発表された旨を関係機関及び市民に対して広報する。また、当該区域に警戒隊を派遣するなど監視を行い、高齢者等避難及び避難指示等の必要性について検討を行う。土砂災害に関する情報の伝達方法は以下【別図１】の通りとする。

(3) 警戒避難体制に関する周知

土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を市民に周知するため、ハザードマップの作成及び配布その他必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(4) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合は、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

(5) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該施設の利用者の円滑な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する事項を定めた避難確保計画を作成し、計画に定めるところにより訓練を行うものとする。

６ 避難指示等の発令及び伝達

(1) 避難指示等の発令基準

自然現象である土砂災害を的確に予測することは困難であるため、避難指示の発令に際しては、土砂災害警戒情報のみで判断するのではなく、気象情報や降雨の状況、前兆現象、市民からの情報提供やパトロール等による現地の状況、近隣地域の災害発生情報等の幅広い情報を把握し、総合的に判断するものとする。

(2) 避難指示等の発令範囲

土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令範囲として事前に設定し、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険性の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで、避難指示等を発令できるよう、あらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

(3) 避難指示等の伝達

市対策本部は、(1)の総合的判断に基づいて避難指示等を発令する場合は、土砂災害防止法第7条の規定に基づき、市民及び土砂災害警戒区域内にある高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設に対し、以下【別図1】の方法により、関係機関と連携して迅速かつ確実な情報伝達を行う。特に要配慮者については、避難時に時間を要することが予想されるため、関係機関や地域の自主防災組織等と連携し、情報伝達とともに避難支援活動を行う。

【別図1】土砂災害警戒情報、避難指示等の情報伝達図

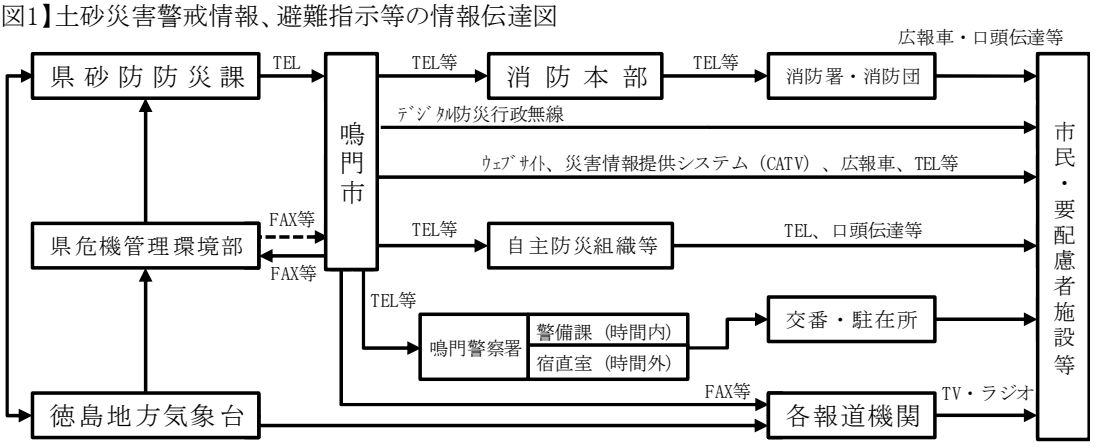

注 (1)- - - - → は総合情報通信ネットワークによる県庁統制局を示す。
(2)———→ は通知を示す。

7 避難所の開設

(1) 避難の指示を行った地域ごとに、最寄りの安全な避難所をあらかじめ指定し、開設するものとする。

(2) 避難者の誘導は原則として、市対策本部班員、支部員、警察官、消防職員及び消防団員が行うが、状況により自主防災組織等に協力を求め、これらの指示と統制のもとに要配慮者等を優先して誘導するものとする。

8 広報の方法

69 ページ　共通対策編／災害応急対策／災害広報「市民に対する広報の方法」を参照。

９ 雨量の観測箇所

所有者	観測所名	所在地	観測施設の明細		
			型　　式	管　理　者	データ取得箇所
国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所	板東谷	大麻町板東字中谷8-3	0.5mm転倒ます型自記雨量計	徳島河川国道事務所	徳島河川国道事務所
徳島県 県土整備部	中島田	瀬戸町中島田字北田	1mm転倒ます型自記雨量計	徳島県東部県土整備局	徳島県県土整備部砂防防災課
	粟田	北灘町粟田字西傍示	〃	〃	〃
	高島	鳴門町高島字北	〃	〃	〃
	大津	大津町大代字六反地	〃	〃	〃
	池谷	大麻町池谷字長田	〃	〃	〃
	鳴門	撫養町立岩字七枚128	0.5mm転倒ます型自記雨量計・テレメーター	〃	徳島県県土整備部河川整備課
	大谷川	松茂町中喜来字中瀬堤外15-9	〃	〃	〃
四国旅客鉄道株式会社	池谷	大麻町池谷字柳ノ本	警報機付雨量計	徳島保線区	徳島保線区
鳴門市	消防署	撫養町南浜字東浜170	0.5mm転倒ます型自記雨量計	消防署	消防署